有限責任伏見信用組合創立

三十八年五月二十五日有限責任伏見信用組合設立せられ、同年七月一日より業務を開始す、前年來繰越缺損を見たる伏見銀行は、三十八年上半期に入り四千五百九十八圓の利益を計上し、年七朱の配當を行へり、當時の預金十五万二千九百九十二圓、貸出八万八千四百八十一圓、同年下半期に於て一割配當を行ひ、

伏見銀行增資

且つ三千二百九十五圓の後期繰越を計上し、以後四十三年下半期に至るまで一割配當を持續し、四十四年五月資本金を二十五万圓に增加拂込十八万七千五百圓、次いで大正二年に至るまで九朱配當を繼續す、大正元年下半期末預金六十三万五千六百七十圓、貸出五十二万九千五百七十一圓、所有有價証券十一万五百六圓を示す、

第十六師團設置

工場方面にては、三十八年五月大阪紡績（現東洋紡績）は宇北惠美酒に伏見工場を設置す、同處の金巾製織株式會社工場を合併せる也

第十六師團は四十一年三月より各所屬兵營其他の起工あり、十月を以て竣工、師團司令部は十一月一日を以て、假駐屯所より移轉し、各隊もそれ〴〵移轉す、伏見町も亦これによつて繁榮の好影響を受けたり

四十一年主要生産額

四十一年に於ける主要生産額左の如し

品目	數量	價格	品目	數量	價格
酒	四五、〇〇〇石	一、八〇〇、〇〇〇円	瓦	一、五〇〇、〇〇〇個	三〇、〇〇〇円
醬油	三、五〇〇石	五九、〇〇〇	竹製品	二五〇、〇〇〇個	三、七五〇
米	一、四〇三石	二〇、四一五	扇子	一五、〇〇〇本	七五〇
麥	三四一石	二、四九九	團扇	九〇〇、〇〇〇本	三六、〇〇〇
茶	五、二〇〇貫	一五、五六〇	糸組物類	一五、〇〇〇組	三、〇〇〇
双子其他糸入木綿類	八〇〇反	一、〇〇〇	金銀糸類	一五、〇〇〇束	八、四〇〇
フランネル	一、〇〇〇反	一、九〇〇	青銅及銅器	一、二〇〇個	一八、〇〇〇
銅線	七五〇、〇〇〇斤	七五、〇〇〇円	燐寸	二六、〇〇〇打	四、八六〇円
銅板	一、〇〇〇貫	四、〇〇〇	紙製品	一、〇〇〇、〇〇〇個	二、五〇〇
テール	三、三〇〇〇樽	一六、五〇〇	柳行李	三、〇〇〇個	一、二〇〇
塵紙	五、四〇〇、〇〇〇枚	七、五六〇	手遊品	—	二、五〇〇
麥粉	四〇、〇〇〇斤	二四、六二四	木製品	—	三〇、〇〇〇
筍罐詰	三、二〇〇個	二、五六〇	鉄製品	—	一五〇、〇〇〇

伏見瓦斯會社創立

四十四年三月、櫻井利三郎、伴金三郎、中野種一郎氏等發起の下に、資本金二十五万圓、拂込十二万五千圓を以て伏見瓦斯株式會社創立せられ、本社を新町十一丁目に設置す、社長を置かず、初め櫻井利三郎氏專務取締役たりしが、後中野種一郎氏之に迭り、大正二年十一月京都瓦斯株式會社と合併解散し、京都瓦斯會社は伏見出張所を置く

京都瓦斯會社に合併

第四節　大正より昭和に至る

四十五年七月三十日　明治天皇崩御あらせられ、御陵所は紀伊郡堀內村字古城山に御治定あらせらる、天下は諒闇となり、財界は謹愼裡に經過し、後ち一年八ヶ月にして、昭憲皇太后崩御あらせらる、子民の淚乾く間もなかりき、御陵所は明治天皇御陵の右側字名護屋丸に御治定あらせられ、爾後子民の參拜日々織るが如し、

伏見銀行固定貸金整理

大正二年七月歐州大戰勃發し、財界は人氣銷沈す、伏見銀行はこの月臨時株主總會を開きて、固定貸金の整理を行ひ、重役を改選し、同年十二月更に臨時總會を開きて、京都商工銀行系統によりて整理に入る、下半期決算に於て二万五千餘圓の缺損を後期繰越として計上し、十二万三千六百十九圓の損失金を處分

京都銀行伏見支店開設

第一銀行伏見出張所改稱

財界好況時代

伏見商業會議所解散

し、以後無配當を持續すること九期にして、七年上半期六朱の配當を行へり、當時預金九十六萬二千四百四十一圓、貸金四十七萬一千七百七十一圓、これより先き明治四十四年五月一日京都銀行伏見支店の開設あり、第一銀行伏見出張所は四十五年三月支店と改稱す、當時の預金百十一万七千九百圓、貸出五万二千六百圓を示せり、銀行に於ては此外京都通商銀行(京都貿易銀行改稱移轉)島本銀行伏見支店等此前後に開設せらる、

大正六七年に入り、歐州大戰に伴ふ一般財界の好況は伏見にも反映す、同九年春期財界變動を見たりと雖、好況時代の餘澤を示し、大正七年末現在工場數七十五は、同十一年末には四十五を增加して百二十工場となり、業態別を以てすれば、金屬工場十七、纖維工場二十六、食品工場六十一、化學工業七、窯業工場五、雜種工場九を算す、生產總額は大正六年に於て九百六十三万五千圓なりしが、七年に入り一千三百四十六万七千圓、八年に入りては、更に增加して二千八百六十七万六千圓、九年には三千六十一万六千圓、財界變動を經過して、十年に入りても依然增加し三千百六十六万四千圓を示せり

明治二十八年三月を以て設立せられたる伏見商業會議所は商業會議所法により本町商工業の發達に資する處ありしが、大正六年十二月會頭櫻井利三郎氏の時代之を解散し、建物敷地を擧げて町に寄附し、伏見商工集會所とし、町に於ては特別經濟に依り保存せしが、後ち郡公會堂建設に當り郡に寄附し、土地は公會堂用地として貸與する事とし、且つ金一万圓を建築費用に寄附せり、大正十四年四月郡制廢止とともに本町公會堂となれり、

大正九年春期に於ける財界恐慌以後の不況、十二年九月一日關東大震災の影響は、酒造業にも相當示されたるも、伏見酒造は好況時代の利益により、何れも資力豐富にして、何等の反映なく、益々盛況を以て

伏見銀行、川崎銀行と提携

伏見銀行川崎銀行に合併

伏見三支店預金貸出高

進みつゝあり、十四年二月伏見銀行は川崎銀行と提携するに至れり、伏見銀行は其後業況良好を示し、資本金五十万圓となり、府下本店銀行中堅實味に於て隨一と稱せられたるが、重役は本邦銀行界の大勢に順應し、こゝに合同の前提として川崎家と提携するに至りしものにして、伏見銀行株に對し、川崎銀行は舊株五十圓拂込一株につき八十五圓、新株(三十七圓五十錢拂込)一株に付六十五圓を以て賣却申込に應ぜり、當時伏見銀行の拂込金及び積立金合計六十二万九千五百圓、十三年下半期末貸借對照表によれば、資本金五十万圓(拂込額四十三万七千五百圓)、諸積立金十九万二千圓、預金三百三十六万三千八百五圓、貸出二百四十万五千三百九十七圓、コールローン二十五万圓、預ヶ金二十四万圓、有價証券九十一万五千四百五十一圓、株主配當年一割を示す、同年三月八日臨時株主總會を開きて定款變更とともに重役增員に伴ふ選擧を行ひ、川崎銀行に合併、同行伏見支店となり、昭和二年九月第百銀行と合併するに至り、川崎第百銀行伏見支店と改稱せり、

京都銀行集會所調査にかゝる伏見組合銀行(第一、安田、川崎、第百)三支店の最近各期末預金貸出高は左の如し

伏見三銀行支店預金貸出高「單位千圓」

	預金	貸出
大正十四年十二月末	一一、〇九六	四、七七〇
同　十五年　六月末	一一、九七〇	四、四〇四
昭和　元年十二月末	一一、九七五	五、二七四
同　二年　六月末	一二、四四四	四、七八二
同　二年十二月末	一二、六七四	四、八五九
同　三年　六月末	一四、二二八	四、四〇四

備考　大正十四年十二月末は第一、安田両支店及び伏見銀行、十五年十二月末は第一、安田、川崎三支店、昭和二年十二月川崎は川崎第百に改稱、

昭和二年六月末預金貸出内譯

預金		貸出	
定期預金	八、五四七	証書貸付	二〇四
當座預金	一、八二八	手形貸付	一、六一二
特別當座預金	三、五八〇	當座貸越	五五二
通知預金	二三〇	割引手形	二、〇三六
諸預金	四三	合計	四、四〇四
合計	一四、二二八		

第六章　特産物

第一節　往時盛なりし特産物

豊臣氏の起るや、大阪城を始め京師聚樂第及び伏見城等、續々大土木を起して、建築術に一大進歩を促し、彫刻工藝亦著しく發達し、京師伏見の間には名工輩出して、豊公の恩寵を受け、所謂桃山時代の極致を現はせり、豊臣氏亡びて後、伏見に住したる之等名工の一半は江戸に、一半は加賀に入りしを以て、伏見には何等傳ふる處なし、名工として知らるゝもの、彫刻左甚五郎、人形師人形屋幸右衛門あるに過ぎず寛永以來、諸大名の位置漸く定まるや、各藩賢臣を擧げて治績を求め殖産を奬勵せしかば、諸國の物産

特産尠き理由

彬々として興れり、伏見は幕府の直轄地に屬し、奉行の交迭頻々として行はれたるを以て、奉行對領下民の關係は、領主が永き關係を有して對するが如くならず、單に任所に勤務するに過ぎざる態度を持するもの多し、故に殖産奬勵等に對して、治績を求めたる奉行は寥々として見るべからず、元より伏見の地が、水陸漕運の殷盛に幸されて、その要を見ざりしと言へ、一面爲政者がこの方面を等閑に附し、管下の人々に刺戟を與へざりし点、亦今日に於て特産品の少き因を爲したること免るべからざる也、

奉行中稍々この方面に意を注げるは内藤豊後守正縄とす、豊後守は本國信州岩村田領にして、天保九年より安政六年まで二十二ヶ年の長きに亘りて伏見奉行たり、伏見奉行に任ぜらるゝや、町裏に散在せる荒蕪地を開墾し、自國より桑苗を取寄せて栽培せしめ、大に養蠶を奬勵せるを以て、之に伴ひ絹織事業も興り、天保十二年には蠶增糸問屋仲間の組織を見るに至れり、元治元年幕府は伏見奉行林肥後守に對し「其領分所産の生糸を直接横濱に差送るべからず、所在の者より江戸生糸問屋に差送らば、其時相場の價格を以て買受くる筈に付心得べし」と令達せるに徴せば、已に伏見産生糸は横濱に送りゐたるを想はしむ、明治に入りて依然製糸製織を爲すもの殘存したるが、中世頃に至りて絶え、桑畑のみは尚ほ明治四十年頃まで往時の俤を偲ばしめしも、現在は全く跡を絶ちたり、

伏見人形

伏見人形　は深草に製産し、多く伏見に於て往還旅客の土産物とせしかば、伏見人形の名あり、又時深草が伏見町に屬したるを以て、伏見の名を冠せらる、初め元和元年鴨幸右衛門小兒玩具の土偶人を造り、人呼んで人形屋幸右衛門といふ、其他の工人巧を傳へて後世に至る、然れども粗製に流れ、幸右衛門時代の名聲に追隨し得ず、近年其製法に改良を加へ、大島嘉樂氏等の名工出でゝ大に推稱せらる、

本朝陶器考證云、　伏見人形燒初め人皇十一代垂仁天皇殉死之者を憐み、野見宿禰へ御尋有之殉死を

禁じ給ふ、此時宿禰之本國出雲國に土を以て人形を造り候者有之、此者を召寄せられ、土にて人形を造らせ、殉死之者之代りに埋められ候事有之趣、此年暦當嘉永五子年迄千七百餘年に相成、右人形造り候者、其頃住居之宿無之、東福寺領之内に小屋を建て住居罷在依て右場所を當時聞村と唱申候よく相聞候、然れども人皇十一代之頃は、大和國に都有之候故東福寺領に住居候と申儀、疎漏之至と被存候、何分往事之事にて、右子孫も當時は無御座、委細分りかね、只前文之趣承り傳之義にて慥ならず候得共、伏見人形燒物初發之趣相聞え申候

國本國參考　伏見人形拵様、先づ土人形を造るは、土を見立つる事第一也、埴土（へな土と也云ふ）の砂のまじらざるがよし、田を一尺五寸或は二尺堀れば出るもの也、是に眞黑なる土あれども、此の人形にするは色白き方にて、少し赤筋ありて砂氣なき土あるもの也、隨分白ねばにしく事なし、是を堀取りて其日か翌もつくべし、扨て搗くには米搗臼に入れ、杵は米搗ぎねより少し細長くてもよし、矢張米搗杵の古くを用ひてもよし、○竹篦か樫にて造りたる篦にて臼につきたる土をおこし〳〵して、少しづゝ臼ばたに手水を打つべし、土のかけんは人形半かたつくり見ればわかる也○つき揚たる土は濡むしろにつゝみ、風のあたらざる所へ置くべし、

寒天　「元來伏見にて作初る產物也」（伏見鑑）とあり、德川時代には寒天屋仲間あり、明治初年の生產三十万本、明治末年なほ少量の生產を見たるが現今殆ど絶えたり、萬治元年の冬、島津大隅守參覲の途次伏見の本陣に駕籠を停めて食事を攝る、膳部に「テングサ」の煮詰料理あり、殘肴を棄たるに氷結して干物の如くなれり、本陣の主人之を機に種々工夫して瓊脂と名付けたり、後ち僧隱元、寒中の產物なるを以て「寒天」の稱を唱へ、以て今日の「寒天」となりしと傳ふ

煙火　寶暦の頃、京橋運送問屋尼ヶ崎屋五右衞門方に食客たりし淀藩浪士某、閑餘煙火を製し、夏夜之を打揚げて喝采を博し、後一般の娯樂となり、安永の頃に至り、今富橋及び葭島の邊は所謂花火屋敷と

明治十一年八月三十日出板御届
同　三十一日　彫成

伏水
明治十年九月七日巳午十二時始爲て終延
大煙火打上順書
明治十一年八月三十日出板御届
同 三十一日 彫成
編輯人 伏水第三區新大黒町 藤本宇
伏水第四區帶刀町 野崎辰
出板人 同 區京橋町 山田

昼之部

陽發有志中
雷龍岡宮
雷 東京 山
俱利伽羅龍 黒雲雷 黄煙双龍
黒雲雷 黄煙双龍 大西 大阪
黒雲雷 黄煙双龍 土橋
黒雲雷 黄煙双龍 諏訪
黒雲雷 黄煙龍 芙喜
黄烟柳 齊藤

閣夜の部

投柳鞠 京 寺田 ㊏
滝の
幅黒雲黄煙双龍 中道より子龍発
かみなりの矢鱈 京 小畑
稲荷山
初午出座 大阪 伊東
風玉より打上 大阪 毛保
黒雲雷 黄烟玉龍 山半
黒雲雷 黄煙双龍 大野木
黒雲雷 黄煙双龍 北川
浦嶋 糸田宮
大 兎 京 寺田
滝の
雷

萩乃玉川 京 三木 生海
鯉
山寺の使 美喜
白 西 木村
龍 門 思本
百茶長 拾郎
孔雀尾中の光輪 北谷
黒烟柳 飯田
黄煙柳 蘭奉
赤小 黄双烟龍 京 小畑
ちら女 森

夜之部

滿て白 大阪 大西
滿て白二曲 諏訪
紅星 蘭奉
紫星 久留
柳に鞠 田宮
桃 思奉
三 灯 京 山
月頭 欣
火雲雷 伊東
孔雀尾 大皇 山半
黒雲雷 黄烟柳 京 小畑
黒雲雷 黄烟柳 大野木
黒雲雷 黄烟柳 北川
黒雲雷 黄烟柳 大野木
黒雲雷 黄烟柳 久留
黒雲雷 黄烟柳 諏訪
黒雲雷 黄烟柳 芙喜
黒雲雷 黄烟柳 齊藤
黒雲雷 黄烟柳 大西 大阪
黒雲雷 黄烟柳 土橋
黒雲雷 黄烟柳 諏訪
黒雲雷 黄烟柳 芙喜
黒雲雷 黄烟柳 齊藤
黒雲雷 黄烟柳 田宮
黒雲雷 黄烟柳 中川
黒雲雷 黄烟柳 大西 大阪
黒雲雷 黄烟柳 北谷川
黒雲雷 黄烟柳 前田
黒雲雷 黄烟柳 芙喜
黒雲雷 黄烟柳 齊藤
黒雲雷 黄烟柳 田宮
黒雲雷 黄烟柳 中川
黒雲雷 黄烟柳 小畑
黒雲雷 黄烟柳 木村
黒雲雷 黄烟柳 京 寺田
黒雲雷 黄烟柳 大阪 毛保
黒雲雷 黄烟柳 京 寺田
黒雲雷 黄烟柳 京 寺田
黒雲雷 黄烟柳 京 寺田

明治十年九月七日巳午十二時始雨ヲ帳延

大煙火打上順書

明治十一年八月三十日出板御届
同 三十一日 彫成

編輯人 伏水第三區新大黒町 藤本宇兵衛
伏水第四區帶刀町 野崎辰之助
出板人 同 區京橋町 山田權市

午之部

発 有志中
龍 岡宮
東京 山
大西 土橋
瀧 訪
美喜 蓬
(太)
東京 岩
瀧 の
小 畑
伊 東
荷 山
北 川
大野木 山 半
東京 岩
瀧 の
田 宮
東京 岩
瀧 の
北 川
大野木 山 半
東京 岩
瀧 の
小 畑
木 村
西 木
恩 本
門 前
長 崎
北 谷
飯 田
蓬 本
小 畑
東京 森
東京 井

夕之部

久 留
夕
烟 乃 龍
坪 井
華 素
瀧 の
乃 中 龍
森
恩 本
江 瀧
前 田
シ ナ 玉
東京 岩
大西
中 川
東京 蓬 林
岩 田
今
東京 岩
石 黒
万 羽 猪
赤 雲 雷
小 谷
山 半
大野木
瀧 紅 九 曙
幡 山
金 紅 星
坪 井

孔雀尾
三 隈
瀧 布
蜻 蛉 灯
二 曲
閨 夜 雲
瀧 の 白
木 曽 月
乃 中 玉 霊 龍
乃 雷 炮
東京 山 紫 明 り
走 光 星
乃 雷
二 曲
一 ツ 世 界 の 大 瀧 手 洗
乃 雷 後 月
乃 雷 炮
乃 雷 後 ノ 月
東京 岩
瀧 の
東京 岩
瀧 の
東京 岩
瀧 の

水戸
出板人
同
京橋
山
田

貌花柳　市ヶ谷　赤坂　品川　百花　白山　鯉　萩　雪　大
嵐　太夫　鞠　女　赤坂　陸奥　柳　奥　長　門　内　使　玉川　堀　流　花
田　品　堀　森　小　藤　飯　北　右　品　木　美　女　滝　赤　尺　東　岡　有　部
忘　川　井　岡　春　岡　安　野　木　村　弁　慶　の　の　宮　川　原　吉　訪　橋　西　山　宮　中

沖　堀　桃　三　月　火　孔　柳　牡　紅　海　海　西　陽　西　雨　雨　時　雨　雨　雨

査之部

発　有志中

就　岡宮　東京山

大西　土橋

諏訪　美喜

斎藤

(太)

京室　薬師の滝

京室　薬師

小畑　伊東

荷山　伊東

土屋　保

山半

柳鞠

京室　薬師の滝

大野木　北川

糸田宮

京室　薬師の滝

京三木　生沢

美喜　弁

西木村　邑本

門

使

長　指野

北谷

飯田

柳

蒸奉

小畑

森

女

鞠　堀井

黒川

太夫

田宮

黒一雲赤煙就　久留

暮乃夜　仝

烟乃就　坪井

華　素滝の

乃中就　森

黒雲俱利伽羅就　邑本

黒雲俱利伽羅就　黄・烟柳

庭雲吹雪　前田

シナ玉　江淡

黒雲烟就　北谷川

黒雲一声雷　大西

黒雲　中川

黄白煙柳玉　蒸林

黒雲俱利伽羅就　谷田

日　仝

紅星光星二曲　北谷川

万明稲　石黒

赤雲雷　指の

黒雲黄煙就　小谷

玉吹就　山半

滝紅九曜　大野木

金紅星　幡山

堀井

夜之部

満天白　大西

満天白紅星二曲　諏訪

紫　蒸奉

柳　鞠

孔雀尾亥ニテ太皇　久留

火雲雷　山半

月頃　仲東

幅　田宮

三　邑本

桃　東山

畠峯山　霊

乃中雷　指の

孔雀尾　土橋

三曲　保

滝　仲川

整　小畑

二曲　木村

閣夜空　邑本

満天白　木村

木曽月　蒸奉

乃中玉就　仲川

乃雲炮　文二

東山　北谷

月　山半

連光星　飯田

乃雷　美喜

二曲　堀井

一天世界　谷川

満天滝　集

乃雷後　土橋

乃雲炮　大西

乃雷後月亥ニテ三光星　土橋

月星隠テ閣ノ左連レ　本

蛇　小畑

乃雷後月亥ニテ連光星　木村

乃雷後月　美喜

乃雲炮　堀井

桃花星　谷川

二曲　滝

乃雷後月　邑本

乃雷後月入曲　石黒

乃雷後月連星　大西

乃雲　指の

乃雲炮　江淡

蒸林

前景

曲煙火数点

細工物

柳蔭

施船

分ニ

小燈火乱打

伏水花火

有志中

稱し、煙火を製造するものあり、天明の頃に入りて益々熾となり、其後技熟練して競進會の如きものを組織し、明治に入りても衰へざりしが、次第に營業的に移り、銃砲火藥取締法發布の後取扱を限定せられしかば、遂に個人的遊戯を絶つに至りしも、伏見煙火の名は現今に傳はりて他に移出しつゝあり、

「花火屋敷」

乍恐御願口上書

一、堀内村中書島花火屋敷先年借物相願建置申候處殊之外大役に相成申候に付去冬御斷奉申上こはし取申候然る處右場所又此度四間に拾五間之所借家相定申度奉願上候乍恐右願之通御許容被爲成下候はゝ難有奉存以上

安永三年年三月十一日　　地主　葭島長光

庄屋　勘兵衛

「御用留帳」

「煙花講」　明治中世の頃煙火は猶盛にして煙花講の組織を各處に見たり、明治廿一年のものゝ趣意書に曰く「世の開明進むに從ひ其遊戯も又從つて變ぜざるを得ず、依て近來貴顯の來賓を饗するには煙火を以て專とす、又酒肉の山海ありと雖も煙火無くんば之を盛會と成らざるに至る、斯る緊要たる煙花の名地は何處にありや卽ち伏見に非らずして何ぞ、如斯有名なる地をして衰頽に至らしめば世上の志士たる者の慷慨悲奮に堪へざる所なり、況んや當地に居住する者に於ておや、將に之れが維持法を設け其有名をして將來に傳へしめんとす、之れ餘輩の煙火を設立するの所以なり云々」、講則なるものによれば「本講は明治二十一年十一月より二十二年四月迄都合六ヶ月間毎月五錢つゝ掛けの事」

「煙火は毎年一ヶ度遲くも三ヶ年を經過せずして催すものとす」「初會顏寄せは小煙火を催し其節赤飯を差上候事」「來る二十二年四月滿會の翌月大煙火を催し是亦粗赤飯差上可申候事」以下一時町人士の畧之煙火に熱中せるの狀想ふべし、

第二節　現在の特產物

清酒　清酒燒酎味淋は、實に伏見を代表し、伏見唯一の大生產物たり、その名聲は本邦清酒主產地灘に頡頏し、燒酎味淋に至つては、生產額全國に冠たり、已に「造酒屋仲間」第四章第四節に於て述べたる如く、德川時代に於ける伏見酒は、單なる地酒に過ぎず、明治に入りて後も、發達未だ見るべきものなかりしが、明治十二年の頃、木村清助翁初めて江戸積を發せり、清助翁は伏見酒が地方のみに跼蹐し、發展容易ならざるを看取し、東京に入りて酒類需要狀態を具さに調査したるに、伏見酒と雖、價格低廉なるに於ては、大に販路を開拓し得べき確信を得たるを以て、こゝに關東の地盤開拓に着手したるものなるが、この着眼は實に伏見酒今日の發展を致せる根源にして、伏見酒史上特筆大書すべき事に屬す、次いで東海道線開通し、交通運輸の便加ふるや、東京に着目するもの相次ぎ、中世に至りて大倉氏等は積極的に東海道沿線を中心として、遠く北海道方面に販路を求め、幾多の苦辛によりて、漸次伏見酒の存在を知らしめ又仲次の業にありし四方氏は大阪方面に地盤の開拓を試みたり、然れども當時の伏見酒は、なほ三四流酒として、單に價格低廉の上より需要さるゝものにして、到底灘地方の敵にあらず、粗惡の紀州酒と對照さるゝ程度にありき、日清戰役後造石數も次第に增加し、發展の曙光を認めたるが、其後一部に密造の不正を爲すものありて官憲の撿擧する處となり、且つ戰後財界の變動によりて、破綻するもの續出し、大恐慌を生じたるも、却て之が爲め不良分子の淘汰となり、堅實分子は鋭意回復に努力せり、明治三十一年の造石數四万八千百六石、三十五年には減じて二万九千三百四十三石、三十六年には三万三千三十一石となり、日露戰後好況に惠まれて、三十九年には四万六千七百九石、四十年には五万一千八百四十一石、四十四年には六万一千二百二石を示せり、

之より先明治二十九年酒造稅法により酒造組合の組織を見、同三十七年十二月法律第八號を以て酒造組合法の公布あり、同時に組合施行規則發布せられ、翌年一月一日を以て組合は公法人となり、組合の區域は紀伊、乙訓、宇治の三郡に亘る、德川時代に於ける造酒屋仲間當時より團結一致せる美風を善導し、組合員一段の融和を見るとともに、孜々として改善發達に努力せり、伏見酒の販路漸次擴張さるゝや、之に伴つて品質改良の要あるを認め、釀造研究所を設置するに至り、京都府は明治四十三年以後三ヶ年間經費を補助し、組合にありては毎歲品評會を設けて、品質を改良し、又個人的にも大倉釀造研究所等の設置さるゝあり、進步せる科學的方法を加へて着々改良を遂げたり、此努力空しからず、明治四十四年農商務省主催全國清酒品評會の開催に當りては、伏見酒の出品点數二十八種にして、入賞二十三種、銘酒「月桂冠」の最優等を占むるを初め、入賞步合全國一を示し、灘酒亦顏色なく、全國同業者を驚嘆せしめこゝに於て名聲頓に發揚せられたり、然も之を以て足れりとなさず、改良に努力せしかば、遂に伏見酒の名は灘酒と併稱さるゝに至る、就中月桂冠は宮內省御用達を拜し、且つ大正四年秋擧行せられたる大正天皇御卽位大典饗宴に際し、御用酒の光榮を擔へり、伏見酒の發展向上は、大正に入りて更に顯著を加へ、財界變動に逢著するも、地盤の確乎不拔と、酒造家の內容堅實は何等影響する處なく、一路增石の跡を示す、則ち大正二三年頃には六万石內外なりしが財界好況に隨伴して著しく發達し、最近十年間の造石數左の如し

（本數字は伏見酒造組合各年度酒類製造石高による）

年度	清酒釀造石數	營業者數	藏數
大正七年	九〇、五八二石	三三	四八
同　八年	一一、八〇二	三五	五二
同　九年	八、二八一	三六	五一
同　十年	一〇八、六三二	三八	五四
同十一年	二四、四一三	三八	五四

昭和二年度に於ける清酒釀造家を示せば左表の如し

主なる酒銘	釀造石數	藏數	營業人氏名
月桂冠	一七、四四五石	二	株式會社大倉恒吉商店
金鵄正宗	一〇、〇〇四	六	堀野久造
月桂正宗	九、九〇九	五	共同酒造株式會社
神聖	八、五二六	六	山本源兵衛
英勳	六、七五二	五	齋藤貞一郎
名譽冠	六、〇六二	三	山本辰右衛門
明治の泡	五、八六八	四	有井常藏
袖	五、五六八	三	北川三右衛門
鶴正宗	四、二〇九	三	谷多喜藏
玉龍	三、九九五	三	川口辨之助

年度	清酒釀造石數	營業者數	藏數
同十二年	二四、三三八石	三九	五六
同十三年	一二五、四五一	四〇	八七
同十四年	一三七、九八八	四二	九一
昭和元年	一二九、三三七	四三	九三
同　二年	一三〇、一三三	四二	九〇

主なる酒銘	釀造石數	藏數	營業人氏名
寶司	三、二四四石	二	伏見向陽酒造合資會社
大正菊	三、〇六八	二	川村熊次郎
慶長	二、九八一	二	中伊兵衛
仙界	二、七〇〇	二	北川仙次郎
神代正宗	二、三八六	二	伏見酒造株式會社
花自慢	二、三二五	一	岡本酒造合資會社
日出盛	二、三二三	一	松本治平
富士榮	二、二〇二	一	藤岡榮太郎
明治長	二、九二二	二	藤井伊兵衛
嘉盛	二、二二七	二	井上酒造合資會社
小鍛治	二、三三	二	大八木庄太郎
鳥羽正宗	二、〇七九	一	桃山酒造合資會社
千菊	二、〇〇四	二	谷村太郎
澤乃駒	一、六六八	一	津村駒吉
皓鶴	一、六八七	一	竹谷誠之助
譽輝	一、六二三	一	吉村源三郎
太公	一、二七八	一	木村小四郎
先鞭	一、二六二	一	合名會社宮崎本家
明治正宗	一、一九九	一	中野種一郎
春世界	一、一七六	一	辻喜代道
兜正宗	一、一七一	一	四方國之助
招德	一、一四八	一	木村捨次郎
		計	一三〇、一三三

月の桂	一、〇八〇	一	增田德兵衛
八千代鶴	一、〇〇七	一	谷雄二
榮秀	一、〇〇六	一	藤原ミツ
文華	七五一	一	中啓吉
華兒	七三三	一	木村清助
千代寶	六七五	一	藤井清吉
朝日鶴	六六三	一	築山武二郎
博雷	六二七	一	種村小一郎
春の壽	六二〇	一	谷正太郎
鶴の聲	五九一	一	海老名專之助
		計	九〇

然して之が主なる販路を見るに、大正十五年昭和元年度輸出高伏見稅務署調は、合計十萬四千七十四石にして、內支那三百八十石、英領印度、英領スマトラ各九石、以上三百九十八石を海外輸出とし、內地にありては東京府への四萬二千五百四十七石、大阪府への一萬六千四百十七石、京都府への一萬五千五百六石、神奈川縣への九千五百四石、靜岡縣への六千六百十八石、愛知縣への三千七百七十七石、茨木縣への一千六百六十八石、北海道への一千五百二十七石、群馬縣への一千六石を始め、朝鮮、樺太、台灣其他二十四縣に及ぶ、

斯界市況は大正九年財界變動以後、時に好勢を示せる事ありしが、概して稀有の不振を持續し、酒價亦漸落の歩調を辿り、一般に賣捌難を歎ずるも、この間にありて伏見酒は常に高價を維持し、造石數亦減ずる事なし、これ畢竟當業者の自重により、極めて健實なる經營を以て進みつゝある結果と謂はざるべからず、然も一般が不況を喞ちつゝあるに際し、前途の飛躍と施設の改善整備に邁進し、例へば月桂冠釀造元大倉恒吉氏にありては、巨費を投じて豫て研究にかゝる最新設備をこゝに完成す、その昭和藏（昭和二年六月起工同十一月二十日竣工）は近世式耐震耐火鐵筋コンクリート造二階建にして、釀造貯藏インシュレート裝置、冷却裝置を行ふ等、曾つて行はれざりし最新式の下に、四季釀造に進出したる如き、我清酒釀造界に一期劃を示せるものにして、大に注目せられつゝあり、然して同家は昭和二年六月を以て株式組織となし、株式會社大倉恒吉商店と稱す、資本金三百萬圓（拂込濟）にして、益々進取向上の地歩を占む、

酒造家の子弟にして、釀造に關する高等專門學校以上の出身者及び斯道に造詣深き人々は釀友會を組織す、月桂冠技師農學士濱崎秀氏を會長に推し、隨時會合して釀造技術上の討議研究を爲し、組合員の質疑に應答し、且つ毎年酒造着手前、酒造組合の事業として、稅務監督局鑑定部長を聘し、杜氏、代司等を三日乃至五日間伏見稅務署樓上に集め、釀造に關する講話を聽講せしめ、一面會員が其年の米質或は氣候等に徴し研究せる結果を勘案して、當地方に適當なる釀造法を指導誘掖し、以て芳醇酒を釀生するに腐心す、

酒造に從事する勞働者を藏人と稱す、主として越前（大野郡大野村）より來るもの七八割を占め、丹後（竹野郡宇川村）丹波（氷上郡日置村）兵庫縣（城崎郡城崎村）等より來伏す、酒造季節に於ける之等勞働者は一千數百名に上る、

味淋　燒酎

當町に於ける味淋燒酎の釀造は已に德川時代より行はれしこと、文書に於て見るところなり、明治初年の造石數は二三百石に過ぎず、然して明治に入りての製產は殆ど四方卯之助氏により行はれ、父祖傳承の事業なりしが、明治三十八年十月に至り同人並に其子弟一族の合名組織となせり、當時釀造高は味淋燒酎を合して、一千三百石內外、酩を「寶」と稱せり、爾後同族の一致協力と品質の改良により、業務漸次發展し、大正二年には寶味淋に對し宮內省大膳寮より御用命あり、更に品質に改良を加へ、同五年より味淋釀造に要する原料燒酎の製造に、新式蒸餾機を採用するとともに、其改良燒酎の發賣によりて、業務著しく發展の機運を促し、同十三年には群馬縣新田郡木崎町に燒酎工場の新設をなし、同十四年に至り合名會社組織後滿二十年を機會として組織を改更、其商標を冠用し、資本金二百萬圓の寶酒造株式會社を創立し、同十五年十月千葉縣市川町元帝國酒造株式會社を合併し、資本金を增額して五百萬圓となせり、總生產高は大正十五年に於て味淋三萬一千八百八石、燒酎八萬八千五百九十五石、合計十二萬四百六石にして、味淋に於て全國總生產額の約三割、燒酎に於て約二割を占む、

寶酒造株式會社以外に於て燒酎釀造をなすは、東濱釀造合資會社にしてその造石高は大正十三年六百石、十四年八百八十八石、昭和元年七百二十五石、昭和二年六百九十七石なり、最近十年間の伏見に於ける味淋燒酎造石高を示せば左の如し

年度	造石數 味淋	造石數 燒酎	造石數 合計	藏數	營業者數
大正七年	—	—	五〇、一三八	一	一
同　八年	—	—	七九、三三六	一	一
同　九年	—	—	三七、五九一	一	一
同　十年	二六、九六四	四五、四二八	七二、三九二	一	一
同十一年	三二、一五二	六九、九八一	九二、一三三	一	一

同十二年	一六、二八	五九、九一〇	七六、二六	一一	伊勢屋
同十三年	二三、八六六	四八、一一〇	七〇、九六六	三二	國屋
同十四年	三三、六一〇	五一、五八三	七四、一九三	三二	
昭和元年	三三、〇四〇	三三、六四六	五六、七一六	三二	
同　二年	二〇、一三三	三五、九四四	五六、〇七七	三二	

附記　月桂冠釀造主大倉恒吉氏及び寶味淋燒酎製造寶酒造株式會社長四方卯三郎氏は何れも實業に精勵し衆民の摸範たる者として賞勳局より綠綬褒章を下賜せらる、

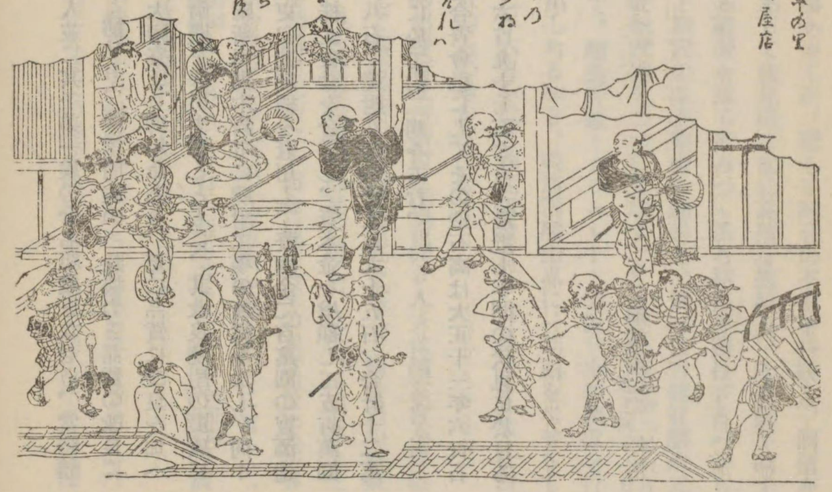

團扇　口碑の傳ふる處によれば、初め天正年間深草の人河內利右衛門なる者、古代奈良製を摸し深草團扇と稱して販賣し、大に諸國に傳播し、後京都に於ても之が製作盛んとなり、京都團扇の名起れり、蓋し、伏見に創始せらるゝところなり、又寛文年間、深草瑞光寺の僧元政、棗形の團扇を創製し、世に元政形と稱す德川時代、伏見人形とともに、伏見往還旅客の土產品として大に需要せられ、昭和元年中の生產高四十萬本、價格二萬八千圓、扇骨四十

八萬本、價格一萬五千圓

竹製品　竹籠、笊、竹箒、扇骨、簾等竹製品は夙に特產物として有名なり、昭和元年の生產高十二萬四千圓餘に上り諸國に輸出す、この內最も多きを占むるは簾にして、平安朝時代より禁裡御用として、民下に製作を命ぜられ、且つ全國各神社佛閣諸大名用として製せり、明治初年一時衰頽せしが、中世頃より需要增加し、二十七八年頃より籤技簾垂の製造に着手し大に發展す、

雍州府志云、禁裡院中之翠簾、谷口和泉守製之、公方家之所用者望月某造之、其簾箔大佛邊伏見町造之

鋸　伏見鋸の沿革古きも舊記を存せず、傳ふる處によれば、初め東中屋某（今より四百年餘前と云ふ）之を創め、次いで西中屋某、谷口家之が製作に着手し、中屋家は關東地方、谷口家は關西地方に販路を有せりと、天明年間最も盛にして製作戶數四十餘戶に上れり、伏見鋸の特色は石見產出出羽鋼を用ひ、十分の鍛練を施し、砥汁を以て燒を入れたれば、刄先の忍耐力强く、然も鑢には極めて軟なりとせられ、夙に重んぜらる、近時名古屋方面に大量生產を爲し市場に供給せらるゝに及び、伏見鋸も一層改良を加へられたるも、未だ大量生產を爲すに至らざるは、舊來の特色を保持するに由る、昭和元年生產四萬二千四百枚、價格五萬九千圓

雍州府志云、所々鍛工打之、其內專造之家多號天王寺屋（とは多く京都鋸を云ふ）始攝州天王寺門前鍛治造之、倭俗山人木客謂杣、自新秋至初冬入山材、伐取材木、其所用之大鋸伏見中屋之所鍛爲好人求之

羊羹　伏見羊羹の名全國に聞ゆ、昭和元年生產高三萬本、價格九萬圓製造元は當町京町三丁目駿河屋にして、寛正三年伏見九鄕の內船戶庄村に於て創製、天正十七年六月一日現在の地に移轉し、鶴屋と號せりと傳ふ、當初は蒸羊羹なりしが、その貯藏に耐え難きを焦慮し、種々研究の結果、火加減を以て煉羊

羹の製法を案出す、更に無色なりしを寶永年間より猖圓子を以て着色精製せり、天和年代より德川家の愛顧を受くるに至り、駿河屋の屋號を賜ひたり、

主要工産物

昭和元年中の主要工産物左の如し

種類	數量	價格
清酒	二五、六六〇石	二、三〇〇、〇〇〇円
味淋	二三、〇〇〇	一、八〇五、七一〇
燒酎	五一、七一〇	三、〇六〇、〇〇〇
清酒瓶詰	四二、〇〇〇、〇〇〇本	三、〇五九、〇〇〇
白酒	二九〇石	二六、四七三
酒粕	七二、六〇〇貫	一、九五、〇〇〇
桶樽類	二四〇、四〇〇個	四五三、〇〇〇
弦印	一五〇、〇〇〇個	一、四八、〇〇〇
綿糸	四、四六八梱	一、八五一、〇〇〇
硫酸曹達	八一五、〇〇〇度	八、一五〇
依的兒	一三〇、五〇〇	三九、一五〇
壜素酸加里	一八、〇〇〇	二九、四〇〇
過酸化曹達	六、〇〇〇	三三、二七〇
織物	五三一、六〇〇碼	二一、〇六〇
飲料水	二、〇〇〇石	六〇、〇〇〇
黑味	八四、〇〇〇	二一、〇五〇

種類	數量	價格
紙	一五、六〇〇、〇〇〇枚	八八、八〇〇円
製粉	一六、二〇〇貫	二三、〇四〇
染物	三三、七五〇、〇〇〇碼	九一三、一〇〇
帶地織物	一三、四四〇筋	一一、五九〇
組紐	五、一八五ゴルマ	六、一四〇
カタン糸	一四四、〇〇〇貫	一一〇、〇〇〇
艶糸	六、三六〇	一八、〇〇〇
金糸	五一、三〇〇	一三、三八〇
綿	六、〇〇〇	三〇、〇〇〇
瓦	六〇〇、〇〇〇枚	五六、〇四〇
湯葉	一〇、二〇〇、〇〇〇枚	六七、一〇〇
醬油	六、四五〇	二四五、七五〇
味噌	二八、六八〇	一五、五八〇
デキストリン	四一〇、〇〇〇	四二、〇〇〇
折箱	三六一、〇〇〇	三、四四〇
竹籠	一〇三、六八〇	二四、五五〇

種類	數量	價格
黑鉛	七八、〇〇〇	三三、〇〇〇
香油	九九五石	四〇、〇〇〇
銅眞鍮板金	六四、五一〇貫	一三、〇〇〇
黃銅伸板	五五、二〇〇斤	四五、一六〇
銅眞鍮線	九七八、四八〇	八三、〇〇〇
銅板	九九〇、〇〇〇	五九一、六〇〇
亞鉛板	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
銅粉	四、二〇〇封度	二、〇〇〇
鋸	四二、四〇〇枚	五九、〇〇〇
簾	七三、二〇〇枚	八四、六〇〇
團扇	四〇〇、〇〇〇本	二八、〇〇〇
扇骨	四八〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
煉羊羹	三〇、〇〇〇本	九〇、〇〇〇
鑄物類	六一、六八〇貫	四四、八八〇
製茶	八、一五八	八四、八四〇
インキ	四三〇石	二六、二八〇
箔類	二九五、〇〇〇	一四、七五〇

主要工場

昭和元年末現在の工場概要左の如し

工場主	生産種別	職工數	製造高 數量	製造高 價格
大倉恒吉	酒造	一八九人	一六、三〇七石	一、二七二、〇八〇円
堀野久造	同	九〇	一〇、二九九	七五二、八五〇
共同酒造株式會社	同	一〇一	九、七六五	七〇一、八五〇
山本源兵衛	同	八一	七、九〇九	六八五、八四二
齋藤貞一郎	同	六九	六、八二四	四四三、五〇九
山本辰右衛門	同	六七	六、二三三	三九二、六四〇
北川三右衛門	同	三六	五、五三五	二六九、二五〇
有井常藏	同	四八	五、〇四六	四五〇、〇〇〇
谷多喜藏	同	四二	四、一八六	三一二、五二五

| | | |

北川三右衛門	精米	八	九六〇	二、三二八	五〇四
山本辰右衛門	同	一一	二、三六〇	六、六七五	
伏見酒造株式會社	同	六	八七〇	一、九九二	
共同酒造株式會社	同	二三	二、五五一	九、〇一二	
藤井伊兵衛	同	五	八四四	一、九七四	
大八木庄太郎	同	六	一、三三五	三、九一〇	
奥田清兵衛	同	五	八七〇	一、九九〇	
北川仙次郎	同	四	九三〇	二、一三二	
松本治平	同	四	八八〇	二、〇二四	
木村清助	同	二	三四五	九六五	
佐々木庄兵衛	同	二	六三〇	一、六五〇	
赤井友次郎	同	二	四二〇	一、〇八〇	
岡田彌一郎	同	四	八八二	一、八九五	
宮崎庄市郎	同	二	八八〇	一、八九〇	
津村駒吉	同	三	一、二〇〇	二、三八〇	
藤岡榮太郎	同	四	一、一三〇	二、〇三〇	
谷村太郎	同	四	一、二四〇	二、一二二	
藤原ミツ	同	四	五七六	一、一七四	
湯川米太郎	製樽	五	三、〇〇〇	三六、〇〇〇	
根來清一	同	七	一、五〇〇	九、五〇〇	
谷萬吉	同	五	五、八一一	三八、一六九	
津村駒吉	製樽	八	六、三〇〇	四一、五〇〇	
武田安藏	同	七	六、〇〇〇	四二、〇〇〇	
綾部君十郎	同	九	六、二〇〇	三四、一〇〇	
中西定吉	同	五	三、六〇〇	二六、六〇〇	
堀野久造	同	一三	六、〇〇〇	四二、〇〇〇	
今西巳之助	同	八	三、五〇〇	二一、〇〇〇	
酒田五郎兵衛	同	五	四、〇〇〇	二〇、八〇〇	
阪本久吉	同	五	三、三七〇	二〇、五〇〇	
山本德藏	同	五	四、一〇〇	三一、〇一八	
田口淺吉	同	九	四、二〇〇	三二、〇〇〇	
本射鶴松	同	五	三、五〇〇	二一、〇〇〇	
藤本太吉	同	三	三、〇〇〇	一五、〇〇〇	
武田福藏	同	四	二、三〇〇	一三、八〇〇	
柳淵善藏	同	二	一、六〇〇	二、〇〇〇	
鳥山新一	同	三	八〇〇	四、〇〇〇	
竹内常三郎	伸板、針金	五九	二七二、五〇〇	八〇九、六六〇	
寺内梅次郎	金屬、器具	七七	一〇六、九四九	二〇九、九七九	
野田與三郎	金屬、鋲	二三	八、四〇〇	二五、二〇〇	
谷口清兵衛	鋸	五	九四〇	三、九〇五	
長谷川政吉	同	三	一、一八〇	三、一〇〇	
山本淺次郎	同	二	一、五〇〇	三、〇〇〇	

谷口清三郎	鋸	四	二、五〇〇	五、三〇〇	五〇六
南條榮次郎	佛具用リン	六	一七、二〇〇	一、三四二	
國松伊兵衛	鑄物	五	七、五〇〇	一二、五五〇	
中田說雄	同	四	一四、四〇〇	八六四	
大江庄太郎	同	三	五、〇〇〇	三、〇〇〇	
川邊秀太郎	同	二	一、〇五〇	二、〇〇〇	
津田幸次郎	銅線	二七	一六一、七〇〇	八二九、二八四	
稻生市五郎	機械製作	三	三一六	一、三〇五	
可兒彥治郎	金箔	七	二五〇、〇〇〇	一三、五〇〇	
築山甚四郎	製茶	二八	六、五五〇貫	五九、九〇〇	
山崎喜三郎	同	四〇	四〇〇	八、〇〇〇	
星野市之助	同	八	一一〇	一、五〇〇	
片岡秀次郎	同	一六	一一〇	二、六五〇	
河村作次郎	同	七	一〇〇	一、一〇〇	
西村伊之助	同	一七	一三四	三、一四三	
鳥羽伊兵衛	同	一六	一三五	四、五九〇	
西野治郎吉	同	二〇	二四九	二、〇六〇	
荒木清次郎	同	一五	一五〇	一、八〇〇	
安田吉太郎	友仙	一三	一三、〇〇〇	六、一〇〇	
今光丑之助	同	六	五八、〇〇〇	六、九九〇	
芝村久次郎	同	一七	四、一〇〇	一六、五〇〇	

井村友仙合資會社	友仙	五	九〇〇	一、八〇〇	
村井助次郎	同	一三	五、〇〇〇	九、〇〇〇	
木ノ本奈良吉	同	九	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
平瀨秀次	同	七	三、〇〇〇	六、〇〇〇	
寺井正太郎	同	七	二、〇〇〇	三、〇〇〇	
小島忠七	同	一〇	九五〇	一、二五〇	
唐松松治良	同	八	三、〇〇〇	四、五〇〇	
磯野良太郎	製綿	六	二、四〇〇	一四、四〇〇	
小森敎誠	同	九	八、〇〇〇	四〇、三三〇	
前岡安三郎	同	一三	九、〇〇〇	四、二九〇	
坂井喜太郎	同	二	三、五〇〇	一一、六五〇	
西田庄三郎	同	一	一、三〇〇	二、六〇〇	
木村直次郎	同	三	一、〇〇〇	七、五〇〇	
丸竹醬油株式會社	醬油	一七	四、九四五	一四八、三五〇	
小山兵造	同	四	一、一〇〇	三七、四〇〇	
合資會社野村製藥所	製藥	五	—	四、五九〇	
石井隆之助	同	六	六、七八七	五一、四三一	
三船一	同	五	四八、〇〇〇	八、四八〇	
荒川平三郎	同	一	一八、五七七	六、五九四	
淺田德三郎	同	二	二〇〇、〇〇〇	二、七〇〇	
中外舍密工業株式會社伏見分工場	同	二	一、一六五、一八〇	三〇、九九二	

株式會社永井商店	製藥	三	—	五〇八
細川辰之助	竹製品	一三	一、五〇〇	一〇、〇〇〇
辻松太郎	同	一七	二、六〇〇	二、七〇〇
山木重五郎	扇骨	一〇	七五、〇〇〇	六、五〇〇
野田彦次郎	製簾	五	二、九〇〇	五、九五〇
青木五兵衛	同	三	八〇〇	一、三〇〇
小島德次郎	同	四	一、三〇〇	二、五〇〇
中谷久之丞	輪竹	二	二五、〇〇〇	一一、三〇〇
中西辰之助	同	二	六、〇〇〇	四、八〇〇
辻太三郎	同	一	一〇、〇〇〇	七、五〇〇
平木富藏	同	二	二五、〇〇〇	一一、二五〇
高橋定雄	竹刀	三	一二、〇〇〇	八、〇〇〇
清水新次郎	織物	一五	六一、〇〇九ヤール	四、〇三四
藤林丑松	同	五	四、九〇〇本	六、一二〇
金牧トミ	同	三	三、八〇〇封度	四、九四〇
東洋紡績株式會社伏見工場	糸物	五一〇	四、四六八梱	一、八五一、一八六
田中德治	同	四	一一〇	五、二八〇
加藤利雄	肩掛地	一八	一、一〇〇打	三四、五〇〇
水谷順吉	組紐	一〇	二五〇貫	六、三七五
不破喜多松	同	一〇	一、五〇〇	二三、五〇〇
長谷川四一郎	金糸	四三	三、八七〇、〇〇〇瓦	一四、三五四

山田吉三郎	製瓦	八	二三〇、〇八〇枚	一一、七七
淺田德三郎	同	六	四五、〇〇〇	四、〇〇〇
嵯峨根伊三郎	同	二	三〇、〇〇〇	二、四〇〇
野村種次郎	同	二	二五、〇〇〇	二、四五〇
松本嘉吉	製箱	九	一七、二一〇	六、〇一〇
木下與吉	同	二	三、五〇〇	六、五〇〇
大倉恒吉	印弦	六	一一、六六六	二、一九四
桝田米吉	同	一〇	二八、〇〇〇	八、四〇〇
西仲菊松	同	四	一三、〇〇〇	四、〇〇〇
岡本善一郎	菓子	五	—	四五、〇〇〇
高松信義	同	三	二五、〇〇〇	二三、〇〇〇
岡本邦二郎	同	三	—	一三、二五〇
渡槇太郎	飲料水	七	二八五石	四、五六〇
奥田幸之助	同	二	一〇二	一、八三五
樋口惣太郎	同	四	一一三	三、〇〇〇
西村巳之助	同	四	三一一	三、一一三
秋田濱二郎	ソース	一	九三	三、一九五
中野キク	電球	八	五、二五〇個	九、二二五
竹村彌一郎	紙函	九	—	一〇、七〇〇
中西アサリ	同	三	二九、〇〇〇	二、〇〇〇
瀧川萬吉	柳行季	三	九、九〇〇	三、〇四二
松井義一郎	澱粉	—	五九〇、二三二封度	八八、五〇〇

池上嘉四郎	精米粉	三	五〇、〇〇〇貫	一五、〇〇〇	五一〇	
合名會社昇英堂	油	二	六〇〇石 三六五貫	二五三、〇三六		
井上千次郎	人形	四	二一〇、〇〇〇	三、〇〇〇		
吹田爲之助	製球	三	三五、〇〇〇	七、四〇〇		
野崎誠三郎	印刷	一四	—	二一、九〇〇		
津田源次郎	味噌漬物	二	二八、四〇〇	一四、二九〇		
田村米次郎	蒲鉾	三	一八〇、〇〇〇枚	二一〇、〇〇〇		
岡田彌一郎	—		—	三、〇〇〇		
伊東長兵衛	煙火	三	八、四三〇個	三、八〇二		
雜喉龍三郎	コークス	四	五一〇噸	一、七八五		
雜喉元次郎	炭團	四	一、五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		
日東製氷株式會社伏見工場	製氷	二	二、四〇〇噸	一九、五〇〇		
藤村萬次郎	造船	四	一〇	九、〇〇〇		
京都電燈株式會社火力發電所	發電事業	元	二三、一五五、八三〇KWH	一、一三七、四〇五		

備考　本表中精米は碎米及糠の石數、價額を示す、

諸組合の昭和元年末現在概要左の如し

組合名稱	創立年月	組合員數	組合所在地	組合長氏名
伏見酒造組合	明治三十二年十二月	四五	伏見町字紺屋	北川三右衛門
城陽酒類商同業組合	明治四十二年七月	二九	字京町二丁目	丹新治三郎
伏見酒樽製造組合	大正十五年九月	三	字大手筋通　願生寺内	武田兵藏
山城醤油釀造組合	明治四十四年十月	二六	字丹原	竹内傳八郎
伏見米穀商組合	明治三十年三月	九三	字桝屋	櫻井利三郎
伏見薪炭商組合	大正十三年三月	四〇	字東菱屋	紀田常吉
伏見建築業組合	大正八年十一月	一六〇	字京町南七丁目	村上常三郎
伏見理髮業組合	大正三年十月	一六〇	字道阿彌	田中種次郎
伏見疏水船組合	大正五年十一月	三六	字三栖半	中村新太郎
菓子砂糖商組合	明治三十三年五月	八〇	字帶刀	道家卯之助
伏見湯屋業組合	明治四十二年九月	四五	字両替町十一丁目	西野藤吉
中書島貸座敷組合	明治二十四年六月	八五	字東柳	山本熊次郎
北惠美酒貸座敷組合	明治三十四年九月	二一	字北惠美酒	森川新太郎
伏見質屋組合	明治二十八年九月	三〇	字両替町十丁目	松本爲次郎
伏見材木商組合	大正元年八月	三七	字深草町	奥田德次郎
伏見雜貨商組合	明治四十二年二月	一九	字下油掛	奥田龜次郎
伏見友染業組合	—		—	—
伏見竹商組合	大正四年六月	八	字大阪	中西辰之助
紀伊郡產婆組合	明治三十二年五月	三三	字西	下村昇
山城鍛冶工組合	明治三十年十月	八	字両替町十五丁目	谷口清次郎
三術營業組合	明治四十五年六月	一〇六	字銀座一丁目	柄野元次郎
伏見人力車營業組合	明治三十一年一月	一九	字西柳	西尾安次郎
伏見豆腐商組合	明治十七年三月	四〇	字新町十丁目	塚原忠治郎
紀伊郡牛馬商組合	明治三十二年十二月	二四	字京橋	龜井吉五郎

伏見漁業組合	明治三十五年十月	吾	字三栖五丁目	中村太三郎
疊工商業組合	大正十三年三月	三	字新町五丁目	平井長三郎
城南文具商組合	大正十二年八月	二	字下板橋	大獄貢
伏見書籍商組合	大正十二年二月	二	字下板橋	大獄貫
伏見翠簾組合	明治四十年一月	七	字上板橋小山卯之助方	青木五兵藏
伏見鷄肉商組合	明治四十二年四月	二七	字下風呂屋	西村松三郎
伏見折箱商組合	明治四十五年三月	四	字鍵屋	杉山元尾
伏見料理飲食業組合	大正十二年十月	二三〇	字紺屋	伊原卯之助
伏見硝子商組合	〃	〃	〃	〃
伏見荒物商組合	大正十一年二月	二四	字備後	和田勝太郎
伏見古物商組合	明治二十八年	三三〇	字桝形	石垣龜三郎
二業組合	大正七年十二月	空	字京町三丁目	三野又次
紀伊郡輪業組合	〃	〃	〃	〃
伏見花商組合	〃	〃	〃	〃
城南漁業組合	明治四十三年十月	二三〇	字地方山崎	北條忠三郎
伏見乾物魚仲介組合	大正九年三月	八〇	字紺屋	伊原卯之助
伏見左官業組合	〃	〃	〃	〃
伏見中書島中榮組合	大正九年二月	九	字東柳	橋本菊二郎
伏見運送業組合	明治二十八年六月	一四	字三栖半	竹谷千藏
伏見悉皆業組合	大正十二年九月	一六	字上南部	加藤吉之助
紀伊郡自動車組合	昭和二年七月	五五	字鍋島	今井恒吉

伏見町第一尋常小學校
町立板橋幼稚園

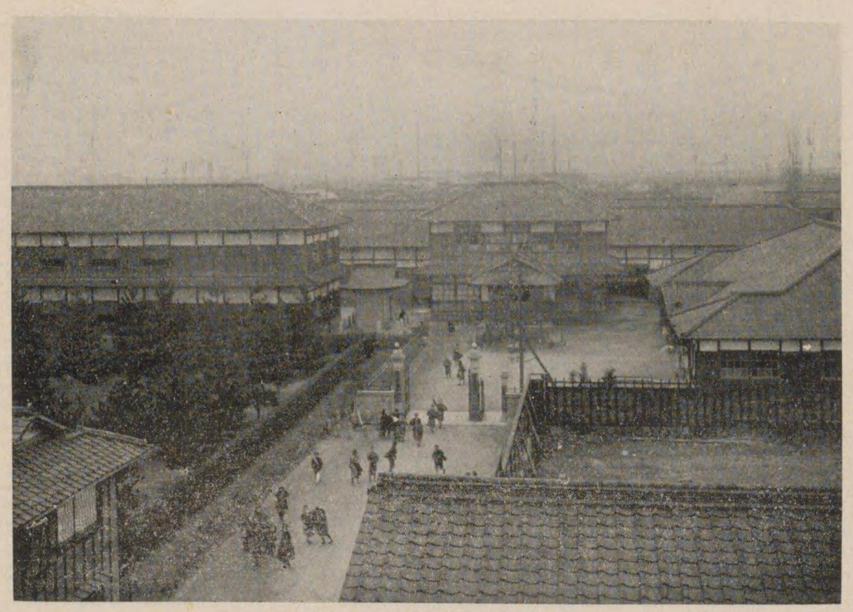

伏見町第二尋常小學校
町立南濱幼稚園
町立第二青年訓練所

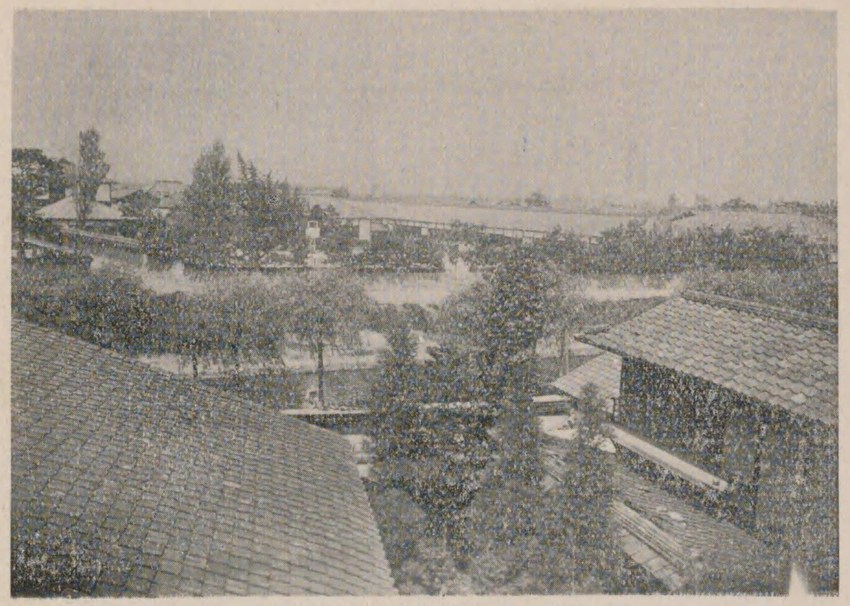

京都府立女子師範學校附屬小學校

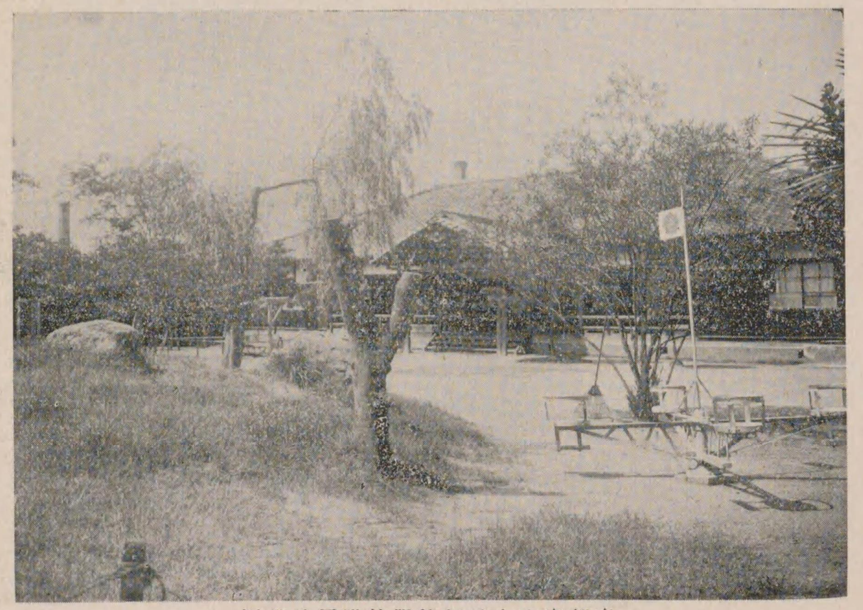

京都府立女子師範學校附屬幼稚園

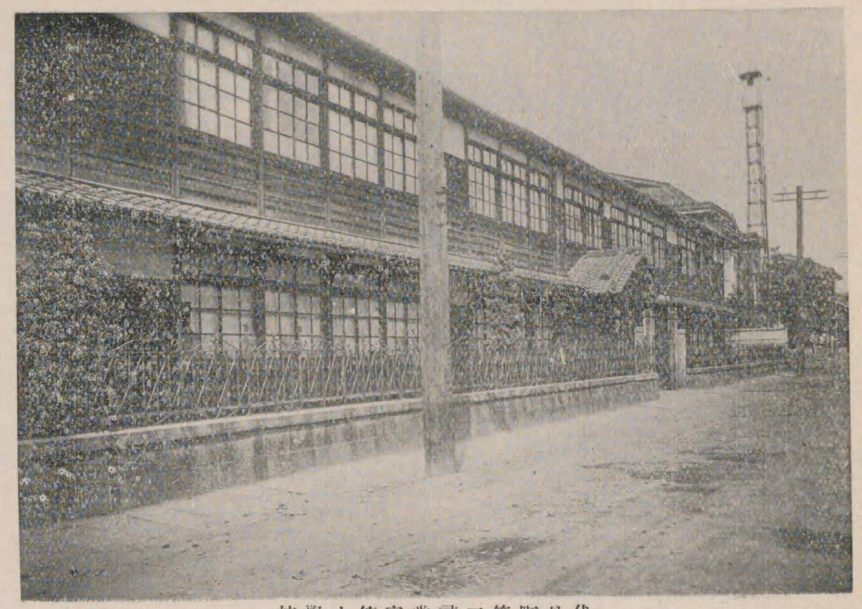

伏見町第三尋常高等小學校
校學藝手子女立町
所練訓年青一第立町

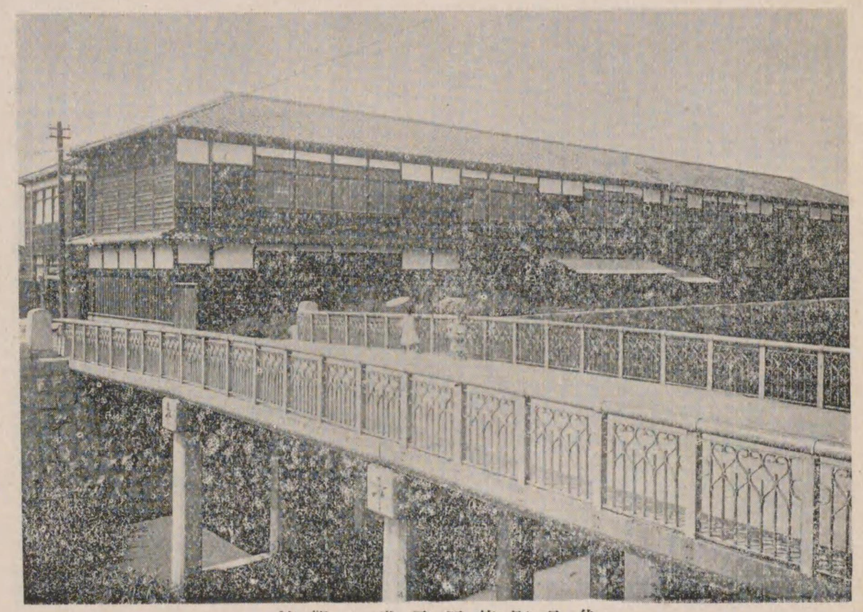

伏見町第四尋常小學校

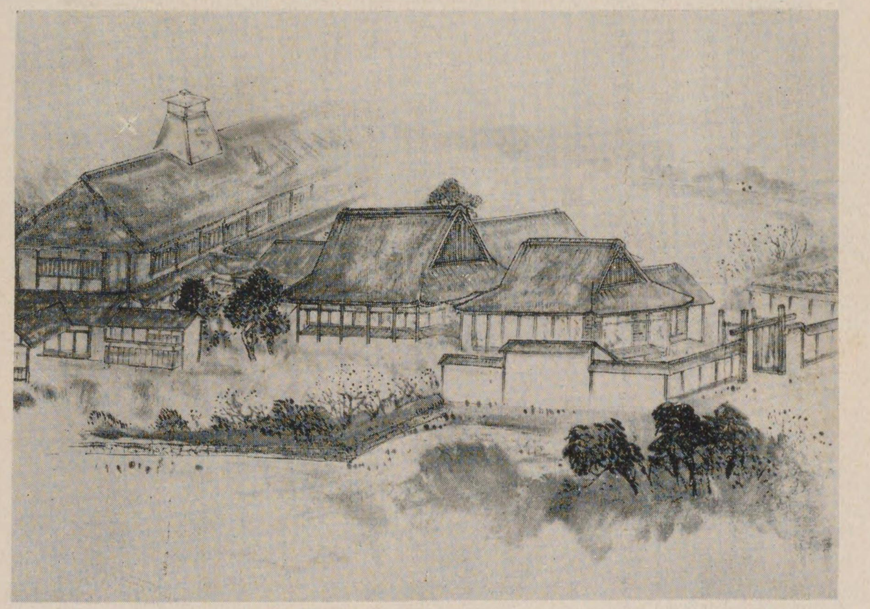

明治八年頃の伏見第一小學校
（當時伏水第二校と稱す）

第六、教育編

緒論

徳川幕府の時代にありては、士は概ね藩校に入りて儒學等を究め、庶民は寺小屋に入りて讀書算術の初歩を學べり、各藩にありては、藩の教育施設に對して、何れも留意せしかば、人物の輩出を見たり、當町は文學の淵叢たる京都に隣接し、この影響相當ありしを想察せらるゝも、幕末の頃奉行所に優則學舎の創設を見たる以外、藩校に匹適すべきものなく、庶民の進んで學を習得せんとするものは、何れも京都に赴けり、龍草廬、米谷金城等の如きその例とす、優則學舎の設立を見るに至り、寺子屋も亦盛んとなり、次いで明治に入り、學制の頒布あり、國民教育茲に普及せられ、教育施設は著しく發達を遂げ、以て今日の隆昌を見るに至れり

第一章　明治維新前

第一節　伏見學校

僧俗の入學を許す

政權徳川氏に歸するや慶長六年（紀元二二六一年）家康伏見學校を創設す、これ家康が以文守成の策を表現せる一部にして、伏見學校を以て、關東の足利學校に對せしめたる也、足利學校九世校主元佶三要拮据して、文事修成に努め、藤原惺窩、林道春もこゝに講學し、家康之を聽く、また僧俗の入學を許せり、然して戰國以來散逸せる書籍を搜索せしめて之を寫し、又は印刷に付す、世に之を慶長活字本と稱す、類聚國史、日本後紀、日本逸史等この時に搜求せられたり、山州名跡志曰く「伏見學校、月橋院の後丘にあ

伏見學校址

たり、土俗月光グワッコウと呼ぶは卽ち學校址なり、東照公之を草創し、僧俗の入學を勸めん爲め、下野足利學校住職三要を召し一字を建てらる云々」と、伏見學校は天和の頃（紀元二三四一―二三四三）洛北相國寺に移り、更に一乘寺に移れり、現在の円光寺はその後身とす、京都圖書館藏、孔子家語の奥書に「慶長四龍集巳亥仲夏吉辰前學校三要野衲於城南伏見里書焉」とあるは、元佶三要巳にこの時代より伏見に在りしを知るべし、（紀伊郡誌、伏見人物志）

第二節　優則學舍

内藤豐後守創設

安政元年（紀元二五一四年）伏見奉行内藤豐後守は組下與力小野三十郎、杉山左右介、組同心谷源之進等に命じ、組屋敷廓内に學舍を創設し、其事務を司らしめ、組與力同心の子弟及び市中有志者の子弟の入學を許し優則學舍と稱す、

教科書

教科書は小學、四書、五經、史記、左傳等にして、毎日辰刻より授業を始め、午後に終業す、講義は例月十二次、要術は例月六次にして、十五年以下の生徒には、文武両道を兼修せしむと雖、其以上の者は之を要せず、武技は寒稽古と稱し、例年寒三十日缺席せざるものに對して金百疋を賞與せり、

教員に對する給與

例月講義のために出勤する教員二名には二箇月に金二百疋を給與し、讀方教授のため日勤する教員には二箇月に金五百疋、助教兼世話掛凡そ十名へは各年給三百疋、助教は更番に日々二名宛出勤す、武技の師範三名には各二箇年に百疋を給與せり、教員は文武教員五名、助教兼世話掛十名、小使一名にして、生徒數六十餘名、講義日には奉行臨席し、時としては奉行自ら書を講じたる事あり、例年歳始稽古始冬至には聖像を壁上に掲け各自之を拜す、組與力、同心の父兄も亦生徒と共に講義を聽けり（紀伊郡誌）

第三節　私塾寺小屋

主なる私塾

私塾寺小屋は維新前に於ける庶民の教育機關なり、本町に於ける之等の古きものを知り難きも、全盛を極めたるは、嘉永安政以後に屬す、明治に入り學制發布とともに、多くは業を廢し、奥野塾、西岡塾の如き、後に私立小學校に變更せり、當時の主なるものを掲ぐれば左表の如し、（日本教育史料）

名稱	科目	開始年 廢止年	教員數	生徒數	全盛時代	町名	氏名
私塾	算術	文久三年	女一	男八〇	元治元年	新七町	西岡天極家中
寺小屋 香靈堂	讀書	嘉永五年 明治五年	男一	男一一〇 女七	明治元年	肥後町	河野基輔
文錦堂	習字、讀書	不詳 明治五年	男一	女四〇 男三〇	安政三年	東堺町	水野武一郎
	習字、讀書 算術	文久二年 明治六年	男一	女七〇 男六〇	明治五年	紺屋町	村岡武衛
原思軒	讀書、算術	寛政三年	男一	女一三〇 男七〇	明治四年	新町四丁目	奥野精一
治源堂	讀書、算術	文久元年 明治五年	男一	女八〇 男四〇	元治元年	山村町	松本雄太郎
好文堂	讀書	安政元年 明治五年	男一	女五〇 男三〇	慶應三年	六地藏町	幡山豊次郎
松鶴軒	讀書	安政五年 明治五年	男二	女六〇 男三五	元治元年	桝屋町	三雲久矩
松竹亭	讀書	嘉永年間 明治五年	男三	女一二〇 男八五	文久三年	上板橋町	御牧仁左衛門
	讀書、算術	嘉永三年 明治五年	男一	女八五 男五三	安政四年	京町二丁目	田中武兵衛
	讀書、算術	嘉永六年 元治元年	男一	女五三 男四一	嘉永六年	魚屋町	柴垣政太郎
	讀書、算術	萬延元年 明治元年	男一	男四八 女三七	萬延元年	豊後橋町	辻三郎兵衛

	讀書、算術	元治元年 慶應三年	男	一	男七一 女五八	元治元年 京町一丁目 武田善兵衛
	讀書、算術	不詳 明治五年	男	一	男四〇	明治四年 大龜谷村 遠山純惠
	詩歌、讀書 作文	不詳 明治三年	男	一	男二〇	明治二年 深草村 毘尼薩臺巖
文專堂	讀書、算術	文久年間 明治五年	男	一	男四〇 女二〇	明治三年 指物町 隅田周次郎
華表堂	讀書、算術	明治五年	男	一	男四〇 女三〇	明治元年 御香宮門前町 小島綾江
傳聖堂	讀書、算術	慶應元年 明治五年	男	一	男六三 女四七	明治二年 讃岐町 安田庄兵衛
晴雲堂	讀書、算術	明治元年	男	一	男五〇 女四〇	慶應三年 山崎町 淺田伍兵衛
	讀書、算術	安政六年 明治五年	男	一	男三〇 女二五	明治二年 六地藏町 南唯實
習字舍	讀書、算術	安政三年 明治五年	男	一	男一一二 女四九	慶應元年 南尼ケ崎町 河村右左治
蟠龍堂	讀書、算術	文久三年 明治五年	男	一	男五〇 女三五	慶應二年 新町八丁目 久連松良純

右の内奥野塾の原思軒の如きは、創設古く最も盛にして伏見奉行所役人等も師事し、他に比して一頭地を抜きたり、

第一章　明治維新以後

第一節　小學校

明治二年京都市は全國に卒先して、六十四の小學校を創設し、舊時の面目を一新せり、明治三年十二月

本町の學校建營願出

三學校の開校

當時の教則

、京都府は學體を下して曰く、

道の體たる物として在らざるなく、時として存せざるなし、其理は則綱常、其事は則政刑、學校は斯道を講じ、實用を天下國家に施すものなり、然則孝悌倫敎、治國平天下の道、格物窮理日新の學、是皆宜しく究覈すべき所にして、内外相兼ね、彼是相資け、所謂天地の公道に基き、知識を世界に求むるの聖旨に副はんを要す、勉めさるべけんや

と、以て管内の教育振興を圖り、施設已に學制頒布以前に於て見るべきものありき、明治五年八月二日學制を定めらるゝに先ち、本町に於ても小學校建營の急務を認め、同五年一月二十日之が願出を各組よりなせり、その要旨に曰く「幼童之者藝術執行之儀は今日の要務須臾も不可忽既に京都は從御廳厚御世話被爲在各組落成に候就ては伏水の義も便利の地相撰小學校三ヶ所建營仕度と奉存候（中略）何卒御許容被成下候樣偏に奉願上候」、大年寄助役之に奥印せしが、六月に至り許可あり、且つ三校に對し、百圓宛の下附あり、かくて同年十月二十日伏水第一小學校（下町に置く、山村小學校とも稱す）、十一月五日伏水第二小學校（板橋二丁目、元尾州藩邸）、十一月二十六日伏水第三小學校（南濱、元土佐藩邸）相次いで授業を開始せり、更に十一月十四日第三小學校分校を六地藏に置くの義を願出しが十七日を以て聞届に接せり、當時本府の定むる教則によれば、小學校を上等、下等の二等に分ち、各八級となし、學則に句讀、算術、習字の三科あり、教場は舊態の儘にして寺小屋、私塾と何等異なる處なかりき、明治八年七月改正に基き教室其他の施設を改め、四名列びの長き卓子を用ひ椅子を附し、所謂立教式となる、九月六地藏に設置せる第三分校を獨立せしめて第四校と稱す、九年二月學校區名稱を第三大學區第六中學區板橋（又は南濱）校と定む、

明治十二年教育令發布とともに、制度亦一變し、大學區を廢止し、學制上の條規たる漢書、習字、算術

十四年七月の教則改正

、地理、歴史、修身、物理、博物の大意を授く、同十四年三月從來の學校定期休業日一日十五日を廢し、日曜日を休業日と定む、同年七月教則改正に從ひ、小學科を初等科目自六級至一級、中等科目自六級至一級、高等科目自四級至一級の三等に分つ、初等科學科は修身、漢書、習字、算術、体操、中等科は地理、歴史、圖畫、博物、物理を加へ、高等科は更に化學、生理、幾何、經濟を課す、教科書は多く初歩の漢本所謂洋書直譯の小學讀本なりき、當時府下一般の學事は、他府縣に比して、大るに異彩を放てり、蓋し、本府の教育施設は、已に學制頒布以前に於て行はれ、夙に監督官廳の監督奬勵其宜しきを得たる賜にして、長官の學事視察は頻繁に行はれ、巡視官は自ら試問を爲し、以て教員を督勵し、學童の奬勵に力を致したれば也、試驗には大、中、小の區別あり、嚴格なる檢査の下に行はれ、受驗生徒は、當日衣服を更め、若干の小遣錢を用意し、附添ひの父兄に擁せられ、未明試驗場に入るを例とし、門前には菓子店露店等立ち列び、宛然氏神の祭禮當日の觀ありしと云ふ、

長官の學事視察頻繁

小學校令に基く改正

明治二十二年七月一日、前年發布せられたる小學校令に基き、尋常高等の二等に分ち、各等四ヶ年を以て修了、修業一ヶ年を以て一學級を進む事となす、進級卒業等の認定試驗法は前述の如しと雖、其受驗者の準備に至りては、前述の如くならず、第一小學校（下町）、第四小學校（六地藏）は、本町所屬各町分離の際其所屬村落に移り、板橋、南濱小學校は、伏見板橋、又は南濱尋常小學校と改稱し、別に高等小學校を設置す、この組合區域は伏見町外九ヶ村にして、紀伊郡高等小學校と稱し、所屬町村の兒童を收容せり、此時學齡に達したる兒童の保護者は、其兒童の學齡を終るまで、必ず尋常小學校に就學せしむるの義務あるものと規定せらる、尋常科は修身、讀書、作文、習字、算術、体操を必須科とし、高等科は地理、歴史、圖畫、唱歌、英語、商業の各科目を加ふ、初歩の教科書として、文部省著作の新版讀方入門なるものを採用せら

紀伊郡高等小學校

町村制施行と學區域の離合

教育方針確定す

幼稚園の設置

彰德高等小學校

第三小學校創立

經費の學區分擔

れたり、教育の方法は中央官署の命ずる所に從ひ、氣質養成を尚び、兵式訓練を用ひ、高等小學校の如きは「ラントセル」を背に木銃を肩に通學せり、

明治二十二年町村制施行の結果、多少學區域の離合あり、學校管理者（當時江崎權兵衛氏町長たり）之に當り、校名は板橋を伏見町立第一、南濱を伏見町立第二の各尋常小學校と改む、

明治二十三年十二月二十九日教育勅語謄本の下附あり、これより小學校の教育方針全く確定す、同二十五年裁縫專修科を附設し、同二十八年五月二日各小學校に二ヶ年修業の補習教育を行ふ、同年幼稚保育の聲高く、同二十九年二月十一日を以て、第一尋常小學校に板橋幼稚園、第二尋常小學校に南濱幼稚園を設置し、滿三歳より六歳に至る幼稚兒に會集、唱歌、遊戯、談話、手技、栽培を課し、貧富を問はず入園せしめ保育を受けしむ、之より先き二十五年六月、紀伊郡高等小學校に屬する柳原、吉祥院、上鳥羽、東九條の一町三ヶ村は分離して一校を建て、同校の學區域は伏見、竹田、下鳥羽、堀内、向島、横大路、納所（納所は三十二年更に分離）となり、紀伊郡伏見町外七ヶ村組合高等小學校と改稱す、三十年長尾時春氏校長となりて校風一新し、三十一年小笹國雄氏次いで校長となり三十七年に至る、この間人材多く輩出し、府下高等小學校中最も重きをなせり、

明治二十九年以後、就學兒童數漸次增加し、各校々舍の增築をなすこと再三に及びしも、尚ほ狹隘を告ぐ、三十四年に至り補習科及び裁縫專修科を廢し、之に代るべき夜學校の設置を見たり、同三十六年第一尋常小學校は兒童增加による教育施設上の効果を慮り、同年四月一日學區域を定め、財産を割きて、新設伏見町立第三尋常小學校を字住吉に創立し、同年五月六日開校式を擧ぐ、同年九月伏見町學區條例を設定し、從來の町經濟を改めて學區分擔と爲す、從つて各學區は學事上形式内容に優越を競ふの風を生ぜり、

義務教育年限延長

各校の增築と擴張

町債十二万圓を起す

學區統一の解決

第三尋常小學校を女師附屬に寄附

當時學區域は三區域に分ち、大手筋以北丹波橋迄八十三ヶ字戸數一千六百三十八戸を第一學區に、大手筋以南六十ヶ字戸數一千三百七十一戸を第二學區に、丹波橋以北四十六ヶ字戸數七百八十二戸を第三學區となせり、

明治三十九年四月一日從來兒童一人授業料月八錢を徴收したりしを全廢す、同四十一年小學校令改正せられ、義務教育の年限を六ヶ年に延長せられ、必須科に圖畫、唱歌、裁縫を加へ、高等科に理科、地理、歴史を加ふ、兒童教育上にも大なる革新を加へられ、卒業、進級の如きは平素の成績を考査し、別に形式的試驗法を禁ぜらる、在學年數二ヶ年の增加ありしを以て、各校共に敷地の擴張、校舍の增築を要す、第二尋常小學校は同四十二年移轉を計畫し、字丹後に新校舍を營み、四十三年九月全部の移轉を爲す、此時他の二校の校舍增築費等を併せて、町は十二万圓餘の長期公債を起し、此費用に充當せり、之により彰德高等小學校は二ヶ年の短縮となりしを以て、其規模稍縮少を見るに至れり、

明治四十三年九月、町理事者にして學校管理者たる町長（人見喜三郎氏）は、町教育の發達進歩を促すには、須く先づ學區を廢し、町經濟に統一せざるべからずと爲し、之が實行を企圖せり、當時官民中には或はその統一の困難なるを憂慮せしものありしが、時運は着々其機を熟せしめ、遂に町一致を以て統一事業を解決せり、同年十月第三尋常小學校に幼稚園を附設し、屢々校舍の增築を爲す、

大正六年三月桃山の地に本府女子師範學校を移轉し、且つ桃山高等女學校設置の計畫に會し、之が費用に充當するため、金六万圓を府に寄附する事を議決し、且つ本町第三尋常小學校區域の就學兒童住吉幼稚園區域の幼兒及び彰德高等小學校區域の女子生徒を收容するの條件を以て、第三尋常小學校全敷地教具住吉幼稚園建物敷地保育具一切を擧げて女子師範學校附屬小學校として本府に提供の事を議決す、同七年四月

彰德高等小學校を町に移す

彰德校を廢して第三校を置く

第三校に高等科を置く

第四小學校の設置

教育費の增加

町債二十五万圓を起して增改築

特別教育基本財産蓄積

一日府立女子師範附屬小學校並に幼稚園こゝに開校せらる、之より先き大正五年四月一日伏見町外六ヶ村組合彰德高等小學校を本町に買收し、町立彰德高等小學校とせしが、同七年四月一日前記第三尋常小學校の提供に伴ひ、遂に同校を廢してこゝに第三尋常小學校を置く、第一、第二の各尋常小學校に高等科を併置せしも、高等科生徒數劇增し、校舍狹隘を告げたるを以て、同九年第三尋常小學校に校舍を增築し、同年四月一日同校に高等科を移し、第一、第二尋常小學校の高等科を廢す、同十一年に至り益々高等科の生徒增加するを以て、字越前町に第三尋常高等小學校分教場を設置し、同十五年三月末日之を廢し、同年四月一日舊分教場を擴張して第四尋常小學校を置く、

本町の自然的膨脹に伴ひ、教育施設年次改善を加へ來り、その經費の如きも、明治三十三年度には七千六百四圓なりしが、大正八年度には七万九千七百四十五圓、大正十三年度には十万九千五百一圓、昭和三年度豫算に於ては十三万六千七百九十三圓を示せり、校舍は明治四十二三年に於て積極的增改築を爲したる以外、概ね當面の急に應じ來りたりしが、こゝに將來に對應し、且つ根本的整備を爲すの要を見たるを以て、昭和三年度に於て町債二十五万圓を起し、繼續事業として、第一、第二、第三各小學校の增改築及び第四小學校の擴張に着手し、目下進捗中に屬す、又一面特別教育基本財産蓄積方法を講じ、金五十万圓に達する迄、元利金を使用せざるの規定をなし、年々一千數百圓を蓄積す、昭和三年一月現在教育基本財産は有價証券一万四千四百二十五圓、銀行預金三千二百九十四圓餘なりとす

第二節　實業學校

以上は本町に於ける小學教育の概要とす、中等學校に至りては未だ當地方に設置を見ず、教育の向上に伴ひ、中等學校入學志望者劇增し、著しく不便を感じたるが、府立桃山中學校堀内村の設置を見るに至りて、

私立伏見實業補習學校

之を緩和せられたり、

之より先き公益社團法人伏見十六會にては、同會定欵に示されたる公益事業の一施設として、大正四年私立伏見實業補習學校（宇上南部町）を設置し、九月を以て開校し、次いで同五年私立伏見商業學校（宇上南部町）を開校し、以て地方實業教育に多大の貢献を爲したるが、同十二年商業學校は施設を完成し昇格して甲種程度

私立伏見商業學校

商業學校の昇格

（修業年限四ヶ年）となり、同時に實業補習學校を廢して、新に私立伏見商業夜學校（修業年限四ヶ年）を設置し、徴兵令改正に伴ひ、私立青年訓練所を設置せり、同十五年三月八日を以て伏見商業學校は陸軍大臣、文部大臣より徴兵令第十三條第一項第二號に依る中學校の學科程度と同等以上と認定せらる、同校の生徒定員數は二百五十名なるが、入學試驗に際しては志願者は定員の常に三倍を示す狀態なるより更に擴張を計畫し、御大典記念事業として、隣接地堀内村字水野左近に敷地を下し、近く新築を完成すべく進捗中に在り、

第三節　補習學校

明治九年南濱校内に夜學生を收容して教育を始めしを以て、本町に於ける補習教育の萠芽とす、然れどもいつしか廢絶せり、三十四年五月一日不就學者救濟の目的を以て板橋第一小學校内及び南濱第二小學校内に修業年限六ヶ年の夜學校を附設し、貧窮又は事故の爲め、晝間就學し難きものを收容して義務教育を施し、併せて卒業後尙ほ一層實力の補習をなす爲め、毎夜二時間小學校に準ずる課程に從ひ殆ど個人教授を行へり、両校共盛時各七八十名を教養せり、同三十六年實業補習教育奬勵の結果、補習學校制度に改むる事となり、六月中を以て夜學を廢止し、府費の補助を受け第一尋常小學校内に町立實業補習學校を設置す、時に同年十月十二日學校長は櫻井利三郎にして、小學校兼任の訓導四名、實科教員一名を置く、教授時數は夜間二時間半なり、前身の夜學校が私塾的なるに反し、學級教授を行ふ等体裁大に備はれり、これ

夜學校の附設

町立實業補習學校

實に紀伊郡下に於ける補習學校の先驅にして、收容の兒童は、尋常小學卒業のもの、又は同等以上の學力を有し實業に從事せるもの、又は從事せんとするものに、小學校教育の補習と同時に簡易なる方法を以て、其職業に必要なる智識技能を授けたり、修業年限は本科二ヶ年、特別一ヶ年とし、教科目は修身、國語、算術、實科簿記、別に義務教育未終了のものには豫科を設く、同三十八年五月一日南分教場を第二尋常小學校内に開設し、同四十二年四月一日更に第三尋常小學校内に北分教場を設置す、晝間實業家に使役せられつゝある徒弟に多大の便益を與へ、就學者大に增加し、その全盛時に於ては、教員十三名、生徒二百十三名に達したり、其後稍不振となり、生徒減退の兆あり、偶々町財政緊縮の聲起り、町會は補習學校に關する豫算を削除し、自然廢校の止むなきに至れり、時に大正二年三月末日、學校長は人見喜三郎氏、町長は江崎權一氏なりき、當時補習教育の必要各方面に叫ばれ、各地之が完成に努力しつゝある際なれば、之を廢絶せしめたるは、本町教育施設上遺憾の極みなりとて、一部有識者間は慨嘆せり、

町立補習學校の廢止

補習學校の廢止により、徒弟啓發の機關を失ひたるを以て、之に代るべき學習所の再興を圖るの希望多く、大正三年秋第二尋常小學校下の篤志家、實業家は、自ら基金若干を提供して、簡易夜學校の設立を諮り、時の校長大島耕之輔氏之を快諾し、部下の職員四名とともに經營に當り、同年十二月一日第二小學校内に、私立南濱夜學會を開始し、乙種實業補習學校程度を以て、徒弟を主として教養せり、

私立南濱夜學會

公益社團法人伏見十六會は、同會の趣旨に基き、大正四年二月十六日京都府知事の設立認可を得て、私立伏見實業補習學校を設立し、校舍建設の工を起し、九月十六日開校式を擧行せり、修業年限二ヶ年、特別科一ヶ年とし、修身、算術、實業の四科を一週十五時間、毎夜二時三十分宛課せり、次いで同五年九月更に同會は私立伏見商業學校を設立し、かくて同校が昇格して甲種商業學校となりしこと前述の如し、

私立伏見商業夜學校

私立板橋裁縫專修學校

町立女子手藝學校

第一尋常小學校

然して實業補習學校に代ふるに、私立伏見商業夜學校を設立し、大正十二年四月九日授業を開始す、修業年限二ヶ年、商業に從事せんとするものに、須要なる智識技能を授く、學科目は修身、國語、數學、英語、商業、簿記等なり、

私立板橋裁縫專修學校は、明治三十四年四月、彰德高等小學校內一部校舍に開校し、婦女子に必須の學を授く、大正七年三月彰德高等小學校の町立となるや、町立女子手藝學校として町經濟に移し、同年四月一日開校す、晝間教授とし、修身、裁縫、國語、數學、家事を課し、茶道、生花科目を加ふ、修業年限は三ヶ年、補習科は一ヶ年にして、大に面目を一新し、徒生は年々增加しつゝあり、

第四節　町立小學校沿革概要

第一尋常小學校（字板橋二丁目）

明治五年十一月五日伏見板橋二丁目舊尾張藩邸址に創設し、校名を伏見第二校と稱す、之より先六月小學校建營に關する當局の認可あるや、直ちに敷地の砂盛りに着手し各町五人組より一人宛を出して之を行はしむ、「諸事書物之控」大谷箭吉筆錄に之を記して曰く、

明治五壬申六月より七月三日迄五日の間伏水板橋尾張樣御屋敷に於て伏見第二小學校の建營地と相成其所へ六月二十八日より五日の間伏水町々に於て五人組に人足一人づゝを以て砂持皆々夜分にはいろ〳〵思ひ〳〵の風束をいたし砂持にかこつけ踊同斷に面白く大騷に御座候

七月三日は朝七ツ時町によりては六ツ時五ツ時より總人足仰付せられ當南部町の往來明け六ツ時前より七月三日其夜四ツ時まで混雜まことに以て大陽氣に相成候以上

同霜月二日

伏見第二小學校開に相成總區長區長戸長袴にて出勤、伍長、羽織袴、名々子供の世話致すべきこと、其節の大將知事の事を云ふか仰せわたして相成候、忠孝の事、槇村、次に典事その外四人〻六人とも素袍に立烏帽子天晴の事に御座候以上、

手習兒供業六日より指南に相成候

教務並に校務は一等句續師奧野精一氏首班として之を取扱へり、九年二月二十二日第三大學區第六中學區伏水板橋校と改稱す、同年十二月二十二日右大臣岩倉具視本府學務掛を從へて巡視あり、十年二月七月、明治天皇陛下大和行幸あらせらるゝに當り本校に御休憩遊ばされ、越えて同月十一日、皇太后、皇后両陛下宇治行啓あらせられたる際、本校に御休憩あらせらる、十五年十一月一日伏見板橋小學校と改む、十七年十二月二十七日文部大書記官濱尾新氏外數名巡視あり、二十年七月一日小學校令の改正に伴ひ、高等科を尋常高等の二等に分ち、本郡に高等小學校を設置せられしを以て、伏見板橋尋常小學校と改稱し、次いで二十二年七月十日伏見第一尋常小學校に改む、二十八年四月一日修業年限二箇年の補習科を設置したるが、三十四年四月一日之を廢す、二十九年二月十一日校內に板橋幼稚園を創設す、三十六年四月一日新に學區制を設け、本町を三學區に分たるゝや、本校部內字京町北八丁目外四十三字を割きて第三學區となし、字住吉に第三尋常小學校を設立、本日を以て開設す、四十二年九月一日伏見町學制を統一し從來の學區制度を廢す、大正七年四月一日高等小學科を設置し、九年四月一日廢止す、同日伏見町第一尋常小學校と改稱、十二年四月四日第三校分教場設立のため本月より通學區域の一部を變更し、丹波橋通北一丁以北は分教場に屬せしむ、本校創立以來就學兒童の增加、義務教育延長の實施等により、增改築を爲すこと屢々ありしが、明治四十二年及び四十三年の改築最も大とす、大正十五年六月現在調の校舍は合計十三棟坪數一千一百六十四坪七合餘又校地面積は四千三百十二坪なりとす、最近の增改築は大正十五年七月二十五日

中央西教室（東西十二間半南北五間）を取拂ひて二階建四個教室（東西十一間半南北五間）の新築に着手し、同年十一月二十二日竣工、次いで昭和三年度に於て更に增改築を爲せり

創立以來の學校長名

氏名	就任	退職	在職年月
奥野精一	明治五年十月	明治十九年九月	十四年
廣澤桂藏	明治十九年九月	明治二十一年九月	二年一ヶ月
田邊教信	明治二十二年一月八日	明治二十二年十月卅一日	十ヶ月
的場連彌	明治二十三年一月十六日	明治二十六年八月廿八日	三年八ヶ月
本谷音吉	明治二十六年十二月七日	大正三年一月卅一日死	二十年二ヶ月
土屋章	大正三年三月卅一日	大正七年三月卅一日	四年
片山義直	大正七年三月卅一日	昭和二年七月廿七日死	九年五ヶ月
辻田與三	昭和二年八月十日		

第二尋常小學校

（字丹後）

明治五年十一月二十六日伏見南濱町なる舊土佐藩邸に創設し伏見第三校と稱し、別に分校を伏見六地藏（現時堀内村六地藏）に置く、一等句讀師宇田健齋首班として教務並に校務を執る、八年七月教則改正せられ上等下等の稱を用ひ、尙ほ教室從來の設備を改めて机椅子を用ふ、同年九月六地藏分校は獨立して伏見第四校と稱す、九年二月二十二日第三大學區第六中學區伏見第三南濱校と改む、同年四月校内に夜學生を收容し教授す、これ伏見に於ける夜學校の嚆矢なり、同年十二月右大臣岩倉具視公巡視せられ、十三年七月九日文部卿河野敏鎌氏來校巡視せらる、十四年四月四日當校區の内六地藏を分割して堀内村に屬せしむ、十六年十一月一日文部大書記官濱尾新氏外數名巡視せらる、二十年七月一日小學校令に依り南濱尋常小學校と稱し、次いで二十二年七月十日伏見町第二尋常小學校と改む、二十八年四月一日補習科を設置、二十九年二月十一日校内に南濱幼稚園を創設す、三十五年三月十一日生徒增加し、教室狹隘となれるを以て補習科を廢止す四十年學校移轉の申請を爲し、現在の敷地を買收、建築に着手し、四十三年九月二十六日新校に全部移轉す、大正六年十月二十三日本校隣接の御陵傳說地は後崇光院太上天皇松林院陵と御治定あらせられ、御奉告祭執行せられ、勅使參向、伏見、久邇、梨本三殿下御參列、本校に御休息あらせらる、同七年四月一日高等小學校を併置し、伏見町立第二尋常高等小學校と稱せしが、八年三月三十一日高等小學校を廢し、伏見町第二尋常小學校と改む、十五年七月十九日當校に伏見町立青年訓練所の設置認可せらる、本校創設以來增改築を行ふ事屢々なりしが、明治四十三年九月新校の落成により頓に面目を一新せり、當時新築校舍の坪數三千六百三十七坪なりき、昭和三年度に入り更に增改築を爲せり

創立以來の學校長名

氏名	就任	退職	在職年月
宇田健齋	明治五年十一月	明治八年六月	二年八ヶ月
村上雄三	明治八年七月	明治十五年六月	七年
藤田道二郎	明治十五年六月	井上定次就任とともに職を解く	——
井上定次	明治十九年八月十二日	明治二十一年一月十日	一年六ヶ月
吉野久忠	明治二十二年一月十九日	明治二十四年三月二十五日	二年三ヶ月

大島耕之輔	明治二十六年十二月十三日	大正四年一月三十日	二十一年一ヶ月
村雲聰信	大正四年二月一日	大正五年十月卅一日	一年九ヶ月
津田三郎	大正五年十月卅一日	大正七年三月	一年五ヶ月
加藤四郎	大正七年三月卅一日	大正九年十月二十五日	二年七ヶ月
保阪敬三	大正九年十一月二十六日	大正十五年六月卅日	五年七ヶ月
寺町彦太郎	大正十五年六月三十日		

第三尋常高等小學校（字御駕籠町）

明治三十五年十月伏見町を三學區に分割さるゝに及び、北部四十六ヶ字を第三學區とし、字中之に校舍を新築し、三十六年四月一日開校、入學兒童數三百四十四名にして、第一學年生九十五名を除く外は本町第一尋常小學校より轉校せるものなり、五月十六日開校式擧行、當時に於ける敷地總坪數一千三百二十四坪、四十三年二月隣接土地百六十八坪を買收し、幼稚園新設を含み工費一万二千餘圓を以て增築の工を起せり、大正七年三月三十一日町會の決議により、本校と他校舍備品及び幼稚園校舍備品全部を京都府女子師範學校附屬小學校に寄附し、同時に本校兒童は試驗の上附屬小學校に入學せしめ、殘餘兒童は第三小學校兒童として、元彰德高等小學校（御駕籠町現在の地）を第三小學校として移轉收容す、移轉校舍敷地二千三百八十一坪餘、附屬小學校に入學したる兒童數三百二十三名、第三尋常高等小學校兒童として收容せるもの五百六十三名なり、八年十二月伏見町第一第二各小學校の高等科を廢して本校に高等科を併置し、伏見町全部並に隣接數ヶ村の兒童を收容する事となり、表空地に八教室を增築、翌九年三月三十日本校に高等科併置の件認可せられ、校名を伏見町第三尋常高等小學校と改稱す、同年九月一日高等科教室增築工事終了し、

第二學期より本町第一、二小學校より高等科兒童を引取り新教室に收容したるが、爾後尋常科兒童增加して收容する能はず、十一年四月に至り、第一、第二兩校に各一學級を委託するに至り、同年九月この事情及び現在の校地は通學兒童にとり位置頗る偏せるものあるを以て、將來一學校として獨立せしむる豫定を以て、本町字越前町の地を卜し、分教場設置を計畫し、翌十二年四月落成し、新學期より尋常一二學年生をこゝに分離移轉收容し、同時に第一第二兩校に委託せる兒童を本校に於て教授す、十四年三月更に同教場敷地を擴張し、十二月二十五日落成式を擧行、當時分教場敷地七百十八坪餘、建坪二百四十五坪餘にして、十五年三月十六日を以て、獨立して第四小學校となすの議起り、同月三十一日限り分教場を廢止し、同地に第四尋常小學校を設置せらる、同年七月一日伏見町立第一青年訓練所を本校に併置し、同日午後四時開所式を擧行す、昭和二年度及び三年度に亘り、本校々舍改築の議決し、三年四月より北校舍二階八教室の工事に着手す、この建坪百二十五坪、工費一萬八千九百四十圓、同年八月十日限り竣工の契約なり、

創立以來の學校長名

氏名	就任	退職	在職年月
調子金之助	明治三十六年三月十八日	明治四十三年六月廿三日	七年三ヶ月
小畑茂治郎	明治四十三年六月二十三日	大正五年四月十四日	五年十ヶ月
草野嘉市	大正五年四月十四日	大正九年三月三十一日	三年十一ヶ月
奥村秀吉	大正九年三月三十一日		

第四尋常小學校（字越前町）

第三尋常小學校に高等科を併置して後、收容兒童著增せるを以て、大正十一年第三小學校分教場設立の

議起り、十二年四月落成、十四年三月更に教場敷地を擴張、十五年四月一日獨立して第四尋常小學校と改稱す、昭和三年度に入り更に敷地を擴張增改築に着手せり、

創立以來の學校長名

氏名	就任	退職	在職年月
富山包正	大正十五年四月一日	昭和三年三月三十一日	二ヶ年
大石市次	昭和三年四月一日		

第五節　圖書館

伏見集書會社

明治五年十月、三木善成、大島尙長、前田半兵衛、岡田正興、立本省吾、仲庄三郎氏等七人の同志相寄り、伏見集書會社を大阪町に設立し、各自の藏書を集め、一面京都集書會社又は二條城京都府書庫より書籍を借り受け、新に購入せる新刊圖書並に當時刊行の主なる新聞等とともに公衆の閲覽に供する傍ら圖書の供給をなせり、閲覽料一ヶ月二十錢にして朝八時より午後にわたりて開館す、後新町四丁目に移轉し、淀町に分店を設けたりしが、開始後約五年にして解散せり、これ本町に於ける圖書館事業の端緒となす、

伏見文庫

明治三十八年に至り、伏見十六會は日露戰役大捷記念として、九月十六日を以て伏見文庫を開設せり、蓋し、十六會創業時代（創業は之より十年以前）の會員は、多く商店の徒弟にして、完全なる學校教育を受くる能はざりしを以て、切に讀書修學の途を欲し、こゝに此種修養機關の要求を爲すに至り、戰役記念を動機に開設を見たる也、爾後同會の發達に伴ひ、基本金も增加し、同時に圖書の蒐集に努力し、設置後三年を經たる明治四十一年六月三十日調査によれば、同年一月以降六月末日に至る閲覽人員四千四百二十八、閲覽圖書五千六百四十三冊、六月末日現在所藏圖書三千二百二十八冊、新聞縱覽室に於ける新聞の種類は、大阪朝日毎日両新聞、京都日出新聞、報知新聞、萬朝報、國民新聞、十六新聞其他定期刊行物數種、當時已に京都圖書館と連絡し、同館の圖書は總て借覽し得るの便を受けたり、大正四年御卽位御大典記念として圖書館令に依り伏見圖書館と改稱し、伏見町字新大黑裏に四百八十餘坪の地を卜して本館及び事務所、圖書格納庫三棟六十餘坪を新築したるが、同會經營の伏見商業學校擴築に當り、敷地建物一切を同校に讓り、同會本部左側に本館及び書庫を建設したるが、更に規模を新にすべく、目下新築中に屬す、昭和二年末に於ける基本金は一万五千圓に達し、獨立自營の域に入り、所藏圖書總數一万一千二百九十冊閲覽圖書延冊數一万一千五百七十四冊、閲覽者延人員七千六十三人に及ぶ、閲覽は無料にして、讀書趣味普及に努力す、昭和二年二月十一日文部省より其賞として金百圓を交附表彰せらる、

第七、風俗編

緒論

民俗風習の變遷は、一般的大勢の推移に隨ふは勿論なりと雖、土地固有の風習は環境に激變を生ぜざる限り容易に變替を見ず、本町は德川氏覇を稱し、封建制度定まつて以來、所謂天領に屬し、幕府の直轄地にして、その庇護を受くる事多かりしも、直接爲政者は則ち奉行にして、交迭相次ぎたるを以て、意を民風の作興に努め、心を伏見の前途に注ぎしが如き、眞の爲政者を得ず、從つて彼の各藩が競ふて領下庶民のために盡す處多かりしに比せば、その差實に甚しと謂ふべし、而して又本町の環境地位を顧るに、經濟編に記述せるが如く、水陸交通の要衝を爲したれば、俗に云ふ「買へば座ながら、賣れば座ながら」にして、大なる努力を要せずして富裕なる生活を爲し得る人々多かりき、則ち一は運輸關係、一は旅客關係に因る、之によりて久しきにわたり極めて順調に推移せるを以て、人心をして自然安逸に流れしめ、輕佻の風を有せしむるに至りしは、蓋し止むを得ざるところにして、こは單に本町のみにあらず、當時主要宿驛の通有性なりし也、されば明治維新の大變革に遭遇し、交通機關の完備による本町の一大打擊は、偷安裡に在りし人士を驚愕せしむるのみにして、進んで之が挽回策に努力し、直に局面を一轉せしむるの氣慨の士を生ぜず、拱手傍觀年次衰微其極に達したるもの、實に舊幕時代に於ける餘殃なりと謂はざるを得ず、幸にして明治中世以降具眼の士の奮起するあり、大に民風を作興し以て今日あらしむるに至る、

封建時代に於ける一般的風俗は時に隨つて變遷あり、泰平日久しく、文弱奢侈の弊長じ、底止すべからざるに至りしと雖、階級制度は依然潛越を許さざりき、本町の風俗は地勢上概して京都の影響を受けたり、之等に關する文獻の徵すべきなきも、有方錄の「抵二伏見一、人煙繁稠、以レ近二京師一風氣頗似」寛政八年とある如き、「九郷會合一圜閾、近接二王都一風俗奢」辛禮葛坡伏見雜詩天保年代の如き、その一端を示すものと見るべし、

第一章　衣食住

第一節　禮服と常服

一般の禮服

町家百姓等一般の禮服は、八代將軍吉宗の時代より、男子は專ら裃にして、平素は縞木綿等を着す、女子は上げ帽子、打掛等を禮式典に着用せり、羽織は風雨防寒に用ひ、常服の上に着するを例とせしが、何時しか一般の禮服となれり、然れども定紋の羽織を着するは、士分豪家、公役人に限れり、婦人の常服は男子より袖裾長袵廣し、帶は長さ六尺五寸にして、始め名古屋帶を纏ひしが、貞享の頃より其幅廣く、長さ一丈二三尺を用ゆるに至れり、中流以上の婦人は外出するに當り被衣を用ひたり

婦人の常服

第二節　食物と家屋

常食

常食は極めて儉素にして、米麥相半し、又は粥を食す、副食物は漬物味噌汁等にて、魚肉の如きは稀なり、德川氏中世の頃より肉食行はれ、調理法餐膳等の修飾を加へ、方式を定むるに至れり、忌日は精進料理と稱して、肉類を用ひず、葱の如きも腥きものとして漁肉に準じて用ひざりき、

正月其他の特種日

一月一日、二日、三日は味噌雜煮餅を食し屠蘇酒を祝ふ、四日鏡開き、澄まし餅を食す、七日には七草粥、十五日には小豆粥餅を食す、三月上巳節句には、艾餅を製して雛祭をなし白酒（ねりさけ）と云ふを酌み、五月五日端午の節句には茅卷餅、柏餅を製す、六月朔日には氷朔日と稱し、熨斗餅を氷に換へて祝し、八月盂蘭盆精靈祭には牡丹餅を製し、九月九日重陽の節句には栗飯、十月初亥の日を一の亥の子と云ひ、第二の亥

家屋

の日を二の亥と唱へ、牡丹餅を製す、十二月歳暮には正月雑煮餅及び鏡餅を製し、大晦日には大抵蕎麥又は餛飩を食す、茶は平素番茶を用ゆ、客來の時と雖、煎茶、玉露等を饗すること少かりき、

家屋は質素堅牢を旨とせり、屋根は概して瓦葺多し、壁は中塗若しくは青黄なり、白堊又は筋塀は寺院門閥家に限り、農家は藁葺にして、粗壁の儘多し、代官庄屋は長屋門となし、町家百姓には之を禁ぜり、四脚門は社寺には勅願所、個人に在つては由緒ある家筋に許せり、家具も亦質素にして、日用を除く外は殆ど無し、上厠浴場設備の如きも神職僧侶代官庄屋豪家に限れり、疊は客室佛間を除く外、概ね備後表を用ひ、町家百姓は琉球表にして、寢室居間以外の多くは板間とせり、寺院の疊の縁地は大紋又は小紋の織地となせるも、其以外は通常紺の布、又は麻織地を用ひ、農家は縁を付けずして、絲に縫ひつけるを通例とす、紀伊郡誌

第二章　冠婚葬祭

第一節　幼兒に對する祝事

宮參り

男女兒生れて六日目に至れば、六日剃と稱して産髪を剃り、男兒は三十一日、女兒は三十日を經て、額に男は大、女は小の文字を紅にて記し、産子神へ參拜せしむ、之を宮參りと云ふ、親族、知巳、町内に兒を連行くときは、諸家に在つては、扇子と苧とを祝し與へ、産衣の紐に吊る、蓋し、扇子は末廣の語に由り、苧は其形狀白髪に似たるを以て、長壽を祝するの意に出でたる乎、かくて兒家にては産舍餅と稱し、

内祝

男兒は三ッ重ね、女兒は二ッ重ね餅を親族、知巳、町内に贈る、内祝を受けたる家にては、相應の物品を贈りて祝意を表す、男兒初めて五月節句を迎ふれば、茅卷團子、柏餅、菖蒲、艾ノ熨斗を付し、女兒初め

初節句

て三月節句を迎ふれば、引契リ又は菱形の團子に桃柳の花熨斗を付し、親族、知巳、町内に贈る、五月節句は武者人形を飾り、三月節句には内裏雛人形を飾り、親族、知巳、町内の兒童を招きて赤飯等を饗す、

髪置き

親族、知巳、町内よりは人形又は金品を贈りて初節句を祝す、男女兒三歳に至れば髪置きと稱へ、綿帽子を冠せ産子神へ參拜せしむ、此時始めて紐落と稱し帶を着せしむ、男兒五歳に至れば袴着と稱し、麻裃若しくは羽織袴を着せしめ、女兒五歳に至れば、被き初めと稱へ被きを着せしめ、産子神へ參詣するを例とす、

十三詣

女兒十三歳に至れば、十三詣と稱し、嵯峨虚空藏へ參詣するを例とす、

第二節　婚儀

婚儀の順序

婚禮儀式は貧富の別により異ると雖、媒人を介し、双方協議調へば、夫たるべき家より結納と稱し、金圓或は物品を婦家に納め、婦家之を受納して媒酌人を饗應す、婚禮前日に至れば、約定の着物三荷又は五荷、或は七荷を夫家に納む、この時亦媒酌人及び人足等に酒飯、祝儀を出し、人足等立去る時、杖となせる青竹を割る、翌日の夜、婦、親族、媒酌人と共に夫家に至る、先づ夫婦たるの杯を擧げ、次で夫婦両家の親族等、無敷物にて無言相對して列座す、酌人來りて熨斗昆布を挾む、次に雌雄蝶形の銚子並に白木三寶に土杯を載せて之を出し、先づ両銚子の酒を混淆し、杯を把つて左右両座の各銘々三度づゝ酒を酌む、其次第順は客の上座と互に順回し、了る時始めて言語を發し、互に良縁を喜び、祝辞を述べ、終つて休憩、再び宴を張る、其本膳を出すや、新婦の膳のみ飯を盛る事山の如し、何の故かを知らず、宴酣にして夫婦席を開く、翌日部屋見舞と稱し、親族の婦人等來訪す、結婚後五日或は七日目に至れば、里歸りと稱へ親里に歸り、五日乃至七日間滯在の後、両親附き添ひ、新夫の家に歸る、日を經て聟入と稱へ、夫婦及び夫の親族、媒酌人等婦の親族に至る、概ね婚禮の式と同じ、新婦初めて三月節句を迎ふれば、女兒初節句

里歸り

と同様の祝を行ふ、

婚嫁は概して父母の定むる所にして、男女本人の意志に任ずる事極めて稀なり、更に幼少より妻又は婿を選定し、双方の父母之を結約す、之を結名付と稱せり、

第三節　葬儀

葬送

葬送に付ては、死家より其檀那寺に届出づ、住僧直に來りて死体を見る、之を棺相と云ふ、終つて枕經を誦す、眞宗たる者にして御剃髪式を受けざる者は此時に行ふ僧侶の去る時、親族縁者等死体を湯棺し、經帷子（白木綿にて製したる單衣）を着せしめ、頭巾を被らしむ、次に三衣袋を胸に掛け、六文錢と稱し、錢六枚を印したる紙、珠數佛號を記したる紙等と共に入棺せしめ、佛檀の傍に安置して香華を奠し、通夜念佛、若くは西國三十三箇所の詠歌を唱へて棺を護る、葬送は翌日に行ふも、友引に當るの日は之を避く、當日門戸に「忌」の字を記したる紙を貼りし黒暖簾を揭げ、敷居に新蓆を覆ふ、近隣人々相集りて諸事を助く

服喪

死亡後七日間を喪中と稱し、喪主は毎朝編笠を冠り墓所に詣ずるの外、外出することなし、毎七日の前夜僧侶と共に親族縁者等集り讀經念佛して追弔す、之を逮夜と稱す、四十九日に至れば、四十九個の小餅に大餅一つを載せて飾り（之を笠飾と云ふ）、血族の者之を食す、この日を以て新靈の中陰壇を除き、祖先と合祀し、喪主禮裝、草履を穿き、會葬者の宅に至りて謝す、之を忌明の禮と云ふ、又香奠として供せられたる諸家へ香奠返しを行ふ、四十九日忌を終れば、百箇日忌あり、滿一箇年を一周忌と云ふ、三箇年目を三年忌、それより七年忌、十三年忌、十七年忌、二十五年忌、三十五年忌、五十年忌を通常の年忌とす、

神式に於ては十日目を十日祭次いで二十祭、三十日祭、五十日祭、五十日祭を一期とし、それより一年、三年、五年、十年とし、以後十箇年毎を經て五十年祭を行ふ、（紀伊郡誌、伏見民政誌）

第三章　休日遊、祭儀

第一節　休日遊

休日

正月一日、二日、三日を三ヶ日休、七日を七日正月休、十五日、十六日を小正月休、二十日を骨正月休、二月初巳午の両日を初巳午休、三月三日、五月五日を節句休、舊五月に半夏祭休あり、七月七日を七夕休、十四日、十五日を中元休、二十三日、二十四日を地藏盆休、八月十五日を放生會休、九月九日、十日を節句休（又は神事休と稱す）と稱す、村落にありては、雨休、豊年休等あり、奉行所其他役所向は正月十六日迄を注連休と稱し、業種により毎月一日、十五日を休とせり、

正月遊戯

正月休には市中一般の戸主、氏神、檀那寺、親族、知己等互に廻禮を爲す、廻禮を受けたる親族、知己は年酒を出す、正月遊戯中悪弊とされたるは、「花合せ」の勝負にして、多く金錢を賭したり、穴市（どどいつと云ふ）六藏等の賭戯あり、女兒は羽子板つき、手鞠を弄び、男兒は紙鳶を揚げ、獨樂を弄ぶ、

三月節句

三月三日には蓬餅を搗き雛遊びを爲せり、初節句の祝儀物には、足臺に梅ヶ枝の柄杓を以て手洗鉢を打つ人形、又は獅子を両手に持す女石橋の人形を贈れり、

五月節句

五月五日には菖蒲粽を製し、武者人形を飾り、戸前には彩色武者の大幟を揭げたり、

煙火

六月に入れば煙火を打揚げて遊ぶ、天明年間最も盛に行はれ、住吉、吳竹、眞砂等の各團体あり、各日時を定めて之を行ひ、唐崎の夜雨、石山秋月などの細工煙火を製して點火し、一般に觀覽せしむ、今富橋の西川岸一帶には凉棚連り、連夜、噺し、物眞似、輕業、音曲等の催しありて大に賑ひたり、

七夕祭

七月七日には笹竹に色紙短冊を結び、日暮より之を肩にして市街を徘徊す、大人は此日井戸を浚へ、終つて酒宴を催すを例とす、

精靈祭

七月十五日には戸毎に精靈を祭り、薄暮より中年以下の男女混合して盆踊りを催せり、安永年間最も盛なりき、

貝廻し

九月九日には專ら貝廻しの遊戯を爲す、貝はその中半を缺き、之を平に摺りて磨き、空虛に五色の蠟を塡め、其底に鉛を埋めて重からしむ、上等品に至れば五色の蠟を以て種々の摸樣を彩れり、廻し方は蓋なき箱に筵を覆ひ、之を凹形とし、左右より貝を廻して入る、貝當りて盆外に出ずれば負けとし、勝ちたるもの之を獲るなり、

第二節　神事及び祭儀

御香宮神事

神事中最も盛大なるは、御香宮神社祭なり、初め各町各戸神燈を献ずるに、竹に横木を附したるものに釣りたりしが、北山丸太にて建桂となし、屋根を附して釣すことゝなれり、御小人組より占出山と云ふ鮎祝女郎人形を二階に据置きし山鉾を七年目毎に出せり、享保時代より、綱にて若者之を曳き、二階には笛を吹き鉦を叩き、祇園囃子をなす、春秋二回神事能の催しあり、大に賑へり、社寺編参照

天神祭

六月二十五日は天神祭と稱す、伏見に手跡指南を業とする寺小屋にては、當日門下生を集め、晝は酒赤飯を與へて、終日遊戯せしむ、七ッ時歸宅し、夕刻浴衣を着し、再び師匠宅に集る、何れも緋縮緬、淺黄縮緬等の襷を掛け、梅鉢紋付の小提灯を持ち、聲を擧げて列を整へて行く、師家より高張提灯一對を行列中に狹み、師匠は供人に提灯を持せしめ、羽織袴を着し、行列に隨ひ、山の天神又は竹中の天神へ參詣せり、又時々二十三日より各師家に於ては、門人の書を両天神に奉納す、

三栖祭

九月十二日は三栖神社神輿出御の當日にして、往古より氏子の若者前日來より大松明二組を造り、當夜八時頃之に點火し聲を張り上げて氏子地内を廻る、俗に御松明祭と稱し壯觀なり、京阪地方より觀覽の爲め來伏するもの多し、

辨天祭

中書島辨財天は、六月十九日祭禮を執行せり、前日より船を出し鐘を鳴らし、太鼓を擊ちて堀筋を北に掉し堀詰附近の樵木屋にて薪の寄進を受け、祭日の夜、船中に之を焚く、多數の裸體男子乘船し鉦鼓を鳴らして踊り、火熱に苦しむ時は川に投ず、之を簪り船と稱す、その他に神輿船、舞子囃子船あり、安永の頃は、晝より夜八ッ頃迄遊船數十艘浮び、幅五寸、長一尺三寸餘の提灯に、長樂連中と墨書せるもの二十餘張を高筈の端に結びて景趣を添へ、京都祇園町よりも多數の藝舞子來りて、祠前に演舞を催せり、蓋し、演舞を奉納すれば、立身出世早しと稱されたるを以て也

十日參り

七月十日市中一般人は、觀音寺に參詣す、之を十日參りと稱す、寶永の頃より始まれり、精靈祭に要する諸物品を賣る市あり、諸人之を購ひ歸り、十五日蓮飯を佛前に供し、その餘飯を食す、十三日より家々簷角に燈籠を掛け八月朔日に至つて止む、眞宗の外は精靈祭の前後の夕刻戸前に出でゝ麻木を焚く、之を迎ひ火送り火と稱す、

地藏盆

七月二十三日、二十四日には各町石地藏を祭る、各戸例年順番を定めて當番となる、前日各戸より、南京爪、素麺、小芋魁、豆腐等を供す、鉦を叩きて通夜し、翌日夕刻より米を炊き、南京爪等を煑て竹串に刺し、團飯に添へて子女に與へ、後百萬遍と稱し、男女老幼路上に莚を布きて、大なる珠數を繰りつゝ念佛を爲す、伯耆町大光寺境内藥師如來は、例月八日、十二日の両夜法會を修し、両夜參詣客多く賑へり、又新町六丁目地福院にありては、例月十日夜金刀羅會を修し、桝屋町明壽院にては例月十六日夜不動會を修し、何れも緣日として賑ひたり、（伏見民政誌）

緣日

第四章　童話、俗謠其他

第一節　童話、俗謠、傳說、俚諺

童話　近時童話に關する專門的書籍の刊行さるゝ等あり、話題も往時とは著しく異なるに至りしが、當地方に於て古來傳へ來りしものは大略左の如し、

さるとかにの話、花咲爺、金太郎の話、桃太郎の話、繼子と實子、京都と大阪との蛙とが、両地より一京都見物、一は大阪見物を志して出立したるが、途の長きに飽き、行く先を見んと立止り、自已の眼のはつき所の關係より、元の京都なりし大阪なりしが見えしを、各自の志せし地と思ひ、其所より立ち歸りし話、其他狐狸の妖怪談、地獄極樂の話、

俗謠　所謂流行歌は變遷多し、勞働に伴ふ俗謠として古くより傳はるゝものは、

手傳職の音頭、敦盛、辨慶、近江八景、五りんくどき、桂萬歲、猖々、橋づくし、棟上げ、茶摘歌、機織歌、春挽き歌、抗打ち歌

とす、盆踊に用ひるは、祭文、江州音頭と稱す、主なる語り物は、

平井權八、阿波鳴戸、石童丸、お染久松、岩見重太郎、荒木又右衛門、幡隨院長兵衛、佐倉宗五郎、源氏平家物語、俊德丸、八百屋お七、國定忠次、お半長右衛門、鈴木主水、お俊傳兵衛

等にして、又古へより上下を通じ、目出度き酒宴の席上左の謠を唱ふ、唱ふる者は主なる一人にして、他は之に和するなり、

（ヨイ、ヨイ、座中一同和す）くまのーいーさんど　あたごさんへは　つきまーいーりーよー（ほんまかやーとこせー、エ、あーよーいやなー、はァこれはいせー、エ、あれはいせ、そらーやーとこせー、）

傳說　一種の迷信事に屬する如し、今に於ても猶之を傳ふ、その主なるもの左の如し、

蛇が木に登ると降雨。
雉子が鳴くと地震あり。
毛髮を焚くと狂ひになる。
寢て物を喰ふと牛になる。
蜥蜴を指すと指が腐る。
夜蜘蛛は不吉。
初物を喰ふと七十五日長生き。
鼻孔に瘡が出來ると緣者に子が生れる。

俚諺　俚諺頗る多し、主なるもの左の如し

いそげば廻れ瀨田の長橋。
犬もあるけば棒にあたる。
一文惜しみの百知らず。
いわしの頭も信心から。
論より証據。
燈臺もとくらし。
とりもち桶に足。
鬼の眼にも涙。
嫁と名がつきや我子も憎し。
烏が鳴くと人が死ぬ。
墓場で倒れると三年目に死ぬ。
夜間に爪を切ると親の死に目に逢へぬ。
昆布を燒くと貧乏する。
籠をかむると背（身長）が伸びぬ。
新風呂に入ると中風症にならぬ。
三リン棒の日に上棟すると家が倒れる。
葬式の供物を食ふと夏痩せせぬ。
いとない腹をさぐられる。
命あつての物種。
言はぬが言ふにいやまさる。
一寸先きはやみ。
ぼた餅で面。
豆腐にかすがひ。
盜人のひる寢も當がある。
餓鬼も人數。
たでくふ蟲もすきぐ〜。

むさう(穢く)働きて清く暮らせ。
後の百より今五十。腐つても鯛。
三人よれば文珠の智恵。
三つ子のくせは百まで。
椽の下の舞。
百日百杯。

牛は牛づれ。
腐つても鯛。
盲目千人目明き千人。
身から出た錆。
釋迦に説法。

第二節　遊戯の歌、及び歌舞

遊戯の歌　多くは意味をなさず、其數十五六あり、主なるもの左の如し、

手毬唄

ちよけり〳〵、おんなみせんすい、せんさくと〻百、ついた一の目の分度、二の目の分度、三の目の分度、四の目の分度、五の目の分度、六の目の分度、七の目の分度、八の目の分度、九の目の分度、十の目の分度、おんどり一割一匁、おんどり二割二匁、おんどり三割三匁、おんどり四割四匁、おんどり五割五匁、おんどり六割六匁、おんどり七割七匁、おんどり八割八匁、おんどり九割九匁、おんどり十割十匁、百里こい、二百里こい、三百里こい、四百里こい、五百里こい、六百里こい、七百里こい、八百里こい、九百里こい、十百里こい、わしの裏のちさの木に雀が三疋とまつて、一羽の雀のいふ事にや、むしろ三枚ござ三枚、合せて六枚引きつめて、夕べもろーたあのゆめは、結構なお座敷へすわらして、何が悲してお泣きやる、一年たつてもまだみぇぬ、三年たつてもまだみぇぬ、三年三月の九日に、よるの夜中にふみが來た〳〵、これでよう〳〵一たんかしました。

○

一、ひと目におひづる杖に傘、順禮すがたは父母を尋ねようかいな。
二、ふたらく紀州の御熊野、那智山お山で音高く響こーかいな。
三、みずにお弓は立ち上り盆の御祝儀の志し進上かいな。
四、ようこそ順禮參らんせ、定めておつれは親子たち同道かいな。
五、いや〳〵私はひとり旅、はゝさんとゝさん顏知らず逢ひたいわいな。
六、むように包んだこのお金少々ばかりは巡禮に進上かいな。
七、泣き〳〵別れた其後で、見送り見返し障子からのぞこーかいな。
八、山坂越えて谷こえて、はる〴〵こゝまで來たおつるいなそーかいな。
九、九つなる子の手を引いて十郎兵衛家から門のうちはいろーかいな。
十、とくしま阿波の十郎兵衛は我子と知らずに手をかけて殺そーかいな。

○

わしのとなりの吉ちやんは駒下駄はいてかささして、かにゝ横腹はさまれて、あーいたこーいた新べさん、わしが十五になつたれば、もとの屋敷にくらたてゝ、くらのぐるりに松うえて、松の枝には鈴つけて、鈴がなつたら起きやんせ、鈴がならなんだらねてやんせ、これでよう〳〵一たんかしました。

羽子板つきの歌

ひとみ、ふたみ、みやこし、よめご、いつやのむかし、なゝやの、やくし、こゝのや、とーや。
いちゞく、にじく、さんしように、しそう、ごんほに、むかご、なゝぐさに、はじかみ、くねつぼー

に、とほがらし。

子守り歌

うちのおとつさん高瀬の船頭、冬は寒かろ川の瀬にく〳〵。
わたしやだんないどない云はれても、たとへこじきと云はれても。
ゆふべ夢見た地獄の夢を、鬼が餅つきやえんまがちぎる、地藏ぼさつが丸こめる。
此子〳〵とたてまつられて、此子伏見の土人形。
守に行くなら芹川へ行くな、芹川きつねがだましよる。
守に來るなら上三栖へ來いよ、紙にまかれて端書だす。
守に行くなら下三栖へ行くな、朝はお粥で晝また茶づけ、よさりや(夜間の事)團子で腹しもた。
守に行くなら横大路へ行くな、横の柱で頭打つ。
守に行くなら吉祥院へ行くな、春は菜種のしんくわす。
なんぼ泣ひても此子は可愛い、わしが守した子ぢやもの。
子がかわいけりや守ひどするな、守をひどすりや子にあたる。
わしの友達三人ござる、淀と竹田と深草と。

以上京都府下童話俗謠資料(紀伊郡の部)—紀伊郡誌

六齋念佛 紀伊郡内及び伏見町一部青年間に古來六齋念佛を行ふ、多く盂蘭盆(八月十五、十六日)地藏盆(八月二十三、二十四日)の前後最も盛なり、村落にありてはこの團体を以て、青年團の基礎を爲したる觀ありき、六齋念佛の起源は詳ならざるも、空也念佛の變化せるものにして、空也上人の鉢叩きが推移せしものと稱せらる、空

也上人、名は光勝、諸國を遍歷して阿彌陀聖と云ふ、險路を平夷にし、橋を架し、井戸を堀る等大に世を益せり、繪詞傳に云ふ、空也上人は醍醐天皇第二皇子寛平法皇の御孫なり、延喜三年誕生、七歳出家す、天祿三年九月十一日寂、壽七十、繪詞傳に六齋念佛の事詳なり、六齋念佛は太鼓、鉦、笛を加ふ、主なる演奏目錄は、

今海、晒布、芦田川、三變慕、祇園囃子、四ッ太鼓、青物盡し、新作、獅子太鼓、獅子(吾妻獅子と蜘蛛)、猿廻し(お俊傳兵衞の猿廻し)、賴光、和唐内(虎退治)、石橋、八島、玉川、橋辨慶

往時の組織方法は、男子十五歳となれば父兄より若者組に申込み、その組下となる、入組三年間は茶番を勤め、入組者の增加するに從ひ茶番を免ぜられて、一人前となり三十五歳に至り若者組を脫す、組子は一定の規約あり、品行等に關しては嚴重に戒むる處あり、維新後槇村知事時代、青年の之を演ずる事を禁じたるが、明治十二三年頃より再興せられたり、本町にては元景勝村内に在りし、田町、本町、松屋町、両替町、銀座等に六齋講を組織せり、安政三年七月田町六齋講が他村に於て口論せるの故を以て、提灯より田町の字を脫せしめたる旨の文書を見る、紀伊郡誌、伏見民政誌

第八、人物編

元和義民　小林勘次氏

小林勘次氏は明智光秀の家臣にして、丹波北桑田郡大野村に居りしが、主家滅亡の後、天正末年伏見に移り住み、丹波橋木屋町にて柴薪を業とし、傍ら筆道を子弟に授く、元和二年淀川過書船は、角倉與市、木村惣右衛門両名奉行として之を管し、株制度となるや、過書座は專權を以て運搬上横恣を逞ふす、（經濟編第一章第三節參照）こゝに於て淀川運賃暴騰し、商旅大に苦しむ、伏見樵木屋仲間を始め、有力仲間は屢々過書座に陳情する處ありしが毫も肯ぜず、益々甚しきを加ふ、各仲間之が善後策に腐心しつゝありしが、勘次氏之を聞き、憤然崛起、衆のために幕府に上訴せんことを決意す、樵木屋仲間大に喜びて醵金以て諸費用を辨じ、勘次氏單身元和三年八月東下し、翌四年正月二十七日幕府に上訴して裁斷を仰げり（上訴内容、經濟編第一章第三節參照）、幕府審問の結果、上訴理由あるものとして、則ち正規の舟賃を嚴守し違背あるべからざるの朱印を下す、勘次氏目的を達し、四月上旬揚々として歸路に就く、その二十六日東海道鞠子驛の宿舍に於て、不幸從者のために毒害せらる、蓋し過書奉行側が朱印の到着を恐れ、從者を利を以て誘ひ、その朱印を奪はんと策せしものなりしが、勘次氏豫め不測を慮り、江戸出發の以前、干鮭の腹中に朱印を納めて之を伏見に致せしかば、奉行側の策は水泡に歸し、勘次氏異郷に歿したるも、その精神は朱印を離れず、五月伏見に着し、こゝに過書座の暴狀は止みたり、當時勘次氏の實妹某は伏見城代（後に大阪城代）たりし内藤紀伊守信正娘の乳母を勤めゐたるを以て、この方面よりの後援も亦與つて力ありしなるべく、以て勘次氏の活動を十分ならしめたるが如し、勘次氏に長男長次郎ありしも、後年父母菩提のため出家して山城和束鷲峰山に入り、實妹

某氏の子おこやは引續き内藤家に仕へ、後に江戸本丸勤番矢島氏に嫁したるも後裔詳ならず、勘次氏の正統絶えたり、樵木屋仲間（明治以後薪炭商共進組となる）は勘次氏の義擧を德とし、後年法要を怠らず、寛文十二年五十七回忌を下板橋玄忠寺に執行し次いで正德四年百年忌、文化十四年二百年忌慶應四年二百五十回忌を、明治二十三年二百七十五回忌、大正六年五月十六日三百年忌を、相次いで玄忠寺に行ひ、追弔の誠を致し、二百七十五回忌に當り、境内に石碑を建立し、以て其事蹟を傳へたり、（小林勘次一件記錄）

大道寺重祐氏

孫九郎と稱し、老いて友山と號す、山城伏見の人なり（伏見に於ける出處を詳にせず）、祖は直繁（繁一に重に作る）父は繁久と稱す、慶長七年幕命を受けて越後侯德川忠輝に仕ふ、重祐長ずるに及びて故郷を去り、武城に來つて小細景憲、北條氏長に隨ひ、且つ遠山信景、大原德、山鹿高祐に學びて、甲陽機變の蘊奥を窺ふ、而して人倫の交、修齋治平の理に於ける、則ち厚く孔子の教を信じて異論辟學に惑はず、年壯にして淺野家に寄寓し、行きて會津侯の客となり隱勳を成す事數回、故ありて疎んぜられ、遂に武州岩淵に屏居す、重祐去る時倭歌あり、其言切直にして、怨恨なし、則ち侯一見して之に感じ復た接遇すること舊の如し、晩に越前侯の招きに應じ、賓位となり恩遇甚だ篤し、重祐少より老に迫ぶまで兵法を以て世に鳴り、普く諸侯に遊說して能く故事を談じ、岩淵夜話、落穗集、其他遺稿多し、人となり節儉强直にして大度あり、忠信を主とし義命を知り善く衆を容る、享保十五年江戸に歿す、年九十二、（大日本人名辭書）

伊良子道牛氏

伊良子道牛、名は助左衛門、諱は好在、道牛は其號なり、初め見道と稱し、後ち無逸と號す、寛文十一年十二月三十一日を以て生る、伊良子家は清和源氏より出づ、新羅三郎源義光の曾孫加口見次郎遠光の子

秋山太郎光朝の後胤、秋山新藏人源光政は三州中山城主たり、その九代の孫十郎宗牛出でゝ三河渥美郡伊良子村にて元服す、慶長五年正月元旦伊良子大明神々前に於て扇子三本を拾ふ（伊良子家定紋は三ツ扇也）同夜靈夢に依り秋山姓を改め、爾來伊良子と稱す、宗牛武田信玄に仕へ、枕屏風に認められて其守護となる、後ち羽州山形最上家に仕へ、武を以て祿を食み、數代の後醫を業とす、道牛の父貞之助は宗牛より十代の裔孫に當れり、

道牛幼にして穎悟聰敏克く書を讀み、研究の熱情に富む、自ら草根木皮を嚙みて之を體驗し、草碩本草の學に通ず、之を以て足れりとなさず、進んで當時盛んに移入しつゝありし蘭學攻究の念禁ずる能はず、貞亨三年奮然意を決し、僻地奥羽より下南して肥後熊本に至り（伯父文左衛門、同年肥前長崎に赴き、親しく細川侯に仕ふ）和蘭人カスパルに就て學ぶ、時に道牛十六歳、孜々研鑽、同派一流の西洋外科術の蘊奥を究め、滿十ヶ年にしてカスパル流の運用に獨歩するの自信を得たり、則ち西洋醫學を齎して、今日に於ける日本醫學外科發達の第一道程を築き、古來傳はりし皇漢醫法等の東洋醫學と此西洋醫學の眞髓を收拾參酌して漢蘭折衷の基礎を確立し、伊良子家一流の外科醫術方式を創始し、洽く此術を天下に施すに至る、其術を懇望する の士、年を追ふて多く、一々入門せしめて指導教授し、更に蘭書を飜譯して、其國の風物を窺ひ、以て西洋醫學の研鑽に專心せり、

元祿九年夏、居を伏見銀座二丁目にトし、妙術を醫療に施すや、その施術新奇を以て鳴り、洛中洛外は勿論、遠國より患者來集、名聲藉甚たり、現在伊良子家に傳ふる所の道牛遺物中、その手製にかゝる整形術用竹籬、並に手術用諸器械其他に就て見るも、いかに當時の刀圭界に於て稀有の權威者たりしかを知るべし、著書多し、外科秘術摘錄、外科正宗註釋、外科秘法、金瘡治法、黴瘡秘祿標釋、蘭語精通等其主なる

ものとす、多數門人中には皇國名醫として數へらるゝ大和見水（伊藤伴藏方矩富小路夷川上ルに居住）あり、見水の養子見立その學を繼ぎ、その門人に外科の大家華岡青洲を出せり（麻酔劑を發明せる人大正八年贈正五位）然して華岡青洲は殆ど道牛の衣鉢を受けて大成するところなりき

道牛、伊藤仁齋と親しく、仁齋の德を慕ひ、就て學を修め自らを戒む、「見道齋」は仁齋の名けて書き與へたるところにして、その扁額に朝夕禮拜せりと云ふ、享保十九年正月十二日病歿す、歳六十四、桃山仙石谷墓地に葬る、法名は直至院殿道牛日場大居士、伊藤仁齋の嗣子東涯墓誌を書し碑銘を撰す、道牛二男あり長は好問、其業を繼ぎ、後ちに醫を以て高槻城主永井日向守に仕ふ、（伊良子家編道牛傳）昭和三年十一月十日御卽位御儀當日賢き邊りにては道牛の功を思召され正五位を追贈あらせらる、

伊良子光顯氏

伊良子光顯は道牛の孫なり、父は好問、天資發明にして、道牛の業は光顯に至りて最も發揮せられ、醫名天下に著はる、明和四年道牛の研究を大成し「外科訓蒙圖彙」を出版し、外科醫界に貴重なる文獻を貽せり、寶曆八年五月二十七日伏見奉行の許可を受け平戸刑場に於て斬罪人の屍體を解剖せり、（光顯時に年二十二）我國に於ける解剖の濫觴は之に先だつ五年寶曆四年閏二月七日、京都に於て山脇東洋之をなせるを嚆矢とし、再び解きしは同八年十月なり、光顯の解剖は實に東洋に次けり、かくて明和四年有名なる「外科訓蒙圖彙」を刊行せるなり、

光顯安永六年十一月十三日後桃園院の御代、朝廷の御醫に擢でられ、瀧口に補せられ、從六位下に叙し、左兵衛少尉に任ぜられ、後ち長門守に進み、正六位下に進階す、之より先き安永四年京都に移り室町丸太町上ル大門町に邸宅を卜し、伏見は長男光慶に住まはしむ、寛政十一年九月十九日卒年六十三、深草寶

塔寺に葬る、伊藤東涯の子善紹墓碑誌銘を撰せり、養子光通京都の家を繼ぎ光格、仁孝、孝明の三帝に奉仕し、後系世々典藥療醫師を拜し以て明治四年に至る、後裔現存者は光續氏醫を以て滋賀縣高島郡水尾村に在り光誠氏父祖の業を繼ぎ大津市醫兼衛生課長光義氏同縣下野洲郡北里村に醫を業とす の三氏にして、伏見銀座二丁目邸宅は明治七八年迄ありたり、現時西村伊之助氏の宅地之に當ると云ふ伊良子家々譜道牛先生傳伊良子家醫學系圖左の如し

見道齋

道牛―好問―光顯―┬光慶―光評―光信―光義―
　　└光通―光敬―光順―光續―光誠

千之堂

見道齋の系は伏見の宗家を繼けるもの　千之堂は京都の家を繼けるものなり

坪井益德氏
坪井益秋氏

坪井氏は其先三河高須より出で、豊臣時代已に伏見に移る、世々坪井組與頭の職に在り町政編第一章第一節及び第五節參照七世に至りて子無く、一柳氏より來つて家を繼ぐ、之を祐佐翁と曰ふ、諱は益德、長子の諱は益秋、淨英と號す、翁伏見の地を見るに、産業に乏しく、然も公役殊に劇し、翁夙に賑恤の志あり、偶々元祿十一年十月若年寄米倉丹波守畿内の政を巡察し、伏見を過ぐ、その衰弊して役に堪へざるを見、益德翁を召して利害を問ひ、遂に其議を用ひて上聞し、特に伏見船二百艘を賜ふ經濟編第一章第七節參照、之によりて伏見の水運更に旺盛を呈するとともに、大に殷賑を示すに至る、幕府益德をして、三年に一度東上し、朝正の儀に與らしむること凡そ十二年、寳永七年伏見新船停止せらるゝや、父子倶に東下して、舊に復せんことを力請す、北條遠江守伏見奉行たるに及び諸弊を革む、時に益德翁已に歿し、子益秋父翁の志を繼ぎて上訴せしに、幕府其言を納れ、享保七年再び伏見公船二百艘を許され、こゝに於て先に業を失せる數千人は、皆盡く就業する事を得、行路相驩ぶ、かくて淨英伏見船取締となり、以後坪井氏世々之を襲ひ明治維新に至る、寛延元年八月五日病みて卒す、年六十四、黄檗龍興院先翁の兆に葬る、法諡淨英、淨英剛毅持重にして、而して才略亦父翁に減ぜざりき、淨英子墓碑

龍草廬氏

龍草廬、名は公美、字君玉、後名を元亮、字を子明と稱し、後再び舊に復す、草廬は其號、又別に竹隱、松菊主人、吳竹翁、明々窓、綠蘿洞等の號あり、通名は彦二郎、後に衛門と改む、正德五年正月十九日、御香宮神社門前町に生る、父は義清、龍見傳次と云ふ、母は比田氏、兄弟二人あり、草廬出生近世儒林年表に正德四年とあり他書にも爾く記す、龍家文書には正德五年とあり之に從ふ 幼にして父を喪ひ家資殆ど盡く、貧苦零落、母子相抱いて泣く、時に京師より伏見に商する筆商某あり、草廬の聰慧を愛し、母に乞ふて養ふ、草廬勉學に怠りなし、年十三にして思鄉の詩あり、曰く「總角辭二家客三洛陽一、秋風一望白雲長、歸心不レ爲三蓴鱸美一、衰白慈親在三故鄉一」と、後宇野明霞の門に入りしが、故ありて門を出で、爾後獨學、元文二年業を儒者に改め、烏丸押小路に生徒を教授す、時に年二十三、

草廬、才思秀麗にして、儒學に志す以外、歌僧契冲に就て國學を修め、和歌和文を善くし、又武學を織田梅岸に受け、衆技に博綜す、特に詩書に至つては得意とせり、儒を開くや門に遊ぶもの日に多く、當時京都諸家中に於ても多數を占めたり、その開儒前後に於ける學界は、極めて混沌たりしが、草廬初め荻生徂徠の復古學に從ひ、太宰春臺の學を喜びしが後に至つて稍々說を異にし、服部南郭、山縣周南の說を排す、詩は唐に於ては李青蓮、岑嘉州を推し、明に於ては劉青田、謝四溟を崇び、別に新機軸を出せり、草

廬門下の得意とする處は詩に在り、門下の士詩社を組織して幽蘭社と云ふ、當時詩社を以て聞ゆるもの、服部蘇門の長嘯社、江村北海の賜杖堂、片山北海の混沌社、安達清河の市隱堂等なりしが、特に草廬の幽蘭社と、北海の混沌社（大阪）とは、相對峙して二大盛觀を稱せられたり、

延享七年四月（草廬三十三歳）初めて彦根侯（井伊直幸）に知られ月俸を受け、寶曆六年（四十二歳）彦根藩の儒員に列せられ、十五人扶持を受く、藩士岡本半助の推擧にかゝる、同八年藩侯の招により居を彦根に移す、侯草廬を厚遇し、彦根城畔に第宅を與ふ、備後福山の儒者佐藤直方が享保年間、彦根藩儒となりし以來、地方より聘せらさしは草廬のみなりき、草廬藩儒たりし時、同じく藩儒たるは、野村東皐、大菅中養父の二人にして、毎月一六の日を以て、城中の正廳に講筵を開き、藩主直幸亦愼んで之を聽き、家老職以下鄕士小臣に至るまで出席するもの六百餘人末だ曾つて見ざる盛觀なりき、

彦根に儒員たること十八年、安永三年（時に六十歳）致仕して、その八月京都に歸り、鴨河四條畔に居を卜し、次いで下河原菊谷に移り、門を閉ぢ客を謝し、專ら著述を業とし、寛政四年二月三日歿す、時に年七十八歳、東山高臺寺に葬る、二男あり、長は世華（字は子春）、次は世文（字は子章）世華父の業を繼いで藩儒となり、後功により田祿百石を給せられ騎士に列せらる、以後世々藩儒たり、草廬著す所、名詮、典詮、帝京編、金蘭詩集、草廬詩集、草廬文集、草廬辭略、生駒山人傳、大塔王傳、節儉論、吳竹翁談、貴貞志、大和河內道中記、謝茂秦集、唐國史編、仄韻礎、日本詩刪、論語譯、峰のまさがき、なしのは、木ことの花等なり、この內著名なるは詩文集にして、草廬詩集初編は寶曆三年正月刊行せられ、著者名「伏水、龍公美」を以てし、第二編は同十二年五月、第三編は明和五年正月の刊行にかゝり、二編以下の著者名は「淡海文學、龍公美」を以てす、

草廬の學統左の如し、（伏見人物誌）

- 僧凍滴
- 小幡太室
- 大江維緝
- 大江玄圃
- 河合春川
- 大江藍川
- 荒畧山
- 龍草廬
  - 岡崎廬門
  - 室春窓
  - 李蘚園
  - 左海門
  - 龍玉淵
  - 龍鏡湖
  - 南川金溪

米谷金城氏

金城、字は子虎、通稱は治郎八、金城は其號なり、別號を桃邱、その堂を似月と言ふ、人よつて似月先生と呼ぶ、後に姓を米谷と稱す、家は柿木濱にありて世々魚網差撥を業とす、その先大阪より移れるが故に、屋號を大阪屋と曰へり、曾祖淸安は近江甲賀郡淺宮の人、英昇を生む、英昇則ち金城の父なり、母は井上氏、寶曆八年十二月十八日を以て生まる、生刻寅の刻に在り、歳亦寅に當るを以て子虎と字せり、金城幼にして父母を喪ひ家に負債多し、孤獨よく業を繼ぎ、鋭意產を治め、家運舊に倍す、この間讀書に志し、龍草廬に師事し、草廬歿後、皆川淇園の門に入り、京伏を往還して、字を問ふこと二十餘年、學成るや敎へを乞ふもの多く、初めて儒となる、時に淇園七十歳を踰え、學を受くること多からざるを思ひ、家

を其子文豹に繼がしめ、居を京都に移し、晨夕孜々として勉學す、文化四年五月、淇園の歿するや、こゝに儒家として一家を立て、文豹を絶家平尾氏に附して、米谷の姓を稱す、時に金城五十歳、文豹家を繼ぎしも、家運再び墜ちんとす、金城直に伏見に歸りて整理に盡し、十餘年にして舊に復せしめ、また京都に入りて帷を下し、文政七年五月十七日を以て歿す、時に年六十七、伏見大手筋願正寺に葬る、

金城家運を挽回すること前後二回、頗る計理の術に長ず、人、その致富の道を問へば、則ち曰く「他なし、克巳にあるのみ」と、金城、學問該博にして、閭巷細碎の言と雖、究知せざるはなく、而して經を攻す甚だ力めて惑はず傳註尤も善し、人と爲り公直敏毅、智に大略あり、事に當つて勇斷、その家政をなすや巨細井然、是を以て内外畏肅し、犯す者あることなかりき、小石樗園（京都の蘭醫家詩文を善くす）金城を評して曰く「先生、短軀にして、方面なり、鼻隆くして、口甚なり、音吐朗快、言談風を生ず、歴史を辨論し、且つ當世の事務を辨ず、先人（聖園の父元俊氏を指す、有名なる良醫、若狭藩の家老）嘗つて龍（聖園の名）に謂つて曰く、子虎、才略あり、之をして若し龜正の間に出でしめ、その遇する所を得せしめば、則ち、當に帷幄に任ぜらるべし、其建議する所、必ず大に觀るべきものあるべしと云々」、著す處春秋存疑、春秋論、禮記譯解、莊子集説、墓碑考、藝林鳴蔵、雜器異名、綴之藏機、詞華府、助字略解、虚字續解あり、（墓碑、小石聖園跋文、）

香川蓬窓氏

醫を業とす、龍草廬の京師に帷を下すや、その門下に入る、字は簡卿、蓬窓はその號、通稱は彦太郎、鍵屋町に住す、草廬の門下生は詩を好くするもの多く、詩社を組織して幽蘭社と云ふ、當時片山北海の混沌社と對峙し、二大盛觀と稱せらる、蓬窓は岡崎廬門、李舜園、左海門、河合春川、大江玄圃、小幡太室、室春窓、荒畢山、僧凍滴等とともに、幽蘭社の十才子と稱せられ、詩書をよくしたり（草廬詩集、金蘭集、伏見鑑）

天明伏見義民

文珠九助氏
丸屋九兵衛氏
麹屋傳兵衛氏
柴屋伊兵衛氏
板屋市右衛門氏
伏見屋清左衛門氏
燒鹽屋權兵衛氏

伏見奉行小堀和泉守政方の暴政は、史編第七章（自第七節至第九節）に於て述べたるが如し、この暴政に苦しむ伏見奉行管下の住民を救ふべく、挺身事に處し、千辛万苦、以て伏見の衰亡を阻止したるは、實に伏見町民文珠九助氏以下の六氏とす、七氏の義烈は永く伏見町民の敬仰する處なり、

伏見義民の中心人物は文珠九助氏とす、文珠氏の先は文祿年間豊公伏見築城に當り、城閣に要する金物の鑄造をなすべく、南都より來つて伏見に移住せる刄物鍛治文珠四郎三郎包守清左衛門より出で、世々刄物鍛治を業とし、薩摩藩の用達たり、九助氏はその七代に當り、板橋二丁目（現神宮奉齋會支部の地）に住み、襲名して包光宗兵衛と稱したりしが、家業を其子宗兵衛に讓り隱居して九助と稱す、九助氏資性溫厚、沈着剛毅にして、德望あり、久しく年寄役を勤む、權勢に阿附せず、常に侃々愕々の正論を吐き、同じく年寄役たる丸屋九兵衛氏と意氣投合し、共に公共の事に盡力す、安永八年小堀氏伏見奉行となり、その頭初大に惠政を布き、町民之を歡喜するの時、獨り竊かに他日を憂ふるものは九助氏なり、果して碁年ならずして暴政

の鋒鋩を現はし、遂に暴虐飽くなきに至る（史編第七章、第八節參照）、加ふるに打ち續く大凶作による穀價暴騰に人心恟々として、伏見町民の離散荒亡已に目前に迫るの窮狀に在り、こゝに於て九助氏を初め丸屋九兵衛、麹屋傳兵衛氏等其他同志は座視するに忍びず、伏見両替町十三丁目受泉寺、深草眞宗院の山室に會し、之が救濟を密議し、種々畫策する處ありしが、事態こゝに至る、此上は幕府に訴ふるの外策なしと決し、丸屋九兵衛氏この任に當り、天明五年五月伏見を發し、江戸に向ひしが、更に議するの要あり、九兵衛氏の歸伏を望み、同氏歸伏後深草善福寺の後室に會し、熟議を重ねたる結果、九助九兵衛傳兵衛の三氏東行に決し、天明五年七月二十一日伏見を發して江戸に入り、以て直訴の目的を達せんとす、翌月奉行側の知る處となり大に驚きて、同志の家を幽閉し且つ直ちに三氏を呼返すべく百方搜索し、危機頗る迫る、九助九兵衛両氏は旅舍白河屋を出でゝ深川陽岳寺に入り、漸く事なきを得たり、陽岳寺僧仁俠にして大に助くる處ありゝ、遂に九月十六日寺社奉行松平伯耆守に訴ふる事を得、越えて十一月更に追訟書を上り、こゝに目的を達せり、之より先き同行の麹屋傳兵衛氏病を得て遂に起たず、両氏哀悼遺骸を陽岳寺に葬る、翌十二月五日両氏龍ノ口評定所に召され歸鄕の命を受け、幕府小堀政方に東下の書を發し、政方東下とともに其職を免ぜらる、二十七日九助九兵衛両氏江戸を發し、天明六年正月九日京に入り十四日伏見に歸る、町民出でゝ之を迎ふるもの數千人、此月二十一日久留島信濃守小堀氏に代つて伏見奉行に着任、二十三日京都東町奉行所に赴き、二十五日伏見與力同心及び九助九兵衛を召し、續いて多數の關係士民を召し、京都町奉行丸毛和泉守とともに之を審問し、九助氏等同志七人を獄に下せしも事件容易に落着を見ざるを以て、幕府更に法廷を江戸に開かんとし、十二月十五日出訴事件關係士民一同（史編第七章第九節參照）を東送せしむ、町民は涙を以て九助九兵衛両氏のため數里の外に見送り、その無事を祈れり、二十八日江戸に着し、翌二十九日より龍ノ

口評定所に審問す、時に九助氏病み、九兵衛氏亦病む、二人出でずんば、誰か我心事を闡明せん、九兵衛氏病を推し出で大に陳辯する處あり、九助氏病篤く八年正月三日遂に歿し、深川陽岳寺に葬る、

丸屋九兵衛氏は京町北八丁目に住む、その先本家松村忠兵衛氏は寛永年間より伏見に住し、九兵衛氏は後年その分家なり、幼時より力强く、且つ義に富み、家業に努むること孜々たり、人呼んで「雉の子」と云ふ、衆望を負ふて町年寄となり、文珠九助氏柴屋伊兵衛其他の義民と相往來して親し、深草眞宗院に奉行政方の暴政對策を熟議するや、氏曰く人多ければ徒黨の名を被り、費用に於て支へ難し、先づ一二人を遣はして事を處すれば如何と、衆之に贊して則ち九兵衛氏を推す、氏この重任を受けて快諾し、普化僧中村覈負を嚮導として、天明五年五月初旬伏見を發せしが、江戸滯在中更に九助氏等同志と打合すべき要起り、再び伏見に歸り、次いで九助、傳兵衛両氏とともに東下し以て、目的を達せり（以下九助氏の行動と同じ）天明七年十二月江戸に送られ龍ノ口評定所の審問となるや、氏病苦を忍び屢々出でゝ大に辯ずる處あり、八年正月三日九助氏の病歿あり、氏亦病いよ〳〵重く、二十三日に至りて遂に逝き、深川陽岳寺に葬る、

麹屋傳兵衛氏は大文字町に住し、世々麹の製造を業とす、義民傳兵衛氏は三代目に當る、南山城久世村福富勘兵衛氏の弟庄助にして、入りて同家の養子となりし也、氏九助九兵衛とともに東下せしが、その中途に於て病を得、天明六年正月十四日九助九兵衛両氏が、出訴功成りて欣然歸國するの歡びを共にする能はざりき、町民亦麹屋の在らざるを質し、両氏則ち悲痛の涙を呑みて、氏の訃を發せり、傳兵衛の病を得しは、實に九助九兵衛両氏の難を免れしめたるに因す、初め東下して東奔西走事に盡すや、嚮導の中村覈負なる者、一行に反して之を伏見奉行に密訴せしかば、捕吏三義民の旅宿を襲へり、傳兵衛大に健鬪以て九助九兵衛を他に免れしめしが、氏之によりて傷を蒙り、遂に因をなして病床に呻吟、遂に癒えず、天明五

年十一月十一日陽岳寺に逝き、犧牲の第一人者となれり、

柴屋伊兵衛氏は京町南八丁目に住し、薪炭商を營む、妻よく夫を助け、氏の弟半兵衛氏撲直にして家業に精勵せしかば、後顧の患なく公共の事に盡すを得たり、九助九兵衛傳兵衛三氏の東下するや、氏は責任を以て伏見町の出來事又は奉行所の情勢を一々報じ、以て東下同志の危難を救ひ、その活動を助けたり、目的達成の後京都奉行所に於ける糾問の結果、七年八月十一日より入牢の身となり、其家は附立を受け、獄裡に在ること四十餘日、翌九月二十三日を以て歿す、氏之より先き事成るも禍の骨肉に及び、一家歿落の運命免れ難きを慮り、祖先及び父母の祭祀爲めに絶えざらしめんため、宿坊勝念寺境内南の藪地一反餘歩を購入、父母の墓碑を建立し、且つ永代祠堂料を納めたりき、以て決心の尋常にあらざりしを見るべし、

板屋市右衛門氏の祖先は山城相樂郡和束郷に出づ、寛文年間伏見に移り住み、板類を商ひ之を屋號とす、二代目三右衛門氏長男市右衛門氏一家を起し、義民市右衛門氏はその二代目に當り、推されて町年寄役たり、同志と事を議するや、一族は危險の身に及ぶを思ひ、大に反對せるも肯ぜず、焉んぞこの暴狀を傍觀し得んやと決心極めて固し、こゝに於て一族は斷然義絶するに至れり、かくて氏伏見に在りて同志を援けしが、久留島信濃守奉行に着任するや、突如柴屋、伏見屋、燒鹽屋三義民と同じく附立を受け、京都に拉致せられて糺問を受け、入牢の身となりて、悲慘の最後を遂けたり、時に天明七年十月二十日、氏義擧に從ふや、堀詰新町顯正寺に父母妻子の碑を建て、且つ自已死去後その戒名を之に刻するの餘地を存し置けり、又以て必死の覺悟を以てせる悲壯の態度を知るべし、

伏見屋清左衛門氏は両替町十三丁目に住し、醬油釀造の業を營み、鹽の販賣を兼ね、家業盛んなり、氏溫厚篤實、鹽屋仲間の年寄となり又町年寄役を勤む、嗣子清兵衛ありて家業に精勵せしかば、氏は一意公

共のために盡瘁し、天明義擧に當りては、同志の謀議に參し、種々活動する處あり、事件の京都町奉行の糺問となるや、天明六年正月二十日氏亦拉せられ、翌七年八月十一日同志柴屋伊兵衛、燒鹽屋權兵衛、板屋市右衛門、伏見屋清左衛門と同じく、家は附立を受け入牢、翌九月九日獄裡に於て死去し、遺骸は死後八ヶ月を經たる翌八年五月二十一日に至り漸く京都役所より受取り土葬を終へたり、

燒鹽屋權兵衛氏は深草の人、姓は平田氏、その先播州赤穗より出づ、文祿二年伏見田町に來りて瓦製造を營み、豊公伏見築城に當り、特に命じて天守閣用瓦を製す、初め瓦町に住し、二代目權兵衛氏に至り寛永年間直達橋九丁目に移る、三代目權兵衛氏の次男一家を起す、之を初代平右衛門とす、平田家は代々瓦製造を本業とせしも、元祿年間副業として燒鹽を製せしが、その味美にして大に珍重せられ、伏見名物の一に算へられ、人呼んで燒鹽屋と云ふ、屋號之に因る、義民權兵衛氏は七代目に當り、町年寄に推されて公共に盡す、氏素養あり、且つ辯才あり、所論常に堂々たり、奉行政方の暴政に奮起せる同志と集會協議するに當りては、同志の氏を敬する處深く、推されて謀義の首領となり、作戰計畫は、殆ど氏より出づる處なりき、同志の集合所を深草瓦町眞宗院となしたるは、氏の作戰の一にして蓋し瓦町は伏見奉行管轄外に在りしを以て也、眞宗院住職香山和尚亦學德兼備し、權兵衛氏と交深く、之により香山和尚も同志の謀議に參加し援助する處あり、當初有志會合するに當りては、集るもの二百餘名に達したるが、奉行所の警戒する處となるや、危險の身に迫るを知りて、爾後集合參加者その數を減じ僅々數名となり、次いで集會所を氏の宿坊たる瓦町善福寺後堂を以て充てたり、事件の京都町奉行糺問に移るや氏また拉せられ、天明七年八月二十五日入牢し、獄裡に呻吟すること八十餘日、同年十一月四日以て歿す、遺骸は伏見街道筋塗込め地藏堂後の墓地に葬る、（現在改葬せられ寶塔寺山内共有墓地に移る）

以上の如く義民は盡く悲壯の最期を遂けたり、麹屋傳兵衛氏の羈旅中の死を除けば、何れも獄死にして、則ち天明八年正月三日文珠九助氏逝き、次いで同月二十三日丸屋九兵衛死す、京都町奉行獄中に在りしものは、七年九月十九日伏見屋清左衛門氏の死去を初めとし、同月二十三日柴屋伊兵衛、十月二十日板屋市右衛門、十一月十四日燒鹽屋權兵衛の各氏相次いで死亡せり、又以て獄中の苦を思ふとともに、その死が尋常にあらざりしを知るべし、殘る義民遺族に對する爾後に於ける壓迫は苛烈を極め、九助氏は薩摩藩御用達たりし關係上、大藩擁護によつて事を免れたるも、九兵衛氏にありては、歿後十年ならずして、總本家忠兵衛、同分家伊兵衛、別家六兵衛を除く外盡く離散し、九兵衛氏の遺族は全く行く處を知らず、麹屋傳兵衛氏遺族は生家久世村に遁れしも迫害こゝにも及び、遂に血族絶ゆるに至る、柴屋伊兵衛氏は已に生前この事あるを慮り、周到なる用意を爲し、歿後遺族に對する壓迫ありしも、よく之に堪へたるが、文政年間に至りて正統絶えたり、板屋市右衛門氏の遺族は、本家の德室ありしと有力者の後援ありしため、迫害を受くる事少かりしも、間もなく血統絶え、伏見屋清左衛門の遺族は京都に遁れ、文政年間再び伏見に歸りて、油掛木津屋筋南角に居を定め紙商を營めり、燒鹽屋權兵衛氏遺族は分家平右衛門氏の援助ありしも、奉行の壓迫甚しく、累を分家に及ぼさゞらん事を恐れ、遺子佐吉氏は瓦製造業を廢して職工となり、他の同業者に雇はれ以て一生を終れり、子孫相次ぎ明治二十一年に至り系統絶えたり（伏見義民會調査「伏見義民七氏小傳」）

水島幸庵氏

水島幸庵氏は小堀和泉守政峯（政方の父）の侍醫池上幸庵の子なり、初め池上幸庵大阪の町醫たりしが、享保二十一年二月二十二日政峯に抱へられ、能く仕へたるが政峰奏者番に轉ずるに及び伏見に在りて町醫を開き程なく死去せり時に一子伴次郎幼にして一家の生活窮苦に陷り寡婦某は伴次郎を伴ひて両替町十四丁目眼醫者水島某に嫁し、水島某の死するや、遺言によりて伴次郎にその娘を配し、以て水島家を繼がしむ、安永八年二月小堀和泉守政方伏見奉行の任に着くや、此歳四月四日伴次郎醫師に召出され、六両二人扶持を給せられ、剃髪して父幸庵の名を襲ふ、幸庵資性硬直、政方驕奢にして苛政を布き、側臣皆奸黠なるを見て、憂憤遣る方なかりき、偶々政方妾芳子と觀月の宴を催したる時、魚骨命咽喉に立ちて容易に除かれず、直に幸庵を召して療せしめしに、忽にして癒えしかば政方大に喜び、「汝の望むところを賞として與へん」と、幸庵答へて曰く「臣、頃來家を建つる希望あり、その構造は竹を伐て柱と爲し、瓦石を以て屋根と爲さんと欲す、君請ふ我意をかなへよ」と、政方笑つて曰く「汝の求むる所頗る奇なり、斯の如きは倒壞せんのみ」と、幸庵曰く「主君已にその危きを知らるか、近年天災相次ぎて五穀穰らず、飢餓に泣く者到る處に顚轉す、この時に當り其の上に在るものは、宜しく賑恤の法を講ずべきに兇暴の威を恣にして、大金を課し、人民を痛苦せしむる如きは、これお家の危きこと竹柱瓦屋と何の異る所かあらん」と熱涙滂沱以て諫言す、然れども政方悅ばず、妾芳子亦この言を不快とす、幸庵席を退きて後病と稱して出でざりしが、政方幸庵を召して私第に蟄居を申付く、幸庵嘆じて曰く「敢て命を背くにあらざるも、巷說紛々、臣の心を痛ましむるもの多きを如何せん」と、座に奸臣財滿平八郎ありて、幸庵の此言を駁するや、幸庵聲色を勵まして、平八郎を面罵して餘す所なし、政方大に怒りて幸庵を足蹴にして立ち去れり、幸庵家に歸り諫の容れられざるを慨し遂に自刄す、時に天明元年五月二十八日、年四十六、時民幸庵を憐れみ、五月晦日密に遺骸を丹波橋大榮寺水島家祖先慶庵の墓所に合葬せり、幸庵諫死後五年にして、義民の憤起となり、遂に小堀家は斷絶するに至りぬ、（伏見義民會調査資料、雨中の鑵子、）

築山桂窓氏

酒造を業とし、築山氏五代に當る、通稱は三郎兵衛、字は子遠、桂窓はその號、又樂々園と號す、書畫を好くし、隷字を得意とす、常に田邊玄々（名は憲京南東寺に住す）に就て書を問ふ、茶道を嗜みて陶工木米居士と好く相往來せり、天保、弘化の頃作品最も多し、嘉永元年八月歿す、年五十五（桂窓遺墨、玄々山人書簡）

奥野精一氏

精一氏初名は行方、遜齋と號し、又竹叢と云ふ、文政十二年八月十日伏見に生る（新町四丁目に住む）、父は差藏、母は順子（丹波篠山の人）、奥野氏世々儒を業とし初め寧齋（名篤之、龍川翁と號し、又一と稱す）大津に在り、山崎派に系屬し、その弟淡齋氏伏見に住す、初名正保後政保に改め貞藏と稱し、文政元年七月二日歿す、子は坦齋、名龍熙、左藏と稱す、弘化三年五月二十七日歿す、乃ち精一氏の父なり、精一氏父に就きて業を修め、年十六にして父を亡ひ、自ら大津に到り、上原甚太郎翁に朱子學を修む、その上原塾に通ふは、徒歩を以てし、雪風雨時未だ曾つて怠らず、翁之を賞せり、時に塾生の風儀紊るゝの傾向ありしかば、一般塾生の外遊を嚴禁するに至りしも、精一氏監督の下に在りては外遊を許せり、精一氏の塾生を率ふるや、常に山川を跋渉し、古跡を探尋し、先人を追慕し、一意身心の矯正に勗めしかば、塾風大に揚り翁之を喜び遂に塾生の外遊を許すに至れり、嘉永二年五月、始めて塾を伏見に開きて子弟を教養し、稱して文會義塾と云ふ、氏の學德を慕ひて來るもの頗る多く、伏見の文教大に揚る、安政二年二月伏見奉行の命により優則學舍の教師となり、維新後京都大學教師に任じ、明治五年六月伏見に歸り、板橋小學校の校務を掌り、傍ら家塾を開く、爾來子弟を教養すること前後數百、明治三十一年八月五日病歿す、享年六十九、桃山龍雲寺に葬る、氏最も經史に通じ、著す所元明史略、十八史略備考あり、夙に勤王を唱へ鳥取藩士河田景與及び同景福と義兄弟の約を結び、梅田源次郎と交り厚く、雲濱の京に寓するや、常に相往來して時事を論ぜり（紀伊郡誌）

西田宗四郎氏

丹波橋紙子屋町の人、家扇子製造を業とす、天資明敏にして、事に臨んで善く斷じ、年初めて十九、京畿兵亂に會して、家業旺んならず、氏奮勵日夜懈らず、已にして海外婦女子が喜んで本邦扇子を用ゆるを知り、進んで神戸外國商館と約して賣買を開始す、當時海外貿易の道未だ完からず家人之を危ぶみしが、氏曰く、邦人手工の精緻は外人の推服する所なり、今之を彼に販するは、啻に一家を利するに止まらず、實に國家を富ましむるの所以なり、何ぞ之を危懼せんと、鋭意其事に從ひしかば、所產扇子の名聲大に傳はり、同業者氏を仰ひで泰斗となす、後年直輸に進め、外國の嗜好に應じて、各種の扇子を輸出せしかば、需要大に增加し、こゝに於て同氏の資產亦富裕を見るに至れり、氏更に規模を增し販路を開拓すべく企圖しつゝありしが、不幸病を得て歿す、時に明治二十九年十月二十三日、行年四十四、堀內村月橋院內に葬る、舊知相議して月橋院內に碑を建て、その功績を表彰せり、（紀伊郡誌、同氏蹟功碑）

寺田屋とせ女

寺田屋は伏見京橋の船宿なり、その先城南寺田より出づるを以て屋號とす、とせ女は第六代寺田屋伊助の妻、近江大津大本重太郎の二女、十八歳にして伊助の妻となる、貞淑能く夫に仕へ、能く姑に孝養を盡す、三十五歳の時夫を失ひ、家業一切を處理せり、資性仁俠に富み、頗る然諾を重んじ、正道を以て人の依賴する處、嘗つて盡さゞるはなし、故を以て當時京阪往復の勤王の士は、殆ど寺田屋を本據とし、然してとせ女の庇護を受けたり、之を先にしては文久二年四月の寺田屋事變あり、之を後にしては坂本龍馬等の遭難あり、伏見津頭志士活劇の舞台は、總て寺田屋を中心とせり、寺田屋は伏見奉行所と相去る遠からず、奉行所の取締頗る嚴重を極め、屢々志士隱匿の廉を以て拉致されんとしたるが、巧に脫るゝを得たり

き、坂本龍馬は初め薩摩屋敷よりの依頼なりしが、とせ女よく之を庇護し、龍馬常にこゝにありて薩長聯盟を策し、遂にその目的を達成し、以て維新大業の先驅を爲したり、實にとせ女の仁俠に負ふ處多大なりとす、明治十九年九月七日病歿、時に年四十八、（雜誌「一德」碑文）

坂本龍馬が寺田屋に送れる文書

慶應二年四月二十七日　（寺田屋おとせへ）

此一品ハきみへに御つかハシ被成度あれハ今とこにおるかしらんたゝきつかい候此夏は下の關にせつかくつれてとわと丈もいしにやれ〳〵又これゟなかさきにかへるわ言わいてもよろしきことなれとも御きおつけて被下まし

四月二十七日　梅　ゟ

おとせさま

慶應三年正月十三日　（寺田屋へ）

此さし出す帶屋茂助たしかなる人なれば皆々様に通じ何なりとも御はなし可被下候私が居り候所は下の關赤木陳伊藤助太夫の所にて候御返事御こし私の名は薩州才谷梅太郎と御あて御こし

先日手紙さし出し候あとにて箱か一つある宿のおかみさんかもし是は何ンでござりますぞへこゝに忘れた夫は扨ておき今日虎（千屋虎之助即菅野覺兵衛）が來て心の竹をかきくどき彼の一件を吐し聞け候今すこし御めいはくも金でこふとはおもはなんだに御氣の毒樣にて候かしく

十三日　うめ　ゟ

慶應三年四月　日　（寺田屋伊助へ）

拜啓益御安泰奉大賀候然に私儀此頃老主人よりよび歸しに相成候て國許へは不歸其まゝ長崎に於て兼て召つれ候人數を御あづけと申ことにて私などは海援隊長被申付則長崎にて一局（がくもんじょナリ）を開き諸生の世話致し申候此頃主人の用物を大阪に送り候道にて備後箱の岬のをきにて紀州明光丸と申船（蒸氣船也）が私の船の横に乘掛け候て不計も私しの船は沈沒（うみのそこにしつみたり）仕候間是より又長崎の市に歸り申候此度の事は紀州は何故の勢にやあまり無禮なる事にて私の人數及使船かりなど鞆の港にほりあげ主人の急用ありとて長崎の方へ出帆仕候船のものは申に及ばず使船かりも皆金も何も（以下不明）

伏見寶來橋京橋の
寺田屋伊助様
遠目鏡一つ
時計一面添

船宿大濱濤次郎事
才谷梅太郎事
取卷拔六

服部雄吉氏

雄吉氏は舊鹿兒島藩士服部甚七氏の三男、家は代々伏見薩藩邸（東堺）の留守居役たり、雄吉氏幼にして穎悟頗る快活なり、板橋小學校を卒へ、進んで中學を經て明治十七年海軍兵學校を卒業、海軍少尉候補生となり、二十七八年日清役に出征し、軍艦秋津洲砲術長として、豐島黃海威海術台灣各地の海戰に參加して勳功あり、功五級に叙せられ勳六等瑞寶章を賜はる、其後海軍兵學校教官となり、三十一年少佐に進み、八島砲術長、翌年十二月中佐に進み、佐世保海兵團副長に補せられ、勳五等瑞寶章を授けらる、三十三年六月北清事變に際し、臨時笠置乘組員を命ぜられ、佐世保海兵團水兵三百餘名を率ひ、同十二日夜を以て出征す、十七日列國聯合軍大沽砲臺の攻擊を開始するや、其部署は露兵を先鋒とし、獨英之に次ぎ、吾軍は殿軍たり、中佐大に之を慨し、兵に諭して曰く、宜しく日東男子の魂を發揮せしめよと、語甚だ壯烈なり、部下切齒扼腕其機を俟つ、既にして攻擊に移るや、敵の抵抗頗る頑强にして、列國の兵容易に進む能は

ず、頗る逡巡の色あり、中佐時に勵聲一番、砲二門を中心とし、左右縱隊を以て、その殿軍より列國軍の中間を拔き、彈丸雨飛の間を突進し、遂に先登第一を以て第一砲臺を陷れたり、中佐砲臺に突擊中、不幸敵彈の爲めに、壯列なる戰死を送ぐ、時に年三十八、各國聯合軍は日本軍の勇壯を賞揚し、中佐の死を惜めり、遺骸は堀內村龍雲寺に葬る、

服部直彥氏

直彥氏は、雄吉氏の兄なり、薩藩伏見邸に生る、明治三十七八年日露役に出征し、歩兵第十九聯隊長として、旅順攻圍軍に參加す、三十七年十一月二十六日、突擊隊を以て二龍山砲臺に迫り、激戰五時間遂に敵彈に殪る、戰功により勳三等功四級に叙せられ、遺骸は雄吉氏の墓所に隣して葬る、

以下記する所は、伏見に居住せりと傳ふもの及び伏見に葬りたる著名人物なり、

安藤治右衛門氏

墓所　大阪町東本願寺別院內

安藤治右衛門定次は、太郎左衛門家重の第五子、初め德川家康に仕へ、後岡崎三郎信康に仕ふ、信康死して後、石川伯耆守數正或は內藤彌次右衛門に屬す、凡そ戰に出で首を取ること十六、慶長五年內藤氏に屬して伏見城を守り、左股を射られ其矢を拔き、麾下の士卒を指揮し、大に奮戰せしが、八月一日遂に戰死す、時年六十一、法名は安淨院殿釋了閑大居士、同墓の左方なる大安院釋了心とあるは、治右衛門の息にして、伏見を支配したる京町奉行安藤駿河守の墓所なり

左甚五郎氏

有名なる彫刻家なり、兼ねて工匠を善くす、父を伊丹正利と稱す、足利氏の臣なり、永祿中両公方隙あり、正利亂を明石に避く、其妻一子を摩耶山に禱る事久し、四十八歳の頃始めて姙娠し、甚五郎を產む、初の名は刀禰松、十三歳父を亡ひ、母に從て伏見に往き、番匠與平治に憑る、甚五郎性彫刻を好み、工匠の餘之を樂む、頗る之を善くす、每に左手を用ひ故に左の稱あり、資性寡欲、平生藏蓄の竭るに非ざれば業を務めず、竭れば則ち孜々として業を作す、故に家極めて貧なり、嘗つて隣翁之を諫む、甚五郎笑詠して曰く「たのしみは貧しきにあり梅の花」と、以て其人となりを知るべし、寶永十一年四月二十日歿す、時に歳四十（或は四十一に作る）人名辭書、聚樂邸伏見城の承塵欄間は甚五郎之を作れりとなすも、寶永十一年甚五郎四十一歳を以て歿すとすれば、その出生は文祿三年にして、恰も豐公伏見築城の歳に當る、故にこの傳を採らず

「紀伊國名所圖繪」或書云、甚五郎は紀州根來坂本の產なり、根來近在に甚五郎の彫のよし、重箱又硯箱あり、木地は唐桑にて、サシロの彫多し、一說には伏見の產にて寬永十一年歿すといふ、此の人根來盛んなりし時の、彫物師の內の名人にて、天正の亂に伏見に遁れ、彼の地にて歿したり、故に伏見の產といふか云々

「早引人物故事」云、左甚五郎は伏見の人、後播州明石に住す、工の上手にして、彫刻に妙を得たり、寬永十一年四月死、四十一、又一說に甚五郎關東へ下りし事あれど慥ならず云々

「增訂工藝志料」云、寬永十一年二千二百九十四年山城の伏見の人、左甚五郎某卒す、甚五郎は彫工の妙手にして、自ら發明する處多し、是れより後彫工と木工と業を異にす、甚五郎某の子を宗心といふ、宗心の子を勝政といふ、業を傳へて並に名聲あり

長沼澹齋氏

伏見竹田に住す、墓は堀內村字山崎町榮春寺に在り、林衡（號述齋叙爵されて

大學頭と稱す）の撰文を墓所の東傍に建つ

長沼澹齋、名は宗敬、字を外記と稱す、兵學者なり、信濃松本の人、長沼五郎宗政の裔なり、其の先は小山結城氏に出づ、中世長沼城に住する者あり、因つて以て氏となす、祖山城守廣輝奥州南山城に據り、永祿元龜に際し、地を爭ふて戰死す、六子廣次、これ宗敬の父たり、宗敬幼にして穎敏、父廣次松平光重の明石城に客たる時、年十二にして近習となり、百石を食む、十六にして疏を上りて事を言ひ、後讜言を進むること數次なりしが、遂に合はず、去りて江戸に赴き、安達彌次兵衛に從ひて書翰式を學ぶ、一日火あり、其宅亦災を被り、多く書櫃を失す、內に抄籍十餘卷あり、彌次兵衛憂ひて曰く、吾學絕えたりと、宗敬暗記する處を以て綴輯して之を進む、彌次兵衛大に喜び、後原書を得るに迨びて比較するに一字を違へず、彌次兵衛大に奇とし、其妹を配して妻とし、筑後國主有馬頼利に薦め、二百五十石を祿す、寛文八年致仕す、宗敬幼にして兵を談ずるを喜び、長ずるに及び甲州兵法を學び、經術を耽研す、既にして曰く、信玄父を追ひ子を殺すは道に悖るの大なる者、而して兵家之を祖とす、且つ傳ふる所謬誤用に中らざるものあり、吾武門の冑たり、以て正さずんばあるべからずと、是に於て古今の鞜鈐を鑽極し、身戍陣を經る者あるを聞けば、必ず往きて是に質す、銃馬、曲藝、築城の制に至るまで窮究せざるなし、遂に一家の言を建て、握奇八陣集解一卷を著はし、又兵要錄の著あり、編を分つこと五、曰く兵要、曰く將略、曰く練兵、曰く出師、曰く戰格、凡そ二十二卷、之より聲譽海內に高く、從學の徒前後數百人に達す、宗敬の兵を談ずる常に義戰を以て主となし、利を貪り名を爭ふを深く戒め、世の兵家を以て標榜する者と門蹊を異にせり、備前國主松平新太郎光政、其著を見て深く嘉みし嘆じて曰く、吾老ひたり、齡猶壯なりせば將に斯の人に從ひて遊ぶべかりしにと、乃ち臣日置伊右衛門をして從學せしむ、明石城主松平直明客禮を以て聘し、國老に列して政務を聞くに與らしめたり、五年にして去り、城州伏見の里竹田村に隱れ、元祿三年十一月二十一日歿す、年五十六、宗敬果識明達にして異材あり、端莊廉儉、言、虛僞なく、行、極めて嚴正なり、學徒中著はるゝ者、佐枝尹重、宮川尙古等、事實文編撰文

墓所　鷹匠町大黑寺

平田靱負氏

寶曆三年十二月、九代將軍家重、薩藩主島津重年に命じて、木曾川治水工事の任に當らしむ、蓋し慶長以來屢々河水氾濫の災ありしかば、沿岸の民窮乏其極に達し、遂に幕府に之が救助を献議せるを以て也、然して遠く薩藩主に工を命ぜるは、財政上より强藩を抑壓せんとするの意に外ならず、藩主恭順その命を奉じ、家老平田靱負を工事總奉行とし、直に工事に着手せしむ、時に薩藩財政窮乏し、その費用調達に苦しみ、漸くにして大阪商人につき、國產を抵當に用金三十万両を得たり、靱負士卒千餘人を率ゐ、翌四年二月下旬工を起し、晝夜兼行を以て事に從へり、然るに工程半ばにして洪水氾濫、堤防決潰の厄に遇ひ、功容易に收むべからず、且つ已に費用も盡き、然も一藩の財政亦之が調達を許さず、こゝに至つて全く窮し、工事を休止する事三ヶ月に及ぶ、工事を放擲せんか、主家の命に反する罪を如何せん、こゝに於て靱負諸士と議し、非常なる決心と責任を以て、更に大阪に至り、用金百數十万両を調へ、九月下旬再び工に從ひ、翌五年三月全く其成功を告ぐ、而して、其工事の堅牢前古比なく、公儀深く嘉賞し、檢分の事首尾よく終り、靱負以下諸士其任を全ふするを得たり、然れども之より先き工事關係の士八十餘名盡く責任を感じて賭腹し、靱負氏のみ最後まで殘り、幕府の點檢終り、百事完成するや、從容以て死に就き、其責任を明にせり、時に寶曆五年五月二十五日、藩主其死を憐れみ、特に薩藩島津氏の菩提所たる大黑寺に葬れり、碑面刻して「高元院殿節岑了操大居士」といふ、碑文編參照

第九、名所舊蹟編

本編に記する處、史編と關係するもの多し、已に史編其他に記述し置けるものは、之を省略し、參照の章節を掲ぐ

伏見殿址　御白河法皇築き給ひ、屢々行幸あらせられ、次いで御嵯峨院、御深草院、龜山院の行幸あり、持明院流に屬して、壯麗を極めたり、上御所は御香宮神社東南、下御所は柿木濱一帶の地と稱せらる、下御所は延文元年八月二十一日水害の爲めに潰滅せり（史編第三章第三節第四節第五節參照）

大光明寺址　工兵第十六大隊作業地一帶より立賣町を合せる約六丁餘を遺址とす、正平六年（北朝觀應二年）光嚴院の御母廣義門院の御建立にして、應永八年七月炎上す（史編第三章第八節參照）

般舟三昧院址　御土御門帝文明年中御新築あらせらる、現今堀內村豐後橋東曹洞宗月橋院所在地を其舊址とし、般舟三昧院畠の小字あり、然してこの地に伏見宮祖　大通院榮仁親王御創建の指月庵あり、砂玉和歌集に「應永廿二年九月二十九日大通院指月庵に御座ありて、夜半の月哉集を合せられしに雨中惜暮秋と云ふ事を、　長月や秋もあらしの夕しくれそめてもおしくちる木の葉哉　後崇光院の詠を見る、二水記云「永正十七年七月廿日參般舟三昧院此後見物指月多景不可說也」、般舟三昧院は豊公築城に當り、洛中に移さる（史編第四章第一節參照）

指月
豐後橋
大池

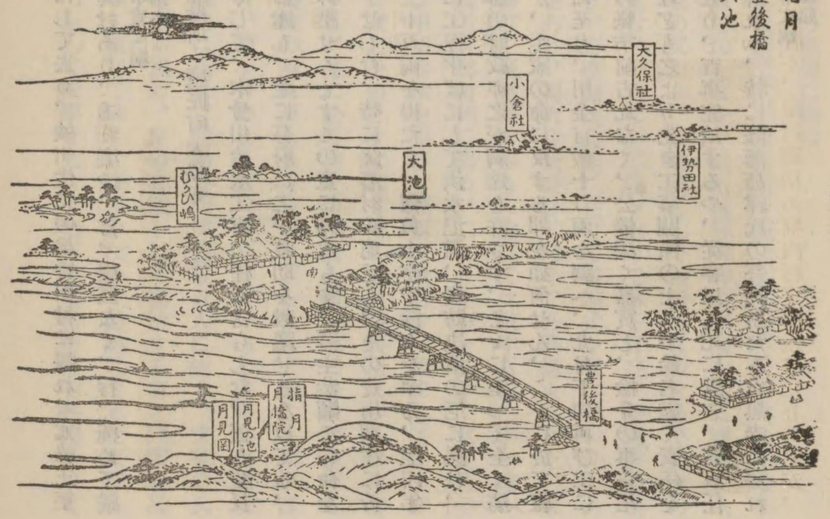

橘俊綱山莊址　延久年間山莊を築き、伏見長者と稱せらる舊址は堀內村江戸町崖上本派本願寺三夜莊附近一帶とす（史編第二章第一節第二節第三節參照）

伏見城址　豊臣秀吉文祿三年正月工を起し、四年三月竣工現今堀內村に屬す（史編第五章第二節以降第八節に至る第六章第一節以降第四節に至る參照）

桃山　元和九年伏見城廢毀後、城址桃花の勝地となり桃山の名を生ず、次いで梅花の勝地となれり（史編第六章第五節參照）

伏見奉行廳舍址　今工兵第十六大隊兵營の地を舊址とす與力同心等の組屋敷は道路を隔てたる西方（京町裏）及奉行所南方に在り、北門は現今の大阪町通り突き當り、南門は現今の平戸橋北方彈正町の入口に設く、御園米藏は立石門の北に置きたり、本郭は、中央は役所玄關口、役所の後方に火見櫓ありし、北方は奉行屋敷、立石通突き當りは庭口に當り南矢倉を置く、奉行廳初め堀內村字清水谷に在りしが、

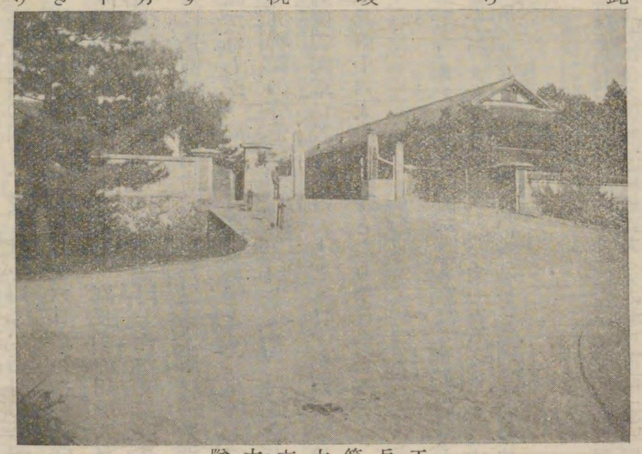

工兵第十六大隊

寛永二年七月伏見奉行小堀遠江守政一、舊富田信濃守の邸たりし此地を卜して新築す、造庭に妙手を有する小堀遠州の營に成りたれば、規摸宏壯、結構宜しきを得、亭舍園囿の如き、最も意を用ふ、指月の蓊鬱たる森林を背景に、巨椋湖宇治川を襟帶とし、風致亦極めて佳なり、慶應三年六月二十六日奉行林肥後守の死去を最後とし奉行を置かず、同年十二月十一日新撰組隊長近藤勇、副長土方歳三、副長勤冲田總司外六名、浪士調役大石鍬次郎外二名、會計岸島吉太郎外七名、伍長島田魁以下十一名、平同士竹内文三郎外三十七名、合計隊士六十七名こゝに移るに至り、伏見町民大に畏怖せり、明治元年正月三日、鳥羽伏見役に當り、薩長軍によりて廳舍燬壞せらる、同年四月親兵を置かれしが、(一)同年十月聖駕東幸と共に東移し、以後荒廢せしも、五年兵制改革に當り、第四師團大津歩兵第九聯隊の分營(二)陸軍屯所と稱し又鎭臺と云へり となり、次に同十九年五月二十日第四師團工兵第四大隊の兵營となり第十六師團の深草に設置さるゝとともに、第四大隊は同四十三年三月二十二日を以て攝津高槻に轉營し、新たに工兵第十六大隊の兵營となり今日に至る、

史編第八章第一節以降第三節に至る、町政編第二章第二節參照、戊辰物語、德川時代通史壬申御廻達帳

註 (一) 親兵の制 慶應四年閏四月諸藩に命じて高一万石につき、兵十人(當分の間三人)を募集し、また薩長土三藩の兵約一万人を徵して親兵を組織す(後に近衞兵と改稱す)、太政官日誌に云、「一、高一万石に付、兵員十人、當分之内三人、但京畿に常備、九門及び畿内要衝之固所、其兵を以て、警衞可レ被二仰附一候間追而御沙汰可レ有レ之候事」云々、

註 (二) 鎭臺歩兵行軍の口達

明治五年九月御廻達帳に曰く、「一、伏見被レ在鎭臺歩兵四番隊之儀此近傍五六里之内外之地江行軍爲レ致候段同臺より掛合に相成候條村々行軍に相成候に付驚駭致間敷候且不都合之儀無レ之樣兼而夫々不レ漏可二申聞一事」明治五年九月改正伏見地圖京都村上勘兵衞の發行によれば、奉行廳址は「陸軍屯所」と記せり、

所からの碑 工兵第十六大隊將校集會所庭園に在り、元伏見奉行邸宅内に藤花あり、奉行加納遠江守久周の時代、仙洞の御覽に供し、其光榮に浴して建碑せるものにして、廳舍破潰直後親兵兵營浴場今の澤の文支店の敷石に用ひられゐたるが、後年之を發見してこゝに移せり、碑文編參照

常盤御前就捕處 工兵第十六大隊の營庭に老椎樹あり、常盤御前此處に就捕せらると傳説す、明治四十四年有志こゝに一碑を建つ、表に「常盤就捕處」と記し、裏面に詩を刻す、

頭角藏懐未嶄然、　龍門母子此迍邅、　老椎獨在興亡外、　雪虐風餐八百年

從四位勳二等　岩崎奇一題

然れども史實は伏見就捕を載せず、大日本史曰く「常盤、三兒を携へ、逃れて大和の龍門里に匿れたりしに、平清盛、搜索して得ず、及ち常盤の母を收ふ、常盤、之を聞きて、自ら六波羅に抵り、嗚咽して情を陳べ、兒と同じく刑に就て、其母を赦されん事を請ふ云々」と、

常盤井 工兵々營東の地を常盤町と云ふ、口碑傳へて常盤御前の居宅跡にして、汲みし井も存せりと、然れども史上常盤の伏見居住を載せず、平治物語の記載を誤れるか、名跡志云「今亡、始在御香宮自辻南三丁許西方人家、今尙稱地云常盤町、諺云此井を常盤と稱する事は、昔左馬頭義朝の妻、常盤の汲みし故也と、然れども按ずるに彼人此地に宿する事、唯一夜の體、物語に書す、疑らくは後人の作意か(中略)今一所稱常盤井あり、自此寅卯の方四町許、仙谷溪光傳寺の境地にあり、常盤は不變の義に名る也、水に無衰滅の謂也」と、平治物語に伏見に於ける常盤御前を左の如く記す、

二月十日(平治二年)の事なれば、餘寒なほ烈しくて、嵐に凝る道芝の氷に足は破れつゝ、血に染む衣の裳、子故に餘所の袖さへしほれけり、よう〳〵伏見の伯母を尋ね行きたれども、古へ源氏の大將軍の北の方など言ひし時こそ結び親みしが、今は謀反人の妻子となれば、うるさしとや思ひけん「物詣でした

り」とて情無かりしかとも「若しも」としばしは待ちゐつゝ、待つ期も過ぎて立ち返れば、日も早やがて暮れにけり（中略）伏見の里に夜を明かし、出づればやがて木幡山、馬はあらばや歩行にても、君を思へば行くぞとよ、幼き人に語りつゝ誘ひ行けば、此の人々歩み疲れて平伏し給ふ時は、一人を抱ける上に、二人の人の手を引き、腰を押へて行き惱みたる有様目もあてられず、玉鉾の道行く人も怪めば、「是れも敵の方様の人にや」と膽を潰すところに、旅人も哀れに思ひければ、見る者毎に負ひ抱きて助け行く程に、泣く泣く大和宇多郡龍門と云ふ所に尋ね至り、伯父を憑みてぞ隱れ居にける云々

伏見七井　山城名跡巡行志云、「伏見七井、○岩井、在御香宮古石井也（出万葉集）、○常盤井、在二常盤町一、○白菊井、在二下板橋七軒町一金札社古址、○春日井、在二江戸町一、○苔清水、在二天神森一、○竹中清水、在二竹中町一、○田中清水、在二清水町一」

京橋　大阪其他各川筋よりの出入船の輻輳旅客の往還貨物の運輸中心地として賑ひたるところ也、山城名跡巡行志云「此所大阪入船津也、」下流宇治川分流（自二平戸一分來レ長二十二間、西國諸大名旅館、土民旅宿在二此邊一、京江戸往來荷物問屋在レ此、伏見鑑云「伏見沼、今の京橋北濱南濱の沼也、むかしは此沼は葭原にして家もなく唯沼也、今は人家ひしと立つゞけり」、現在の宇治川支流は

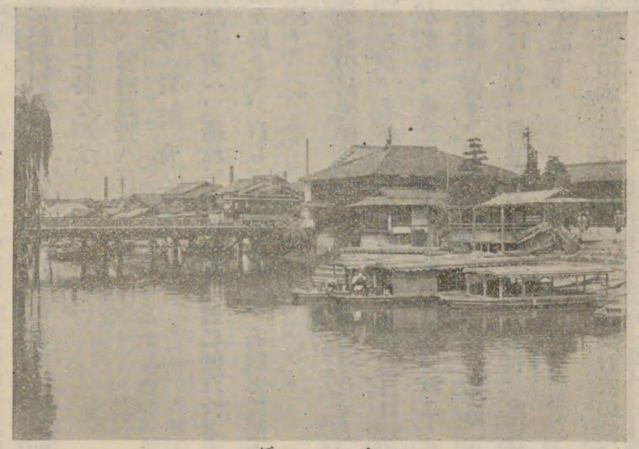

京橋

伏見川と稱す、元治甲子の變は此邊を中心として激戰を呈したり

寺田屋遺址　字南濱（京橋北詰東）に在り、現在の建物の東隣を遺址とす、薩藩九烈士の殉難、阪本龍馬の遭難等、幕末志士の活舞臺たりき、薩藩九烈士遺蹟表、恩賜記念之碑あり、（史編第七章第一節以降第三節に至る、經濟編第一章第九節、碑文編參照）

堀河　現在の疏水水路にして宇治川支流に接す、舊伏見城の外濠にして、堀河と稱す、山城名迹巡行志云「堀河、在二町中一、此堀古城外堀也、堀有二古城東一、折二回三軒屋北一、至二五良太町東一、又自二五良太町北一、西南折回至二土橋（ツチハシ）一、自レ夫南上板橋之南而西折、南廻（此所云堀詰是迄有二水流一）丹波橋南少西折又南流、下板橋南而西回、經二土橋一其西又西流入二宇治河一、○此堀筋橋、津知橋、上板橋、丹波橋、下板橋、土橋、毛利橋、阿波橋（俗呼云森殿橋阿波殿橋）」、丹波橋は紙子屋町と丹波橋町に架し、往時此附近に桑山丹波守の邸ありしより橋名を生じ、毛利橋は東菱屋町と西鹽屋町の間に架し、毛利長門守邸ありしを以て橋名となり、阿波橋は村上町、山崎町に架し、蜂須賀阿波守邸ありしを以て橋名となれり、

高瀨川　現在は殆ど廢川となる、角倉了以開鑿してより京伏の運輸に貢献すること三百餘年、昔時川口（阿波橋南三栖半）に番所ありて高瀨船を管したりき、明治三十二年こ

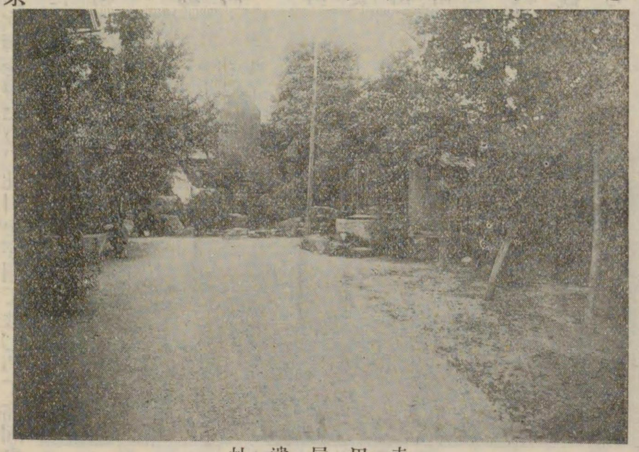

寺田屋遺址

ゝに角倉了以翁水利記功碑を建つ、高瀬川口附近は明治元年正月鳥羽伏見役當時激戰の地なり、京羽二重織留云「大佛殿造營の時嵯峨に吉田了意と云者あり、天性行ゝ水術を得たり、此川を穿開てはじめて高瀬舟筏等をうかめ伏見より材木を引のぼす誠に諸人のたすけ甚たよをうるをす今に至つて毎日京師に入る所の材木薪炭等の物不ゝ可ニ勝數一、（經濟編第一章第二節、碑文編史編第八章第三節參照）

肥後橋　宇治川支流下流三栖に架す、附近に加藤肥後守邸ありしにより橋名となる、山城名跡巡行志云「肥後橋、在ニ向町通ニ三栖堤（俗呼肥後殿橋）

平戸橋　宇治川支流彈正町と平戸に架す、平戸法院の邸ありしより橋名となる、橋南西方の葭島新田は享保年間堀井長圓の開拓する處なり、山城名跡巡行志云「平戸橋（在ニ平戸一隔ゝ河南也）○新田在下中書島與ニ平戸一間上、近年建ニ新家一、又此島南開新田（字呼ニ七千石一）云々」、（町政編第一章第二章參照）

豐後橋　宇治川本流伏見より向島の間に架す、長さ九十八間、舊名桂橋、又両郡橋と稱す、觀月に好適の場所を以て觀月橋の名あり、遠く宇治の山翠を望み、近く指月の森を見る、風景佳絶なり、山城志云「豐後橋、長六十餘丈、跨ニ宇治川一」、山城名勝志云「元無ゝ橋、今曰ニ指月橋一、文祿中秀吉公命ニ豐後大友氏一令ゝ造ゝ之、故稱ニ豐後橋一、橋以南

觀月橋

曰ニ向島一、自ゝ是經ニ巨椋長池一而通ニ南都一新道也云々、和州巡覽記（貝原益軒）云、「豐後橋、秀吉公の時、豐後の國主大友氏、はじめて此の橋をかけられし故、名づけけり、昔は此の道なくして奈良へ行くには宇治を通りて行きしなり、秀吉公をぐら堤をつかせ、此の橋をかけさせ、此の道をひらき給ふ、五條橋より二里、一條札の辻より伏見京橋まで三里、豐後橋へは三里に近し、

巨椋池　觀月橋の南、向島村の南方を浸す、紀伊久世両郡に跨り凸字を爲す、往古宇治川は宇治より直にこの廣面に變じ、西に至りて放流し一大曲江たり、故に巨椋の入江と稱す（冠辞考說）豐公伏見築城に際して、槇島小倉向島の諸堤防を起し、宇治川筋を北し、伏見山下を川路として現今の如くす、德川氏の時、木津川の洪水動もすれば淀町を浸し巨椋の水を衝激するを以て南方に利導せり、巨椋池の蓮花は古來文人墨客の間に賞せられたるが、明治二十七年の洪水に流失し往時の盛觀なし、然れども現今尙之を賞觀せらる、

伏見の廣澤伏見の澤田　平家物語に「舊都に殘る人々は伏見の廣澤に月を見る云々」とあり、巨椋池は近畿に於ける大沼澤なれば、廣澤の名稱起りたる乎、山州名跡志云「凡伏見の鄕は巽より乾に至て渺々たる澤たり、坤のかた一里は悉く沼なり、其中南北に通つて巨椋堤あり、東西に通つて淀堤あり」乘功法師の和歌に「冬の夜のさむけき月に數みえて伏見の澤にわたるみつとり、乘功」（新拾遺集）あり、謠曲賴政云「木幡の關を今越えて、伏見の澤田見え渡る、水の水上尋ね來て、宇治の里にも着きにけり云々」、伏見の澤田は堀内村六地藏附近、山科川に沿ふ池沼を云ふ乎、雍州府志云「狹鰭川在ニ伏見一作ニ澤田一」櫃川橋一名澤田橋と稱し、澤田清水の地名を殘す、この邊の謂ひなるべし、

伏見學校址　堀内村月橋院の後丘、大光明寺陵の北に當る、（教育編第一章第一節參照）

伏見寺址　山城志云「伏見寺舊在ニ卽成就院村一、今江戸町是也見ニ于古圖一」また拾芥抄云「伏見寺一名卽

成就院云々」、現今の堀内村江戸町東南崖上に當り、橘俊綱山莊の畔ありき（史編第二章第三節參照）

銀　座　宇銀座町（自一丁目至四丁目）をその舊地とす、慶長六年始めて置けり、（經濟編第三章第一節參照）

中書島　往時脇阪中務の邸宅あり、久しく荒廢の地たりしが、元祿年間伏見奉行建部內匠頭之を開拓し、寶來、今富の二橋を架し、柳町（泥町と也も稱す）の傾城廓を此地に移し、東柳、西柳の二字に分つ、初め堀內村に屬したりしが、明治元年伏見に編入せらる、都名所圖繪拾遺云「中書島（前畧）久しく荒廢の地となりしを近年遊女町となりて、いにしへの江口、神崎になぞらへ旅客の船をとゞめ揚柳の陰に觴をめぐらし、あるは歌舞妓婦花のあしたに袖を飜し琴三絃の音は月のゆうべに絕間なし」

撞木町　宇北惠美酒に在る遊廓なり、山州名跡志云「在二墨染南一町餘一、鐘木町と號す、町の形丁に類するの謂ひ也、初の名は夷町と號す、此地元は富田信濃守邸宅地、秀吉公の世、林又一郎と云ふ者、今の地より西の方田町と云ふ所を乞受けて、慶長元年遊女町を開く、其後衰滅に至り、渡邊掃部、前原八右衛門と云ふ者、時の奉行長田喜兵衛、柴山小兵衛に乞得て再興す、今の所是也、時は慶長九年十二月二日也云々」、遊廓中古きに屬し、又大石良雄が敵を謀る佯狂苦肉の策よりこゝに遊興したる事によりて名高し、

「伏見の遊女」　雲萍雜志に「宇治、木幡、淀、竹田あたり、むかし遊女おほし（中略）そのかみはおほく水邊に居たること古書に見えたり」、竹田とは柳町を言ひたるか、柳町は下板橋西方、高瀨川附近にして、中書島開地以前の遊廓なり、伏見に遊女ありしこと古く、增鏡老の波卷、後深草帝並に遊義門院伏見御幸の條に『伏見津に出させ給ひて鵜舟御覽じ、白拍子御舟に召入つて、うたうたはせなどさせ給ふ云々』あり、柿木濱の水邊は舟戸の稱あり、この時代白拍子居りしが如し、地名辭書云「按に舟戸は泊舟の一津にして中世すでに小繁華と爲れるを知る、遊女の事は住吉物語に遊びもの共あまた舟につきてと云ひ」、撰集抄に「旅人の往來の船をしたふ遊女」と述べたり、又散木集に伏見の山里の事歷然たり、

伏見の山里にて、あそびともをあるしのおこしたりけるが、たてこもりて寢たりけるを、あそへなとかうてはなといひけるついでに

あそひをたにもせぬあそひかな　　孝清

さもこそはうたもうたはぬ君ならめ　　俊頼

「夷町と泥町」　嬉遊笑覽に云、「箕山大鑑に（中略）渡邊掃部、前原八右衛門といふ者、遊廓の再興を願ひ、慶長九年甲辰十二月二日開地せしむ、今の夷町是なり、當處の傾城、先年半夜女ばかりにて、いたく凡卑なりし、萬治三年、初音、小左衛門といふ二人の圍女出來、また寛文三年、淡路、小藤とて天神も出來たりしが、同五年のころなくなりて、天神中絕しぬ、遊料は天神廿八匁、圍十六匁、半夜八匁なりしかど、擧屋困窮によりて、延寶四年より圍十八匁、半夜九匁宛、同處柳町俗に泥町いふ、夷町より十六町坤の方なり、船著の處にして、船人馬借の類入遊て興ずる風俗をいふにたらず、されども元祖の薫、また八千代抔は此地より出たり奇妙といふべし、旅日記、誰袖海、鐘木町は、さすがに都に近く島原のながれを汲て鄙びず云々」、前記八千代は柳町福田理兵衛の禿にして、初め千戸と稱し慶安二年二月十日、島原奥村三四郎に抱へられ、八千代と稱す、和歌に堪能にして、知恩院第一の門跡後陽成帝第八皇子良純親王に之を學び、親王事に座し給ひて甲州に配流せらるゝや、八千代側近してよく仕へ、親王御歸京あらせられて後剃髮して尼となれりと云ふ

「公家衆來遊」　睡餘寄觀に「伏見の色さとへ公家衆數多來られしゆへ、京都の町奉行、度々公家方へ

異見せられしかど不聞入、年月重るに從ひて、公家衆彌增に通れしゆへ、京都町奉行より所司代松平紀伊守○信庸、元祿寶永頃へ達しければ、所司代聞取られ、卽時に紀伊守殿の御家の利の字の紋を付し灯燈を遣はして、是を毎夜町の口々、遊所町の家々にともすへしと被命しに、公家衆例のごとく色町に來りて、此灯燈を見て大に驚き歸りぬ、其後は一向來り給はすとかや、是は紀伊守殿の謀也」町政編第二章第二節「御役人代々記」末段參照

「大石内藏助の遊興」北窓瑣談云、伏見橦木町笹屋清右衛門といへるは、橦木町第一の大家にて、大石内藏助行通ひし時の儘にて、家廣く昔の有樣おもひ出されたり、清右衛門七十餘にて俳名を有捕といひ、予も心やすくせし、大石俳名をウキと謂ひしとて、文に見ゆるは皆ウキと記せり、其外の義士ども、大石と倶に來りし人々の文ども多く殘れり、(中略)又二階座敷の鴨居のらんまに、山科より伏見迄の山の姿を寫し彫て付けたるも有、又大石已に江戸へ下らんとせし前、此樓上にて酩酊の上、天井の板に感慨の辞を書付しも殘れり、天明の頃にいたり、此天井は取放し屏風の如く造成して、諸國の見せものに出せし、其後橦木町も年々おとろへ、町は草原となれり云々

字名の起源

本町字名百八十九ヶ町中、史的名稱を有するものに就て其起源の概要を記す、

字名	起源概要
墨染横	墨染寺の名より字名となる
堀ノ上	伏見城外濠の上にありしを以て字名となる
両替町通	銀座両替役所の在りし處、後この通りをすべて両替町と稱し一丁目より銀座一丁目より四丁目を除く十五丁目に至る、
加賀屋	附近に加賀屋敷あり、故に字名となりしか、
勘助	丹羽勘助邸宅址に當る、
榎	俗稱馬責場と稱す、豊公時代調馬場の在りし處也、
大手筋	御香宮門前、新七、備後、下大手の各字を總稱して大手筋と稱す、伏見城大手門通りに當るを以て也、
竹中	豊公時代竹中貞左衛門の邸宅あり、
新大黑	源空寺の大黑天像より字名となる、俗に瀨戸物町と云ふ、
鷹匠	豊公時代大村丹後守、岡田將監等の邸宅あり、鷹匠の居りしを以て字名となる、
上南部	豊公時代南部修理太夫の邸宅地に當る、
片原	俗に紀州前と稱す、紀伊藩邸こゝに在り、
北久米	南久米とともに、伏見築城に當り久米村の民家をこゝに移し、以て字名となる、
大津	高木大津の邸宅地あり、故にこの字名を稱す、
過書	淀川過書船を司りし過書座のありし所、よつて字名となる、
紙子屋	鑄錢座あり、俗に錢座と云ふ
東町東組	豊公時代御小人組の住居地なり、もと御小人組町と稱せり、
鍋島	豊公時代鍋島信濃守の邸宅地あり、
常盤	常盤井より字名なる、
玄蕃	豊公時代石川玄蕃の邸宅あり、

彈　正　豊公時代淺野彈正の邸宅あり、

御堂前　大谷派本願寺別院を俗に御堂と稱す、之を以て字名となす、

讃　岐　生駒讃岐守の邸あり、慶長五年關ヶ原役後、德川氏こゝに制札を建てゝ町民を慰撫す、俗に「札ノ辻」と云ふ、

道阿彌　山岡道阿彌の邸宅地なり、

上油掛　中油掛、下油掛を油掛通りと總稱す、油懸地藏より字名となりしか、

伯　耆　杉原伯耆守邸宅地あり、

平野　平野遠江守邸地あり、

帶　刀　堀尾帶刀の邸地あり、俗に納屋町と稱す、

南　濱　馬借前と稱す、傳馬所の在りし處なり、

周　防　水野周防守の邸宅地あり、

村　上　村上周防守の邸地あり、

丹　波　宮城丹波守の邸地あり、

三　栖　三栖向、三栖半、三栖一丁目乃至五丁目は、横大路村三栖より來れるが如し、三栖の稱は古し、管見記云「嘉吉二年十月十六日下三栖庄内下司名代官職事仰付云々」、伏見鑑云「永祿年中一年に作る名勝志永祿十左京太夫三好義繼こゝに住す名勝志は伏見の津田に入城す云々」、今の下三栖なり、

景　勝　上杉景勝、毛利輝元、島津兵庫頭、石田治部の邸地なり、初め景勝村、毛利治部村の二村なりしが、合併して伏見町に編入、景勝と字す

第十、碑文編

伏見義民の碑

御香宮神社境内に在り、明治十九年十二月町民有志相謀りて之を建つ（人物編參照）

篆額　伏見義民之碑　内大臣三條實美書

いにし天明の頃此伏見の里司とれる某とかや奢つよく私多かりければ酷吏ねぢけ人等時を得私を助け政あらぬ方にみだれ住民其たつきを失ひ歎きのさきり深くして拂はんすべなかりしに里人文珠九助ぬし才賢く志實やかにて思を潛めもろ人の爲に身の難をかへり見ず同じ志の友丸屋九兵衛麹屋傳兵衛柴屋伊兵衛燒鹽屋權兵衛板屋市右衛門伏見屋清左衛門等に密に謀り心思を一にし萬苦をしのぎいくかへりか江戸に出で歎き訴ふる所あり終に此眞心貫きて吳竹の伏見の里人の爲に直なる道ふみ開きその苦厄を拂ひたりしに此事なかばにして傳兵衛ぬしは病に死し九助ぬしは事果て後天明八とせ正月三日九兵衛ぬしは同じき月二十三日江戸の旅寢の露と消えぬ今哉百とせを經ぬ此里人道を慕ひ義にいさみもゝとせも猶一日のこゝちして其なきたまを祭り其のいさをを世々に傳へとす嗚呼むかしもいまも鬼いばらよもぎはことに茂りやすし九助ぬしの如きはそをかり拂ふよき利

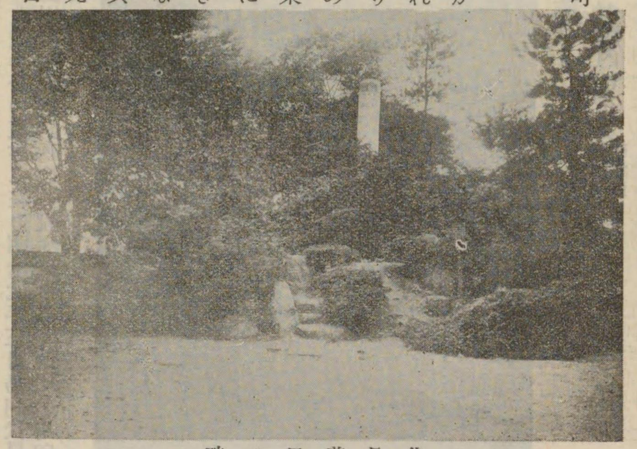

伏見義民の碑

鎌といはむ歟

明治二十年　月　日　　海舟散人

戊辰東軍戰死者の碑

慶應丁卯十月前將軍上表還政　朝廷嘉納更有優詔暫視事如故蓋將持廣徵諸侯伯大議善後事宜也俄而事變麾下士與會桑二藩皆不平之前將軍虞變生不測拔隊下阪　朝廷又遣尾越二公傳　旨諭納其封土促其入　朝前將軍敬　君志誠奉命意虔乃欲率小隊上京一問　朝旨中變之故親訴事情然方斯時擁大兵在　輦下者概非敵視我者而麾下士與會桑及諸親故藩簇擁扈從者數至踰萬人心恟々遂與守闕者相鬩戰彌四日將士死者數百今茲明治三十年志者相謀建銅標於茲地以慰雄魂而別記其本末刻之石此死者姓名今不得悉其詳而見聞所載簿冊藏之伏見御香宮神社云

明治三十一年七月　　田邊太一撰文

所から藤花の碑

碑面

此藤の花を芝山の前黃門へ參らせければ千代かけて見るともあかし吳竹のふしみの宿のふちなみの花と詠し給ふて猶愛て給ふあまりしか〳〵のよし申させたまふて院御所へ奉らせ給ひければ所からとの給はせ給ふて詠めさせ多まふとなむいとかしこし

遠江守藤原久周

東胡路から濃君か言の葉千代かけて春にわ須るな宿の藤波

裏面

伏見府尹八田侯邸有藤花其品極奇芝山相公嘗珍賞而詠之遂經仙洞御覽侯乃以賦其榮高祐竊紀其盛事祖奉舊所天然碑材以鐫其詞云

文化元年九月　　三井高祐謹識

薩藩九烈士遺蹟表

薩藩九烈士遺蹟表　參謀總長兼神宮祭主陸軍大將大勳位熾仁親王篆額

大丈夫擧事不必身收其功使後人繼起以成吾志則罔元斷脰亦無所憾焉　何哉志在天下國家非爲一身謀故也往時幕府失政內訌外悔衆心乖離識者皆知起帥問罪以復　王權之爲急務然告之士丈夫則曰時機未至告之侯伯則曰時機未至乃告之公卿縉紳亦曰時機未至嗚呼座待時機日復一日孰能挺身發難於是藩藩九烈士糾合同志奮欲擧兵有司諭止不聽格鬪殞命于伏見逆旅寺田屋世或惜其徒死無功殊不知一死以鼓動海內士氣是其素志他日于五條于生野于天王山豪傑踵起百折不撓薩長諸藩亦出帥　王成中興大業果不違其所豫期死者而有知應含笑地下也九烈士者爲誰曰有馬新七曰田中謙助曰橋口傳藏曰柴山愛次郎曰弟子丸龍助曰橋口壯介曰西田直五郎曰森山新五左衛門曰山本四郎其死實文久壬戌四月廿三日今茲甲午三十三回忌辰伏見人追慕修祭建銅表于寺田屋遺址請文于余余嘗過宇治平等院弔源三位故跡所謂扇芝者低徊不能去蓋壽永中平氏專橫賴朝義仲等擧兵討伐以亡之然非三位首倡發難安能得遽奏偉勳此地距宇治咫尺而九烈士事又相類焉故余揮筆大書表其功烈與扇芝竝傳美千載之後人過此亦必有低回不能去者矣

恩賜記念の碑

正四位　勳四等　文學博士　川田　剛　撰
從五位　　長　　英　書

恩賜記念之碑　皇后宮大夫從二位勳一等　香川敬三題額

薩藩九烈士遺蹟表と並んで建つ

山城國伏見町の寺田屋は昔より淀川船客の旅宿を業とせり其第六代の主人伊助の妻とせは元治元年九月三十五歳の時夫を喪ひたれども引續き家業を營み且性頗る仁俠に富みたりしかば當時勤王諸藩の浪士東奔西走せる際此家に宿りとせの扶けを受けたる者も少なからざりき文久二年四月薩藩の有馬新七始め九烈士の王事に殉じたりしも此家にして世に之を寺田屋騒動を呼べり殊に土佐藩の阪本龍馬氏は常に此家に潛みて天下の大事を圖りたるにとせは厚く之を庇ひて其偉業を助けたりとぞ惜いかな明治十年九月七日四十八歳にして身まかりぬ今茲明治三十七年二月我國と露國と戰端を開かんとするや其月六日の夜不思議にも皇后陛下相模國葉山御用邸にて御夢に阪本氏の忠魂を認めさせられたることありしが其後余公事を以て關西地方に出張し京阪より奈良に赴く途次五月六日伏見町の大黒寺に詣り九烈士の墳墓を展し又寺田屋の遺蹟をも憑弔せしに共事を傳聞せりとて六月に至りてとせの三女きぬの夫なる大阪の荒木英一とせの嗣子伊助が保存せる龍馬氏の遺墨を携へて上京し余を訪ひて其際尚斯るものありとて阪本氏よりとせに贈りたる數通の書翰を示せり余之を展るに及びて　皇后陛下の御夢を思合せ益々事の不思議なるに感じたるまゝ陛下に拜謁して右の次第を上聞し阪本氏の書翰を御覧に供し奉りたるに深く　御滿足に思召され又とせの義俠をも嘉みし給ひて八月廿五日皇后宮大夫子爵香川敬三氏を以て余に御内旨を傳へられ且若干の　御賜ありしかば伊助之を拜戴せり實に格外の光榮と云ふべし伊助感泣の餘英一と相謀り曩に其舊宅の跡に建てられたる九烈士の碑の側に一碑を建て　恩賜の忝さを記念せんとて余に文を乞へり余乃ち喜びて事の顚末を記し淀川の清き流れと與に永く之を後の世に傳へしむ

明治三十七年十二月

水利記功碑

遞信大臣從三位勳一等　大浦兼武　撰
御歌所參候　正八位　大口鋼二　書

京橋の下流高瀨川口に在り

角倉了以翁水利記功碑

傳曰太上立德其次立功立德最難立功不易況偉蹟著當時利澤施後昆者乎如角倉了以翁其克立功者耶翁以名門支族洛西富豪長於經濟尤明水理相地勢測高低鑿險夸阻激者漫之淺者深之舟楫可遣漕路開通近時官追賞其功賜以金圓曰疏鑿諸川投資財督工事開水陸運輸之便以興國家之鴻益其功績明著矣如吾京都高瀨川是其一也初豊臣氏之再建大佛也難運搬翁建議賴水力以曳巨材觀者偉之慶長十六年再請德川幕府開長渠於鴨川北起二條南達伏水長約二千七百五十四丈廣約二十一尺設閘量水以制流勢定綱規置吏徒以管事務凡運於京都者關東由逢坂關西由此渠逢阪道路險惡牛斃車敗運輸甚苦此渠則平川溶々深淺有常艌船百艘舳艫相銜耶許之聲數里不絶出入貨物山積阜堆若一日不通則京都物價爲之騰貴幕府喜其功特召廷見專管其事者殆三百年高瀨之利被於京洛而角倉氏益榮居然素封誠可謂盛矣維新之初舊物悉革而角倉氏業亦罷加之鐵軌交通運輸益開而此渠則依然不廢伏水船主等相共繼其業仍爲京都漕運之咽喉爲之衣食者不下數百人豈非偉績著當時利澤施得昆者耶於是船主胥謀欲建石於其會所之舊址以永紀其事來請題及文於予按了以當于戈未戢海内凋弊之秋深用心於經世公益以開通水利克建此業而利吾京都者最多矣其功豈可沒乎哉船主等不以時勢變換而諼其舊恩能成此擧是

亦可嘉矣故予不敢辞爲題其碑且作之文至其系及佗事業則道春先生撰碑文既備此不復贅嗚呼世之觀此碑者其可以感興矣

明治三十二年十二月　　京都府知事從三位勳三等　内海忠勝撰
　　京都府屬　山田得多書

米谷金城氏碑

金城米谷居士墓碑　　字下大手願生寺内に在り人物編参照

正二位前權大納言　藤原資愛篆額
正二位前中納言　藤原豊季撰

文政七年五月十七日處士米谷子虎歿門人村上恒夫撰行狀分子虎友同業源寵請銘予嘗同受業于笻齋皆川先生歿後受忠誨有年誼不可以辞固按行狀次其略曰子虎山城伏見里人也家世業魚網差撥五代祖諡單念道清道清生道爾不知其姓氏戸號大坂蓋自大坂移居有諱而然耳道爾歿後其二子亦夭廼養近江甲賀郡淺宮人平尾某男以爲嗣諡曰清安是爲子虎之曾祖自此子孫爲平尾氏珍居父英昇母井上氏子虎以寶曆八年戊寅十二月八日寅牌生故諱曰寅字子虎通名治郎八號金城別號桃邱其堂曰似月人因又似月先生早喪父母家多逋負子虎夙夜理産家道遂隆暇則讀書師事龍草廬草廬器之後學笻齋先生往來問字幾二十年其學遂成從問道者甚衆寛政申年府尹特賜其所漁之鯉魚以褒之其名益彰子虎嘗悲失家姓因卜得米字乃定爲米谷氏既而聞甲賀平尾氏系絶附産男文豹命復平尾已削仍舊後入京下帷生徒益進名聲廣聞之有故家産復將墜子虎廼急歸多方支之凡十年而家道復優隆遂復入京下帷七年病還家而歿享年六十七葬于先塋子虎學問該博雖閭巷細碎之言亦靡不究知而攻經甚力不惑傳註尤善春秋載記爲人公直敏毅智有大略當事勇斷其爲家政巨細井然是以内外畏肅無有犯者常以躬行教導子弟以師道自居嘗語人云致富之道無他在克而已矣夫世學者率皆疎事情迂世務而其才學雙美如子虎者鮮矣所著春秋存疑已梓行春秋論禮記繹解莊子集説墓碑考藝材鳴鼓雜器異名綴文藏機詞華府助字略解虛字續解其他雜著數百篇未刻皆爲可傳也外孫大武繼谷氏銘曰

夙夜匪懈　德業茲成　爲者已歿　不朽者名

薩摩義士の碑

薩藩義士碑　　正四位勳三等公爵　島津忠重題額

木曾の急流濃尾の野に灌ぎて萬頃の豊田を作り民其惠澤に賴ると雖時に河水氾濫田圃を流し民屋を倒潰し慘害に苦しむこと幾年なるを知らず慶長以來洪水殊に甚しく沿岸の民疲勞因乏遂に之が救助を幕府に献議す幕府之を容れ大に治水の計を畫し寶曆三年十二月二十五日薩摩藩に命じて工事の任に當らしむ蓋一は以て治水の計を大成し一は以て財政上强藩を牽制せむとの政策に他ならず薩藩主之を知ると雖恭順よく其命を奉じ家老平田靱負翁を總奉行とし大目付伊集院十藏以下約一千の精鋭に用金參拾萬両を授けて直に事に從はしむ乃寶曆四年二月二十五日起工五月一旦中止し更に九月工を起して翌五年三月二十八日成を告ぐ工事の地十餘里に亘り堅牢比無く爾來復往時の慘害を見ず田土穰々として黄雲を漂らし沿岸の民鼓腹して生業に安じ今猶其遺澤に浴せり傳へ聞く薩藩の士固より土工に馴れず且陽春山谷の氷雪融けて水量漸く大に夏時豪雨頻に至りて河水屢氾濫し隨て修むれば隱て毀れ費用膨大事業未だ半ならざるに資金既に盡き又策の施すべき無し然れども工事は之を阻止すべからず翁深く决する所あり諸士に謀りて曰く事既に此に至る

宜しく更に資を求めて工事を辨じ上は君命を果して奉公の誠を致し下は永く百萬の生靈を救ふ方途を講じ其獨斷專行資を得たる罪の如きは成功の後屠腹自決以て謝すべきのみと衆咸之に從ふ因て大阪に至り更に貳百數十萬両を調へ遂に此大難工事を完成し五年五月廿二日無事幕府の檢分を終ふるや廿五日從容拂曉自裁せりといふ享年五十有三古人云へるあり慷慨義に赴くは易く從容死に就くは難しと而も生に處し死を擇ぶは更に難し藩士の自刄する者前後五十病に斃るゝ者三十二翁能く其間に處して泰然動かず身を以て衆を率ゐ精勵恪勤工事の大成を待つ誠に千古の名鑑鬼神をして壯烈に泣かしむるものあり然るに其事蹟永く湮沒して人の知る所とならず遺憾何ぞ堪へむ想ふに藩主深く之を賞して特に遺骸を此の山城國伏見大黑寺に葬れりと雖四圍の事情之を彰すに由無く終に今日に迨べるものなるべし伊勢國桑名の人西田芝壽深く之を憾とし美濃國大垣の金森吉次郎と共に之が表彰に努め次で岩田德義熱心奔走し事遂に天聽に達して大正五年十二月廿八日畏くも從五位を追贈せらる翁死して餘榮ありといふべく天下此より其盛名を嘆慕し其義烈を欽仰せざる者無きに至れり伏見の人增田伊三郎亦其義烈に感じ塋域の荒廢を歎き之を修めて石を墓側に建て永く其事蹟を後人に傳へむとし文を余に徵す乃經歷の梗概を叙すと云爾

大正八年十一月二十五日　　京都府知事正四位勳二等　馬淵鋭太郎　撰

出雲寺通次郎　書

小林勘次氏碑

板橋二丁目玄忠寺に在り人物編參照

伏見有義民曰小林勘次勘次丹波人遷居伏水以鬻薪炭爲業元和中角倉某木村某爲澱河奉行於是澱河船錢邊騰貴諸弊隨生商旅大苦之伏水市民屢請減船錢於吏而角倉木村二氏不肯也勘次憤之自奮東下訴狀於幕府幕府審問遂允其請與以朱印勘次還至鞠子一夕暴死時元和四年四月二十六日也勘次逆度其死納朱印於魚腹中使人馳致之伏水於是勘次死而澱河船錢復舊諸弊悉除矣伏水市民德勘次追思不已將立石以紀其事薪炭共進組員來請余文因書梗概以應之蓋勘次之死去今二百七十余年家亡嗣絕而其義擧之感動天下人心者愈久而愈熾云

明治二十三年五月建　　字上板橋源光院内に在り人物編參照

公爵　二條基弘　題字

丸屋九兵衛氏碑

義民丸屋九兵衛之碑

松村氏名九兵衛家號丸屋以義俠立世天明年間爲伏見年寄當時奉行小堀政方行苛政町民大疲弊矣乃與文珠九助等相議訴焉幕府免奉行沒其封令久留島某代某投二氏於獄糺責甚然不屈同八年正月二十三日遂斃獄裡噫殺身爲仁有不感泣者乃錄以傳不朽

大正八年一月　　正四位男爵　藤原公平　撰并書

奥野精一氏墓碑

紀伊郡堀内村龍雲寺内に在り人物編參照

奥野精一先生姓源名行方號遜齋文政十二年八月生於伏見弱冠學上原氏最通經史講究勉勵及老不怠有所著元明史略十八史略備考矣維新前被囑伏見奉行優則學舍教師維新後任京都大學教師明治五年六月解任伏見從事小學教務傍於家塾教授子弟撫育周到有德望三十一年八月五日病歿享年六十有九噫悲哉今茲嗣子治五郎君謀與舊門人等托予其記事因誌大要如斯

昏知　　從五位勳五等　河田景福　撰

西田氏蹟功碑

西田君蹟功碑

紀伊郡堀内村月橋院内に在り（人物編参照）

農商務大臣正三位勳二等　曾根荒助篆額

君名宗四郎氏西田山城伏見之人家世以製扇子爲業君天資明敏臨事善斷年圍十九承家會京畿兵亂家業不旺資産爲絀君奮勵日夜匪懈已而聞泰西婦女子喜用扇子與神戸洋商約爲賣買當時外洋貿易之道未開家人危之君曰邦人之手工精西人所推服今販之於彼不啻利家亦可以富國何危懼之於是銳意從事其所製造愈出愈巧而人莫不嘆賞積年益售同業者皆仰君以爲泰斗既而君疾知洋商居間壟斷其利乃欲直輸外洋多製機式散敷之法于法朗西意太利西班牙等諸國隨其好尚以出新意於是西田氏之名籍甚買者倍殖而資産遂裕先矣君更欲增宏摸益擴銷路不幸罹病齎志而歿時明治二十九年十月二十三日也行年四十四頃其故舊欲建碑圖不朽囑余文余曰本邦扇子售外洋歲率千萬把收額至數千萬之多物雖微其利國實大而其致今日之盛者君之力居多其功不可歿乃記而表之云

明治三十二年十月

農商務次官正四位勳四等　藤田四郎撰

近藤富壽書

第十一、詩歌編

詩歌俳句の伏見を咏ぜるものは、多く桃山を主題とす、和歌は「伏見の起源」叙述に當りて、殆ど引用せるを以て、こゝには省畧す、桃山を主題とせる詩歌は之を避け、つとめて伏見色彩の多きものゝみを蒐錄する事となせり

伏水詩（有引畧之）

龍公美

編者曰く龍公美は伏見出身の儒者（人物編参照）此詩は草廬詩集に收せられたるものなり明和年間の作とす

其一、　哀九郷變遷

伏水往昔九郷所謂山邑、石井邑、舟戸邑、森邑、久米邑、北尾邑、北内邑、法安寺邑、即成院邑

九郷棋置水之涯　今日封疆異昔時　僊洞年深雲漠漠（伏水、後伏水、光厳、光明、崇光後崇光諸皇並于伏見事詳野史）　霸圖世變黍離離（豊太閤城于伏水覇于海即伏見也）　煙霞春麗紅桃塢（塢内故云）　風露秋香白菊祠（御諸祠一名白菊祠所祀太玉氏也）　處處徘徊無限意　行人弔古賦新詩、

其二、　賦桃源春色

桃花源東西數里南北十里所、春時著爛熳花、目殆滿山一片紅霞耳、實天下之奇觀也、

洑城元似武陵源　綠水青山春可憐　嶺上遙通黃檗寺（嶺木幡山頂也、俗曰八科嶺桃源之東限也、一路通黃檗寺）　津頭來泊浪華船（伏水京橋之東西泊船之處）　千家鷄犬聲方近　萬樹桃花影自連　相値邸翁髮如鶴　問君不是避秦仙

其三、　賦指月秋景

指月在蒐水北岸豊橋之東一里、舊月宮舘之地也、近時爲禪刹

指月山頭月似弓　悲秋懷古淚難窮　低空影沒過江雁　滿野寒生鳴露蟲　斷碣橫苔長者宅（修理太夫橋俊綱朝臣稱伏見長者背家）于此處甄泉石已卒葬於即成就院亦本在此邊今則遷于大龜谷）舊蹤餘竹親王宮（榮仁親王貞成親王貞常並往于此）風烟最是傷魂處　漁笛聲哀伏水東

其四、　弔月宮廢館

月宮館後崇光上皇貞成之宮也家祖正五位上左衛門佐善則奉仕于此、賜龍氏之事載在家乘

月宮之館白雲隈　曾擬梁園古吹臺　修竹煙殘王氣絕　落花春寂鳥聲哀　渺茫往事空河水　多少遺蹤盡蘚苔　憶爲當年我高祖　曳裾旦暮此趨陪

其五、　傷豐公城墟

豐公秀吉築城于此、次屬于我神君、後廢而邨民多種桃花

覇王威名海外震　大城築此一何新　唉無德惠能作國　漫欲雄才以服人　兵馬三軍化骸骨　金湯百雉作灰塵　祇今唯看桃花色　滿野霞籠千里春

其六、　追悼先靈

先墳之所在有二處、一在伏見山桃花塢北佛國禪寺之東隣、一在伏見大手街之西願生寺內

憶昔趨庭恭奉誨　如今屈指思悠悠　松楸已拱先靈墓　桑梓纔存古苑秋　萬事人間驚昨夢　百年世上見東流　一官老矣當歸去　請看狐猶死首丘

伏見雜詩

予聞洑府往昔蕞再九鄉分處濕澤中豐公氏興以其居天下之咽喉始大築城郭鎭之乃轉菟水阜開津口運艚控大阪轉輸通京路而九鄉合一民垂萬戶米攄薪材至凡百雜貨爭輻輳焉實讙然一都會也豐臣氏亡城郭悉廢神祖制天下別置帥府而都市如故諸侯邸往々尙存後闢山達官道於大津以便西諸侯朝覲乃東海道五十三驛之首行李往來人擠馬馱旅館迎送相續不斷加之角氏建議穿西渠引鴨流通艚于京謂之高瀨船商賈利之予來寓居府下已三年頗熟其地風俗形勝土產名物可詠入於詩極多最顯著者城址桃山梅溪花時遊人甚盛回攄爲懷舊之情遂作雜詩五十首

攝陽　葛陂　牟　禮　玖

九鄉曾合一闔闢、近接王都風俗奢、天運循環何有定、盛衰休論數千家。
江流百里控三津、運湊同船半米薪、京路轉輸窮日力、蟻行魚貫馬兼人。
數十搭船便往還、津頭夜夜客爭攀、請看百里江南道、行過蓬窓夢寢間。
濱上紅亭向曉開、江南斷續客舟來、生憎喫飯還趨洛、更無一人寬酒杯。
轣轆雙雙卅里程、轉輸攄米日連行、自非牽輓窮牛力、重載何因達帝京。
菟水柴舟續續臻、舖行委積滿西濱、誰知搬運無虛日、深入王都爲桂薪。
纜卒西渠牽不休、轉漕津貨達皇州、自非倉氏新穿力、平地爭行二百舟。
關西五馬此朝東、來往訂期宿泊同、販婦凝粧窺客館、巧言令色賣仁風。
文旆飜風彩鷁舟、金光耀日畫圖樓、京橋南口橈歌到、昨日長侯今藝侯。
風雨通津水易洚、滔滔動溢市街中、人家夏日懼昏熱、一見陰雲問鞠躬。
豐王事蹟類秦皇、宮闕桃山今已亡、往往金甍穿地出、卽知華麗矇咸陽。
覇城溝塹趾空存、密竹叢松綠自繁、暴亂一時猶在耳、此中應有未招魂。
阿波橋北古城溝、碧水依依停不流、坐艇踞磯爭弄釣、更無人解著苧裘。
三日晴龢桃始開、流觴脩禊幾人回、皆言此地同吳下、占得蛙鳴無水災。

桃山城郭廢成林、春去春來紅自深、花壓豐王全盛美、遊蜂戲蝶獨無心。
桃花飛散戲春鷗、雨漲三栖塘下流、底事人々提網走、河魚乘潦溢西疇。
桃山山下是梅溪、十里春風玉蘂齋、地主不知花故事、唯輸夏日鬻東西。
菟水歸舟境淵然、桂橋百丈晚虹懸、暑天何物楊州鶴、月出風凉遊獵船。
市陌中元燈尙懸、女兒扑舞獨欣然、前時大會君知否、團飯如山酒如泉。
望菟山頭望淵哉、豐王昔日有觀臺、百年荒廢生荊棘、風景依稀入感來。
大龜谷邃抱桃山、路轉王都春樹間、爲問山茶茶店女、看花今日幾人還。
九月稻山初降霜、三峯松簟發新芳、從來名產供天子、不使幽人容易嘗。
千年廢絕木幡關、村馬如今猶往還、非有歌人當日詠、誰知古道屬斯山。
昔日靈泉香達天、至尊烹藥恙頓痊、如今神居還祠廟、鎭福州民更幾年。
天武皇祠委土田、鄉民秋祀謾喧然、當時行幸金蓮炬、却東葦蘆照萬年。
蕭然金札古僊宮、千載名傳白菊翁、可嘆龢歌高一世、更無人奉唱遺風。
市南瀨水墨祠幽、塵絕風凉夏似秋、柳色蟬聲何慝怨、自非祭日少人遊。
藤森競渡馬爲周、陌上馳驅塵若流、維昔良王征戍日、遺容示菅楚人愁。
五百阿羅漢石峯、冲翁賣畫竟成功、招提得得費彫刻、扇得天然雨露工。
淸秋翫月地如何、指月森頭景勝多、人道豐王遊賞後、帝都雲客有時過。
塘上春風花發初、三栖百戶似僊居、居人不解桃源事、直掉煙波要捕魚。
園薄施景數艇廻、江間捕魚一場開、漁人如鵜水中沒、忽腋巨鱗浮出來。

泥孩媚世極新妝、百店張開大道傍、工人底事無持操、神代遺風今已亡。
蔓菁瓠落芋魁豐、水菜慈姑肥大葱、他產輸來皆上市、唯吾賞譽檀西東。
一種龍孫名孟宗、侵寒氈氈拔嚴冬、土人休傚遼東豕、世上如今多作叢。
陶什博爐品有差、茶叟一顧價頓加、名工奕世猶當路、表著門帷三両家。
深草從來團扇工、行人買取去西東、齊紈楚竹寧爭美、唯愛便嬛善仁風。
鎚聲喧熟板橋隅、谷氏鋸刀天下無、可羨干今持貴價、妙工相續守先鑢。
文珠名著鬆刀工、又與鬳毛銳利同、獨素鍛家欺報識、却令置造遍西東。
御史街亭瀨碧流、待人魚獄蓄千頭、常時煠鱔香薰鼻、交鯉賞春鱸賞秋。
城南一處賣花商、輸送王都百卉芳、坊曰繪奴名豈誣、店頭紅白自成章。
吾愛風流元政師、鄉名深草足栖遲、蟲吟蛙調今如古、能老文辞更有誰。
那須與一武名聞、一箭致帥聲震軍、今日誰來苔塚下、招魂千里海西雲。
幾歲幽居猿太夫、深山霜葉入吟圖、和歌今代稀工者、續詠磨礱人更無。
靈像依然六地藏、孟秋法會動他鄉、群參知否當年事、創造原因小野篁。
中書洲裏娼家連、少婦妝成江月前、送客蓬萊橋上立、綿衣木屐是何僊。
泥街荏苒謝昏譁、娼婦靚妝不復加、休論當時前盛事、簷燈僅照両三家。
橦木坊中第一樓、風流石氏寄浪遊、荒凉今日眞堪惜、題壁詩歌竟不留。
植筒張幕菟水干、花炮開場作壯觀、夙賞世間唯一事、方期士女擧京看。
京橋晚景入晴斜、伏水繁華此可誇、斷續風帆輸百物、菟舟両岸鋪行家。

編者曰く、此詩は深草五郎太町清涼庵の楣間に掲ぐ、その奥書に「故葛陂先生嘗在我伏見有此作時餘遊隨而錄存之於凡我鄉事一羅盡之雖然矢口連吟意在取咲乃止故世示多博之今請家兄淨寫置之桃山清涼莽之壁上使後之來遊者知土俗勝迹可以詠覽者此甚多亦安知先生之不欣然于地下哉、天保八年歳在丁酉梅月門人佐川雍謹識」とあり、牟禮葛陂の人と成りを明にせざるも天保年間の伏見はよく詠ぜられ一讀興味を覺にしむ、然してこの詩を扁額に書せるは「皐々園築山重」あり、則ち築山三郎兵衛氏にして伏見の人、號桂窓、字は子遠、皐々園は其別號、詩書畫を好くす

貫名海屋

伏水

蘭石縱横沒棘榛、鵰鶚逕反遶嶙峋、至今殘塹猶深碧、附與村人來採蓴。

商女箏歌月滿庭、可無遺恨似秦淮、桃花歳歳開還落、空赴流波過舘娃。

廣瀨林外

伏水

燈火樓臺映水涼、中書島畔客吹簧、東風忽破繁華夢、艸色春迷新戰場。

俳句

明けてのく家に伏見や夏の月　嵐雪
初雪に人ものぼるかふしみ舟　其角
水無月や伏見の川の水の音　鬼貫
年の淀春さへひとよ伏見まで　同
伏見人唐黍殼をたはねけり　同
我衣伏見の桃のしづくせよ　芭蕉
照りかへす伏見のかたや桃の花　太祇
青梅やさてこそ知りぬ豊後橋　蕪村
短夜や伏見の戸ほそ淀の雪　蕪村
檪木町鶯西へ飛び去りぬ　同
をちこちや梅の木の間の伏見人　同
大名の字を桃の畑かな　正秀
月見せん伏見の城の捨廓　去來
城跡や燃ゆる火もなく桃の花　舜福
鳥寒し生駒につゞく春の水　移竹
呉竹の伏見を出たり團扇賣　蘭更

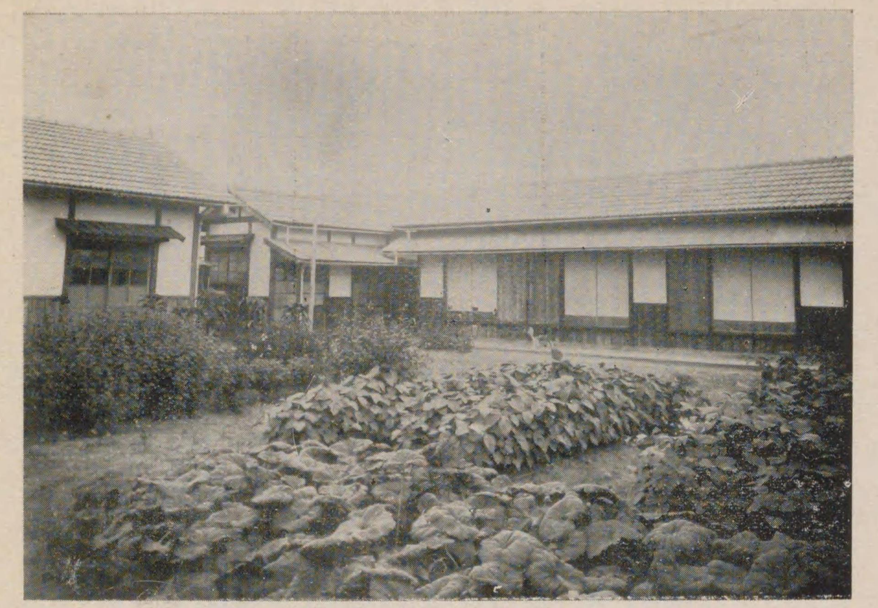

伏見町隔離所

伏見町公設市場

伏見町職業紹介所

町立伏見病院

新町十四丁目公營住宅

菊屋公營住宅

町立伏見病院附屬救療所看護婦學校

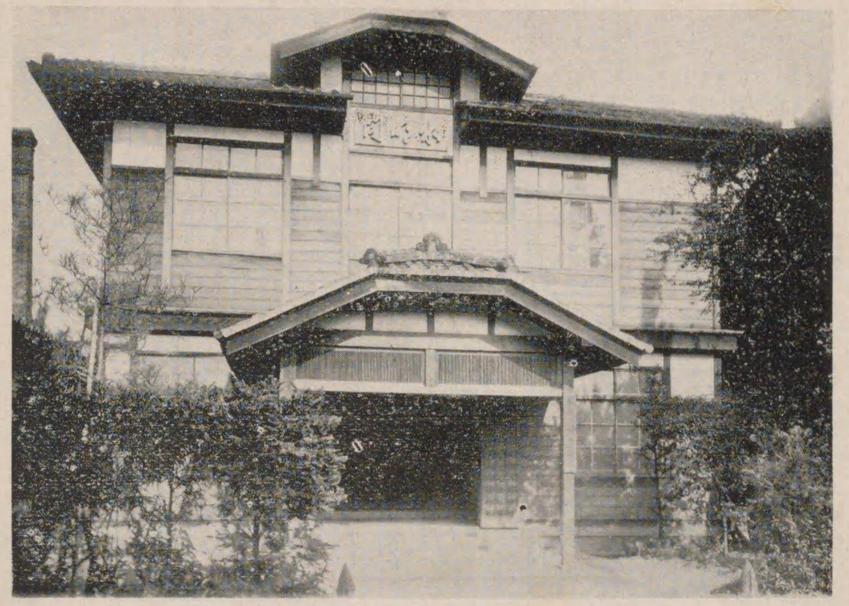

伏見公會堂

第十二、現勢編

一、位置

本町は京都府廳を去る南方約二里二十町、紀伊郡の東南部に位し、東經百三十五度四十五分、北緯三十四度五十六分にして、東に桃山を負ひ、南に宇治川を控す、高瀬川は西部を過ぎ、第二疏水は東北部より斜斷し、西南部を過ぎて、何れも宇治川派流に注ぐ、東は堀内村、深草町に接し、南は宇治川を隔てゝ向島村に、西は田圃を以て、横大路村、下鳥羽村に、北は竹田村、深草町に界す、昭和二年末戸數六千五百四十六戸、人口三万一千三百五十一人、京都府下に於ける大邑なり、近時町勢の發展顯著にして、大正十三年十月六日、本町會議決市制施行の意見上申は、翌十四年三月四日内務大臣に提出したり、本廳舍は字下板橋二丁目に在り、大正十二年十月二十六日新築せるものなり

二、地勢

比叡山脈南に趨つて、東山三十六峰となり、稲荷山、深草山等、起伏蜿蜿、桃山に至りて宇治川に瀕し、山城平野となる、本町東部一帶は桃山に連るを以て高地にして、漸次西南に傾斜し、西端部は平坦の耕地なり、地質は概して肥沃なる壤土にして、西部景勝部落の一少部分に田圃あり、稲禾に適し、二毛作として穀菽、蔬菜を栽培す、酒造業其他工業は西南部に於て多くを占む、これ、水運の便を有するが故也、西南部低地は、從來屢々水災を被り、危惧の念久しく去らざりき、則ち、木津、桂、淀の三大合流点（八幡下流）大山崎村よりする大逆流により、洪水の横溢頻々たりしを以てなるが、淀川再改修工事行はれ、且つ疏水運河放水路、東高瀬川の改修も同時に施行せらるゝに至りしかば、今やこの災危一掃せられ、工場及び住宅の

好適地として、大に認められ、年次發展を示しつゝあり、

三、交通運輸

鐵道省の經營にかゝる元奈良線は、京都稻荷を經て本町の東部桃山を經過し、桃山驛を置く、次いで木幡、宇治驛を過ぎ奈良に至る、京阪電鐵は大阪天滿橋を起点とし、京都三條大橋に至り京津線と連絡す、本町西南部より東北部を經過し中書島、桃山、丹波橋、墨染の四停留所あり、中書島停留所より宇治に至る分岐線あり、觀月橋の一停留所あり、京都市營電鐵伏見線は京都鹽小路より分岐し、本町西端部を經過し、終点中書島に至り京阪電鐵と連絡す、棒鼻、丹波橋、肥後町、大手筋、京橋、中書島の六停留所あり、また別に勸進橋より分岐して稻荷に至る線を有す、この外奈良京都二都市を連絡する奈良電鐵は御大典期日前に完成を見たり、本町の經過路線は向島村より平戸橋附近の鐵橋を過ぎ、高架線を以て工兵第十六大隊兵營の西方より御香宮神社西方則ち本町東端を經過し、省線元奈良線廢線を利用して京都驛構内に達するものにして、桃山御陵前、堀内、伏見の三停留所を置く、本町の交通機關は更に整備せりと謂ふべく、然して本町は之等路線の市街通過は、自然市街の發展を阻碍

大手通（京阪停留所附近）

するを以て、曩に町會に於て省線伏見驛引込線、京阪電鐵、奈良電鐵等に對し、高架線に變更を要請するの件を決議し、それ〴〵交渉を行ふ處ありたり、

國道は第十五號線深草町界墨染より起り、本町の東端京町通を經て觀月橋に至り、府道は竹田村界棒鼻より起り（一は加賀屋津知橋通を經て奈良屋伏見驛及京町通國道第十五號線に接續す）竹田街道、丹波橋通、桝形通、下板橋、紺屋、風呂屋を經て、帶刀原標大手筋に達し、一は大手筋通御陵道を經て桃山驛に至り、一は帶刀下油掛を經て、阿波橋通りを過ぎ乙訓郡長岡に至る、又別に京橋通を經て中書島京阪電鐵停留所に達するもの、三栖堤防を經て横大路村界に至るものあり、町道は縱横に貫通し、所要の箇所には新に道路を開鑿し、逐年整備を見るに至れり水路としては疏水運河あり、京伏を連絡せしめ宇治川派流とともに舟運に便し、船舶出入頻繁なり、

四、氣象

近年の平均により之を示せば、溫度の最高は七月下旬より八月下旬にして、攝氏二十八度、最低は一月下旬より二月上旬にして、攝氏三度なり、降雨は初夏多く初秋少し、降霜は早きは十月下旬、晩きは五月上旬、降雪、早きは十一月下旬、晩きは三月下旬、風力春夏に西風、秋冬に北風多し

五、官公署

本町に於ける主なる官公署を擧ぐれば左の如し

名稱	位置	主腦者	名稱	位置	主腦者
伏見稅務署	鷹匠	今村和三郎	京町北郵便局	京町北八丁目	松村半六
伏見郵便局	上風呂屋	鈴木恭一	伏見電話分局	新町六丁目	鈴木恭一
京町郵便局	京町二丁目	仁科昇	伏見警察署	表	村上巖

伏見娼妓檢査所	西柳	鎌田富太郎	京都區裁判所伏見出張所	東濱南	渡邊源吾
紀伊郡農會	両替町十三丁目(臨時)	和田幾三郎	伏見町役場	板橋二丁目	中野種一郎
京都府穀物檢査所紀伊郡支部	同	大山藤三郎	町立伏見病院	下大手	安藤克巳
伏見町農會	板橋二丁目	中村太三郎	町立伏見救療所	村上	同
工兵第十六大隊	讃岐	高屋庸彦	伏見町公設市場	新町十一丁目	中野種一郎
京都憲兵隊本部	鑓屋	竹田時太郎	伏見職業紹介所	板橋二丁目	古川正義
京都憲兵分隊伏見分遣所	新町二丁目	長野仁三郎	阿部公證人役場	下南部	阿部義彰

六、生業及び物産

本町住民の生業は正確なる最近の調査を得ざるも、大正十三年末現在によれば、總數二万六千七百六十七人中、商業に從事するもの九千百二十人、工業に從事するもの八千五百五十三人、公務自由業四千九十三人、交通業一千九百三十七人、農業八百十九人、水産業十人、無職業二千二百三十五人を示す、現在の生業も大体に於て之によつて想察し得らるべし、物産は工産を主とし、清酒、味淋、燒酎、は全國に冠たり、之に附隨して、酒樽桶、酒菰印の生産亦多く、鋸、團扇、團扇骨、箒、簾、竹細工、醬油、食料品等あり、電力水利の便を用ひ、精米麥、製綿、黃銅、線板、製藥、製材、製糸、織物、染物の産額多く、京都電燈第一、第二、第三發電所、同營業所、京都市營發電所二ヶ所、京都瓦斯伏見出張所等設置せらる、水陸交通の便と比較的低廉なる動力を豐富に得らるゝを以て、近時工場數著しく增加を來せり、漁業は組合ありて魚族を養殖し、年々魚獲少からず、各地より舟遊捕魚に來るもの多し、農産物は米、麥、茶を主とし、速成の蔬菜、果物を栽培なすものあり、其産額相當に上る、本町管内耕地は六十餘町歩に過ぎず、然れども他管内に所有し、又は耕作に從事する耕作反別は二百十町歩に達す、他管に屬するを以て統計數字に顯はれざるも、桃山大根、蕃椒、蕪青、胡羅蔔、葱、午蒡、筍、胡瓜、南瓜、茄子、獨活、茗荷、菜豆、大角豆、苗、諸花、梅、柿等の産額が、本町農業者によりて占むるもの、蓋し、鮮少にあらざるべし

七、産業機關

金融機關の主なるものを擧ぐれば左の如し

第一銀行伏見支店　大手筋に在り、本店は東京日本橋區兜町、資本金五千七百五十万圓拂込濟積立金六千百五十五万圓、明治三十一年九月一日中油掛に出張所を設置し、四十五年三月二十八日支店と改稱、大正四年二月現店舗新築竣工移轉今日に至る、昭和三年六月末現在預金八百六十二万圓、貸出八十万四千圓、また同店内に東京貯蓄銀行代理店を置く、

安田銀行伏見支店　大手筋字備後に在り、本店は東京市麹町區永樂町二丁目資本金一億五千万圓拂込高九千二百七十五万圓積立金六千八百六十五万圓、明治四十四年五月一日京都銀行支店として設置し、大正十二年十月、安田銀行に合併改稱す、昭和三年六月末現在預金二百六十九万圓、貸出二百二十五万八千圓、

川崎第百銀行伏見支店　下風呂屋大手筋角に在り、本店は東京市日本橋區萬町、資本金三千三百九十八万八千五百圓内拂込高二千三百七万二千圓諸積立金四百六十五万圓、同行支店の前身は伏見銀行にして、明治二十一年二月創立、本町に於ける本店銀行として盡す處ありしが、大正十四年三月に至り川崎銀行と提携し、翌年二月川崎銀行に合併、こゝに同行支店となり、又提携と同時に川崎貯蓄銀行伏見支店を同店内に設置せり、昭和二年九月川崎銀行及び第百銀行の合併成り、川崎第百銀行伏見支店と改稱す、昭

和三年六月末現在預金二百八十五万一千圓、貸出百九十八万圓、又字新七町に桃山出張所を設置す

島本銀行伏見支店　拂込高七十五万圓　宇中油掛に在り、大正十年設置せらる、本店は久世郡宇治町、資本金百五十万圓

京都通商銀行　宇紺屋町に在り、初め京都貿易銀行と稱せしが、大正三年八月京都通商銀行と改稱し伏見に本店を置く、資本金五万圓、京都に出張所を置く、

公益社團法人伏見十六會　宇上南部町に在り、明治二十八年二月十六日人見喜三郎氏外十五名の青年により、勤儉貯蓄の思想を涵養し、將來の發展を圖るべく創立せらる、會員會合の定日毎月十六日とし、會員數亦十六人たりしに緣由して十六會と命名し、附屬貯金部を設置し、貯蓄力の充實を圖りたるが、財界の波瀾に災され、屢々悲運に見舞はれたるも屈せず、苦辛經營奮鬪努力する處あり、日露戰役以後、次第に發展向上の好運を示し、三十八年七月別導隊有限責任伏見信用組合を創設す、四十年十二月末現在會員數九百七十四名、貯金口數千二百二十四口、一ヶ月の收入金四千六百圓に達す、四十一年五月十六日を以て、公益社團法人の認可を得、こゝに基礎を固む、以後年次發展し、大正六年度末貯金契約高百五十四万圓、新貯金額七万八千二十六圓なりしが、昭和二年度末に於ては、契約高一千四百五十三万六千三百七十圓、新貯金額三百四万八千五百七十九圓、貯金部會員數一万五千三百八人に達す、然してこの資金を會員のために貸付け又は適當なる放資により、この利益は擧げて留保し、公益事業に寄與しつゝあり、同會經營の公益事業は教育方面にあつては、伏見商業學校、伏見商業夜學校、伏見圖書館、出版部、伏見十六會館、救濟方面の事業として、一般的慈善救濟、無料診療所濟生園、公益質屋、其他學資の貸與及び給與等と爲す、之等事業の中心財源をなせる基本金は昭和二年度末に於て二十三万圓を示す、同會は教化團体として內務大臣より年々教化事業助成金の交附を受け、又濟生園は、年々宮內省より御下賜金の光榮に浴す、同會事業視察のため全國各地よりの參觀者日々絕ゆる事なし、

有限責任伏見信用組合　宇上南部町に在り、伏見中產階級以下商工業者の金融機關として、伏見十六會を母體に、明治三十八年五月二十五日、設立の認可を受け、同年七月一日業務を開始す、同年末組合員數百二十七人、出資口數百八十口、出資金額一千八十圓、貯金額二千五十四圓、貸付金額一千三百十九圓に過ぎざりしが、大正十四年末には組合員數一千二十六人、出資口數五千五百八十口、出資金額十一万一千六百圓、貯金額五十万三千七百四十三圓、貸付金額三十二万一千九百五十一圓となり、昭和二年度末に於ては、組合員數一千九百六十三人、出資口數一万三千百八十八口、出資金額二十六万三千七百六十圓、貯金額八十八万四千四百四十圓、貸付金額五十六万九千九百八十六圓に達せり、之より先き組合は明治四十五年五月二十二日全國產業組合大會に於て、優良組合として表彰せられ、大正十三年四月全國產業組合大會に於て、組合長人見喜三郎氏は、多年斯業に盡力せるの故を以て、中央會功勞規程により綠綬功勞章を贈られたり、

以上の外諸講會ありて資金を積み立て、商工團体として、同業組合、準則組合、任意組合三十有餘の組織あり、商工會社は凡そ六十に上る

八、教育

小學校は第一尋常小學校、第二尋常小學校、第三尋常高等小學校、第四尋常小學校の外、京都府立女子師範學校附屬小學校あり、幼兒に對しては板橋第一小學校、南濱第二小學校、師範附屬の各幼稚園あり、婦女教育として

は、町立女子手藝學校、私立京都女子高等手藝學校、町立病院附屬看護婦學校、協同看護婦會伏見支部附屬看護婦養成所等あり、徒弟教育としては伏見桃山理髪學校、實業教育としては、伏見商業夜學校、伏見商業學校甲種あり、中等教育としては、桃山の地に府立桃山中學校、桃山高等女學校、女子師範學校、私立菊花高等女學校、同技藝女學校あり、社會教育としては、各所に私塾、私團體、在郷軍人分會、青年團、少女會、同窓會、婦人會、法話會等ありて、智識の啓發に努む、青年訓練所は第三小學校内に第一訓練所を、第二小學校に第二訓練所を設置指導す、本町青年團は、初め青年會として、明治四十二年有志によつて創立せられ、次いで大正七年伏見青年團と改稱し、各小學校に支部を設く、其後各字内に青年團を組織するもの相次ぎたるを以て、之を統一せんとし、伏見町青年團を解散し、大正十三年十一月一日、伏見町聯合青年團を組織す、昭和二年末現在團員數は、正團員九百二人、其他四十六人、加盟團數二十なり、伏見町處女會は、大正十一年九月二十三日創立せらる、會員數二百八十人、伏見町婦人會は昭和二年十月六日創立せらる、目的とするところは、新時代の思潮を汲み、見聞を廣くして思想の向上を圖り、品性を高め趣味を豊かにし、強き信念と活動力を養ひ、時代に適合せざる陋習を斥け、生活の改善に力を盡し、會員協力善良なる町風の發揮に努力せんとするにあり、會員數一千百七名、また本町に於ては、長老者尊敬の念を向上し、長老者の慰安を爲すべく、昭和二年十月二十五日、伏見敬老會創立せらる、會員數七十歳以上七百五名にして、毎年春秋二回慰安會を催す外、長老者の實態を調査し、長老尊敬の爲め適當の施設を爲すべく調査中に屬す、

九、兵事

町尚武義會は、町民一般會員たる組織にして、入退營兵若くは遺族の優遇慰藉に重きを爲し、講習會、講話會其他の方法を以て兵事思想の訓練を與ふ、在郷軍人分會は、桃山、陵、南濱の三分會あり、會員數桃山二百十三名、陵五百四十六名、南濱百二十七名にして、平素軍人の主眼たる精神鍛練の養成に勉め、役員亦能く會員指導の任務を竭し、社會的方面にありても、町と協同して努力す、年々入退營兵の慰藉、壯丁豫習會、招魂祭、傷病者檢診者に特に意を注ぐ、壯丁の體格は自覺によりて年次向上し、昭和二年徴兵檢査成績によれば、檢査人員二百五十五名中、甲種七十九名、第一乙種四十名、第二乙種五十四名、丙種七十二名、丁種十名を占め、海軍志願者五名中合格者は二名なり、

一〇、衛生

本町を七區に劃し、二十乃至三十有餘の字衛生組合（戸數約一千戸標準）を以て聯合衛生組合を組織し、組長、副組長、幹事、會計係の職を置きて事務を統治し、七ヶ聯合衛生組長を以て、伏見町聯合衛生組合會を設け、會長、副會長、幹事、會計係の職を置き事務を統一し、施設事項の協定を行ひ、其下に一若くは二ヶ字を組み合せ字衛生組合百八十餘を設け、組長、委員協力して衛生思想の普及、保健衛生、惡疫豫防に意を注ぎ、又個人衛生に務め之が統轄的事業として、大正六年以來年々金二千數百圓を投じ、衛生劇、衛生活動寫眞、戸、講話會、捕鼠害蟲驅除の奬勵、看護法講習會等を開催す、保健狀態調査のため家族名簿の整備口檢病等に力を注ぎつゝあり、町には町專任醫二名、常設衛生委員三名を置きて、町一般に係る公衆衛生を司り、各小學校には專任校醫一名づゝを置き兒童の檢診、學校一般の衛生事務を司る、從來傳染病患者は常設組合病院に收容しつゝありしが、今回當局の認可を得、建築費二万六千餘圓を以て、伏見景勝病院を建築し、最も完全せる設備の下に、收容する事となれり、市内清潔方法として、明治四十二汚物掃除法施を行し、監視吏員二名、常傭夫八名街則掃除定傭夫一名、牛馬車運搬二台を使用し、塵芥、汚物泥の採

取、溝渠の浚渫、公設便所の掃除に當り、以て市内の清潔を保持す、用悪水路は年々改修せるを以て漸次其の體面を改めたり

二、土木

本町は南端に宇治川派流、西端に東高瀬川を有し、東北部より中央を斜斷して、西南部に至る疏水運河旧堀川等あるを以て護岸橋梁多し、更に近時水災豫防のため新設せられたる疏水放水路、東高瀬川改修工事完成とともに、橋梁堤防の増加を見たり、縱横に貫通する道路は排水路附設しあるを以て、之が改良修繕工事に要する金額年々尠からず、現今技手二名定傭夫三名を置き、市内交通の完備を期し、道路、橋梁、排水路、用悪水路の開鑿、改築修繕に意を注ぎつゝあり、昭和三年度追加豫算豫算に示されたる土木費は合計十万二百十一圓に上れり、主なる施設は道路橋梁費一万五千四百八十圓歳出經常景勝地内道路改修六千圓、下大手筋道路改修費二万一千三十五圓、毛利橋改築費一万二千圓、用悪水路工事費八千百九十四圓、深草町地内七瀬川水防築堤費二千七百十八圓、本町水害豫防のため、宇治川派流々域用悪水排水ポンプ取付工事費三万圓以上歳出臨時部等にして、之等の完成によりて更に整備を見るに至るべし

更に當局の認可を得たるを以て、宇治川派流京阪電鐵柿木濱鐵橋より下流堀川筋合流点に至る、公有水面埋立工事に着手せり、同區域河川は水位減退、雜草繁茂幅員統一を缺き、護岸極めて不体裁なり、埋立岸に約五千四百餘坪を得べく、且つ河幅を一定し、舟揖を便ならしめんとの結果は左右両す、隨つて竣工後は面目を一新せん

三、警備

本町は維新當時に於ける長州燒元治甲子の變伏見鳥羽役以外に大なる出火を見ざりき、近年出火を見ることは往々之あり、且つ商工業の發展、生産工場の激増は、逐次危險の地帶に陷らんとするの傾向に在り、伏見酒造組合にては、之が防止の一策として、ガソリンポンプ一臺を町に寄附したりしが、爾後更に便利なる機械購入の必要に迫られ、大正十三年度に於て自動車ポンプを備へ付け、腕用ポンプとともに三臺を常置し、警鐘臺四ヶ所、常備自動車運轉手、消防夫を置きて警戒につとめ、消防組合員百五十餘名を三部に區別し、警備の任務に就かしむ、此外に私設消防隊數組あり、常に器具を常設して非常の用に備へ、機械ポンプは公私を合して七台餘を有す、尚臨時必要の場合は、各字公同組合、在郷軍人分會、青年團等と協議し、自身番を設け警戒を加ふるを例とせり

三、租税

本町は公同組合規約に依り、納税申合を爲し、令書は組合内を一括して之を組合長に交附し、組合長は組合員より任意若くは一定の方法によりて月又は日掛金を組合員相互順廻りを以て集金し、之を組合長に渡し、組合長は郵便貯金又は銀行、産業組合に預け入れ公課協議費納期皆納を終り、剰餘金は二期に配當し、以て家計の補助と爲し、又は令狀交付の場合、組合員より取纒め一括して、納期内に皆納するの美風を存せり、これ則ち町村制實施以前に於ける、年寄、五人組制度の職務義務を重んじたる慣習に基因するものゝ如く、本町納税組合申合せ組合の嚆矢たる左記公同組合は、曾つて郡長より表彰せらる、左記の如し

紀伊郡伏見町字上神泉苑納税組合

夙ニ納税義務ヲ重ンシ隣保共同ノ實ヲ擧ケ日掛ノ方法ヲ實施シ爾來二十年其約ヲ守リ嘗テ納税ヲ怠リタルコト無キノミナラス組合員ハ互ニ情宜ヲ重ンシ艱難相助クルノ美風ヲ生スルニ至リ洵ニ感賞スルニ足ル茲ニ本郡旌表規程ニ依リ木杯一組ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

大正三年二月十五日

また本町に於ては納税成績良好となりたる故を以て、大阪税務監督局長より左の表彰状を下附せられたり

京都府紀伊郡長從六位勳五等　高木謙二郎

京都府紀伊郡伏見町

租税ハ國家財政ノ最大源泉ニシテ納税ハ國民ノ最大義務ナリ故ニ納税成績ノ良否ハ國運ノ消長ニ關スルコト大ナリ　貴町ハ比年納税ノ成績佳良ニシテ殊ニ漸次滞納者ノ減少ヲ見ルニ至リタルハ納税者カ其義務ヲ尊重スルニ依ルヘシト雖モ亦以テ當局者ノ奬勵其ノ宜シキヲ得タル結果ナラスムハアラス洵ニ他ノ模範トスルニ足ル依テ本官ハ茲ニ感謝ノ意ヲ表シ納税成績ノ良好ナルヲ旌表ス庶幾クハ益々進テ納税ノ義務ヲ完フスルノ美風ヲ涵養セラレ尚一層ノ好績ヲ擧ケラレムコトヲ

大正九年一月十三日

大阪税務監督局長正五位勳三等　楠　正　篤

聯合公同組合と協力し又は有志者を以て納税協議會を起して其の活動を促し、滞納者を出さゞらしむべく、專任吏員を以て日々巡視せしめ、督促を勵行しつゝあり、然して昭和三年度より納税組合奬勵規程を施行し、國税府税町税の納税奬勵の爲め、納税組合を設けたるときは、規程の定むる所により奬勵金を交付する事となしたり、

四、社會事業

歐州大戰後の財界好況に隨伴し、本町及び本町附近に生産工場を設置するもの激増し、加ふるに京都市方面通勤者の移動等により、逐次住宅難を見るに至りしを以て、大正八年八月本町酒造家有志より、社會的救濟資金に充つべく、金五萬圓の寄附ありしを採用し、住宅經營の資に充當する事に決定、敷地六百十一坪餘を買收し、總建坪三百三十二坪餘、戸數四十二戸（字菊屋三十二戸、字新町十四丁目十戸）を建設し、之による收入金は管理に要する費用を控除し、年々救濟資金又は社會事業費住宅建設等の費に充つべく積立を爲しつゝあり、また物價の緩和を計らんため大正八年八月、町費二千數百圓を以て、町役場附近小學校敷地二百坪を利用して公設市場を建設、店舗十八を設けたるが、大正十三年四月新に新町十一丁目に敷地三百二十二坪餘を借入れ、店舗二十五戸を新設、こゝに公設市場を移し專任吏員を派遣して監督せしめ、年々一千三百餘圓を支出す、この外私設市場二ヶ所あり、

伏見町立病院は字村上町に在り、大正十二年十一月五日本町字本材木月桂冠醸造元大倉恒吉氏は、故母堂の遺志により本町社會事業一部として、金十万圓と字村上三百九十六番地外二筆の土地一千二百二十八坪の寄附願あり、本町は十一月十日町會を開き滿場一致之を採納すると同時に伏見町立病院特別會計として歳入出豫算の議決を見たり、これ伏見町立病院の基因とす、爾來寄附者の意思を尊重し、監督官廳、府立醫科大學附屬醫院幹部と協議の結果、翌十三年八月二十六日の町會に於て、該地に町立病院を建設する事となり、十一万七千九百九圓の豫算を議決し、同時に大倉氏より更に五千圓の寄附ありしを採納し、表門道路敷地買收費に充て、下大手三百九十九番地の一八十五坪を買收せり、同年九月二十七日病院建築委員を選び諸般の準備を進捗せしむ、かくて大正十四年十一月五日起工、同十五年七月三十日を以て竣工す、敷地總坪數一千五百五十四坪餘、建坪總坪數五百五十六坪、この間十四年十一月三日大倉氏は更に金二万圓及び村上三百九十七番地外一筆百九十坪十五年九月二十五日次いで同氏より二万五千圓を病院建築費並に經常費として寄附の願出であり、何れも之を採納せり、

町立病院關係醫員は、顧問に醫學博士小川瑳五郎氏、院長に醫學博士安藤克巳氏、副醫院長に醫學博士阿部四郎氏、以下醫員、囑託醫員、調劑部長、調劑員、技手、事務長、其他職員を置く、開院當時は内科小兒科外科皮膚科を含むの二科なりしが、漸次設備を充實擴張し、昭和三年度より全科を完備するに至れり、更に

同年度より同院内に看護婦學校を設置し、また隣接して伏見病院附屬救療所を置く、附屬救療所はコンクリート二階建、建坪四十九坪にして其他木造瓦葺平家建十二坪、木造瓦葺平家建廊下十四坪を附す、この宅地百五十八坪及び以上各建物は何れも大倉恒吉氏の建設にかゝり、昭和三年三月十九日本町に寄附願出あり之を採納せるものにして、同救療所は、本町現住者にして救恤規則による被救助人及び右に準ずる極貧者にして、京都府方面委員又は警察官署に於て貧困證明書を受け、町長の承諾を得たる患者を救療するものなり、

昭和三年度に於ける町立伏見病院特別會計總豫算は、歳入經常部七万五千八百五十六圓、臨時部一万四十六圓、合計八万五千九百二圓、歳出經常部八万四千四百五十五圓、同臨時部一千四百四十七圓、合計八万五千九百二圓なりとす、大倉恒吉氏はこの前年度五千餘圓、昭和三年度に於て八千圓を何れも町立伏見病院經費として寄附願出あり、町會は之を採納せり、

町立職業紹介所は大正十五年六月を以て創設す、開所以來成績見るべきものあり、開所後一ヶ年間の取扱數は、求人一千三百四十七人、求職一千二百四十五名、就職者二百六十一名、また昭和二年中に於ける求人數は一千二百十五名、求職者數一千二百七十七名、就職者數二百八十七名なり本年度に入り本廳舍東方北角九十三坪の敷地を卜して新築獨立せしめ、以て求人求職者のために機能を發揮し、此他少年教育相談少年職業指導等にも努力しつゝあるが、更に法律相談所を設置する計畫中に屬す、

本町公益質舗は已に町會に於て開設の決議を得、當局の認可あり次第實現するの準備なれり、昭和三年度豫算には一万一千七百四十三圓を計上し、内一万圓を貸出資金として運用せんとする豫定なり

町公會堂は字御駕籠町に在り、使用條例に定めたる各種集會に使用を許す、敷地百五十二坪餘、建坪六十六坪餘、附屬建物十三坪餘なり、初め伏見商業會議所の所在地なりしが、會議所の解散するに至り、本町之が寄附を受け、後紀伊郡公會堂の建設さるゝに當り之を寄附したるが、郡制廢止とともに本町に交附を受けたるものなり、基本金として公債額面二千二百五十圓を有す、

方面委員は大正十一年の創設にして、多く公同組合長、篤志者に囑託し、公同組合の區域により六區に分ち、一區に常務委員一名を置き之が統一的事業施設の目的を以て常務委員會を設け、會長、副會長、會計係、幹事を置きて活動し、貧困者其他の救濟に務め、勤儉奬勵伏見町部會は、部會長、副部會長、理事、幹事、委員を置き、委員に方面委員（公同組合長）を囑託して實行を期す、之等の機關は時に應じ、機に臨み、當局指揮の下に活動を怠らず、萬遺憾無きを期しつゝあり、

社團法人伏見慈善會は上風呂屋町（西方寺裏）に在り、有志會員を以て組織し、軍人遺族、廢兵、孤兒若くは赤貧者の幼兒を收容保育し、義務教育年齢に達したるものは小學校に通學せしめ、收容兒童に對しては、謝恩的事業を爲さしめず、赤貧者、老幼者、罹病者、罹災者等に救助金品を贈る等慈善救濟事業の目的を遂行し成績大に擧れり、尙附屬事業として一般勞働者の能率向上を計る爲め、その幼兒を收容保育すべく、大正十一年五月一日伏見幼兒園を附設す、最近收容兒八十餘名に達せり、

公益社團法人伏見十六會にては、附屬事業として濟生園を設置し、貧窮者に無料診斷施藥の法を講じ、又公益質屋を設け、下層階級の金融に便を與へつゝあり、

この他郡内各寺院住職を以て會員とせる至道會は免囚保護事業に努力する外、公同組合、婦人慈善協會等ありて相互扶助の事務を處辨す、本町は社會事業各般の施設に備ふべく、事業基金として、八千五百八十圓を有す、

一五、風紀其他

本町は京阪二大都市の中間に介在するが故に、二大都市の影響により華美の風に流るゝ傾向なきにあらず、淳撲の氣風やゝもすれば失はれんとする風潮あるを以て、夙に親善協和、風紀矯正の爲め、諸團體の興起あり、寺院、教會を中心に、婦人法話母の會、婦人慈善協會、佛教青年會、教會青年會を初め其他同業者青年會、教育會、同窓會、在郷軍人分會、青年團、處女會、報德會、一德會等ありて弊風の短正に努む、また各字には公同組合あり、字内現住者、家屋土地所有者を以て任意組織とし、自治行政の圓滿發展と福利の増進に務め、公務は勿論、社會的各種の施設に盡し、成績大に見るべきものあり、本町は區長、區長代理者を置かず町総代に代ふるべきもの該組合は三十五乃至二十ケ公同組合を聯合して六區域に劃し一聯合戸數約一千人口五千を標準とす聯合公同組合を設けて之を統轄し、更に之が統一的事業を施設せんため聯合公同組合會を組織し、諸般の施設事項を協定し、其改善を圖りつゝあり、規約内に規定せる取扱事務概略左記の如し

第一條　本組合ハ諸般ノ行政事務ニ關シ公私ノ利便ヲ増進シ公共團結ヲシテ强硬ナラシムル爲メ各字公同組合ノ連絡及事務ノ統一ヲ期スルヲ以テ目的トス

第八條　本組合組合長ニ於テ取扱フヘキ事務概ネ左記ノ通リ之ヲ定ム

一、各字公同組合事務ノ連絡統一ヲ圖ルコト

二、民力涵養施設ニ關スルコト（消費節約宣傳會等）

三、精神作興ニ關スルコト（勤儉奬勵會等）

四、社會事業施設ニ關スルコト（幼兒園、慈善會、職業紹介等）

五、時間尊重定時勵行ニ關スルコト（定時勵行、勤儉勵行會等）

六、納稅貯蓄奬勵組合ニ關スルコト（納稅組合、貯蓄組合等）

七、尚武施設ニ關スルコト（尚武會、在郷軍人分會等）

八、公益團體ノ奬勵普及ヲ圖ルコト（産業組合、赤十字社、愛國婦人會、篤志婦人會、消防協會、肺結核豫防會、社會事業協會等）

九、衣食住、冠婚葬祭ニ關スルコト

一〇、隣保相互事務ノ處理ニ關スルコト（罹災者、貧困者救助）

一一、自治圓滿發達ノ施設ニ關スルコト（自治會等）

一二、其他組合長ニ於テ適當ト認ムル事業ヲ施設スルコト（戸主會、青年會、少年會、婦人會、處女會、敬老會、警備隊、斯民會、一德會、報德會、崇敬會等）

一三、役員會、組合長會ヲ招集シ其議長トナリ諸般ノ事務ヲ評決スルコト

一四、役員會、組合長會ニ於テ評決シタル事項ヲ施行スルコト

一五、組合ニ關スル經費ハ毎年度ニ於テ收支ノ豫算、賦課徴收方法並ニ決算施設ノ報告ヲ爲スコト

然して右事業を經營遂行するため、聯合公同組合にては、經費約二千數百圓を支出しつゝあり、

伏見町役場職員

町立伏見病院職員

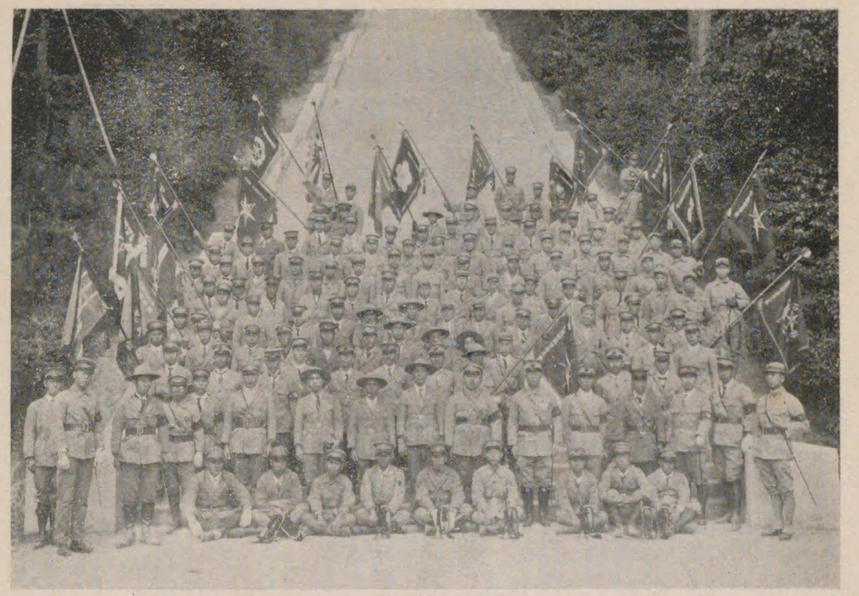

伏見町聯合青年團桃山御陵參拜

伏見婦人會桃山御陵參拜

附錄 統計編

一、數字は單調無味に流るゝも、現勢を知る上には必須缺く可からず、咀嚼するに於て最も得る處多し、事實を正視せんとするものは之によらざるべからず

一、本統計は大体に於て、正確と信ぜらるゝ最近の調査を基礎とせるものにして、種類別の要目下に――年とあるは、本年度に入りて後の狀況を示すものなり、年度は會計、暦年によるものあり、何れも之を表示區別せり

一、括弧中に「警察」の二字を表示せるは、伏見警察署全管の統計なるも、自治體毎の分類は到底不可能なるを以て、提供材料の儘を收錄せり

一、本統計の箇々を詳細に鑑別すれば、精疎一樣ならず、蓋し資料蒐集に數ヶ月を要し又資料を提供せらるゝ方面の都合等も斟酌せる結果なりとす

一、主要工產物中、經濟編に記述されたる淸酒味淋燒酎等の生產高は重復を避けて揭載せず、之等は經濟編に就て見られん事を望む

一、統計編纂に當り、特に資料を提供せられたる各官公署、會社、諸團体の好意を厚く感謝す

統計目次

工兵第十六大隊
伏見稅務署
伏見警察署
憲　兵　隊
京都區裁判所伏見出張所
穀物檢査所
娼妓檢査所
郵　便　局
紀伊郡農會
伏見町農會
土　　地
民有地總反別
民有々租地
平均一反當り地價
免租地調
耕地面積
道　　路
橋　　梁
土地及建物賣買に對する移動
公　　園
人　　口
同上累年比較
人口動態
現在の死亡
職業別人口
小學校教員數
年內教員異動
保姆其他
學籍兒童數
出席歩合
尋常科兒童就學調
高等科兒童就學調
學齡兒童數
町立女子手藝學校生徒數
幼稚園幼兒數
學校、幼稚園收入
學校、幼稚園支出
青年訓練所生徒數

伏見商業學校
伏見商業夜學校
伏見桃山理髮學校
京都女子高等枝藝學校
看護婦養成所
町立病院附屬看護婦學校
京都府立女子師範付屬小學校
同上附屬幼稚園
徴兵檢査成績
在鄉軍人會
伏見町聯合青年會
伏見町處女會
伏見町婦人會
伏見敬老會
社團法人伏見慈善會
伏見幼兒園
伏見圖書館
濟　生　國
伏見町公會堂
伏見町立病院
伏見町聯合公同組合
伏見町聯合衛生組合
町衞生費
病院、醫師、其他
種痘成績
塵芥汚泥搬出量
傳染病患者及死亡
埋火葬人員
公私設市場
町營家屋
職業紹介所成績
京都府方面委員
日本赤十字社伏見町委員區
愛國婦人會伏見町委員區
社格別神社、神職
神佛道教會講社
宗派別寺院住職
公設消防組
私設消防組
電燈及電力
瓦　　斯
諸　　車

小船
京阪電鐵利用狀況
汽車に依る重要貨物集散狀況
郵便其他取扱件數
電話
伏見信用組合
公益社團法人伏見十六會
諸會社
主要工產物
主要農作物
生產米
肥料消費高
茶
家禽
家畜
水產業者
水產製造物
漁獲物
水產養殖
火災及損害
檢視及檢證
畜犬及野犬
貸座敷
興行物
接客業者
工場
宿屋及宿泊人員
警察取締營業
國稅
間接國稅
府稅
町稅
町稅課率
諸稅負擔
町費歲入出豫算
町有財產
町吏員俸給
役場文書件數
戶籍關係の受件數
同上の届書申請書內譯
議員並選擧有權者
新聞及雜誌

△工兵第十六大隊　昭和三年

| 將校 | | |

書記	雇	所在地	不動産登記 登記件數	登錄稅	謄本閲覽	此料金	商業登記 登記件數	登錄稅	謄本閲覽	此料金
一	二	宇表	五、四八二	二七、〇六一、六八	一、五四三	一、三三九、九五	一三八	三五、六三〇、	七八八	、二〇三、八〇

▽管轄區域ハ紀伊郡納所村ヲ除ク一円、宇治郡山科村ヲ除ク一円、久世郡御牧、佐山、久津川、寺田、富野莊ノ五箇村ヲ除ク一円トス

△穀物檢査所

昭和三年

京都府米穀輸出檢査員

檢査員	助手	伏見町地内派出所	伏見町地内出張所	所在地	技師	書記	檢査員	支所長(技師)
三	四	三栖二丁目棒鼻	觀月橋字松本屋	紀伊郡農會内	一	一	九	大山藤三郎

△娼妓檢査所

昭和二年度

所長(技師)	醫員(技手)	書記	看護婦	使丁	所在地	健康診斷施行地域	收容定員	年度内入院患者	年度内患者延人員
杉山貴吉	二	二	五	二字西柳橋	中書島北惠美酒本		五二	三七三人	二、〇七八人

△郵便局

昭和三年度

通信事務官	通信書記	通信技手	通信書記補	電話主事補	通信事務員	電話事務員	郵便手	遞送手	集配人
一	八	二	一八	八	二七	四八	三	三	四七

△同

昭和三年度

一等郵便局	三等郵便局	ポスト數	町内取集回數	町配達區	町小包配達回數	同配達人	郵便配達回數	同配達人
一	二	三七	五	八	二	三	最少三 最多四	八

△紀伊郡農會

昭和三年度

會長	副會長	幹事	技師	技手	評議員	會員數	通常豫算	特別豫算
一	一	一	一	二	五	八、七〇〇名	五、八三二円六七	四〇、三二二円六〇

▽特別豫算額ノ多キハ軍需藁ノ納入及ビ專賣局排下ゲ驅蟲用變性煙草屑ノ販賣ヲ爲スガ故ナリ

△伏見町農會

役員

會長	副會長	幹事	評議員	會員
中村太三郎	一	一	七	一四人

昭和三年度豫算

九五五円

▽會員ハ四月一日現在ノ耕地所有者(地租割納稅者)耕作者トス

△土地(面積、廣袤、境界)

昭和二年

面積	周圍	廣袤		境界				
		東西	南北	東	西	南	北	
方里、二〇〇	二、一八丁	一六丁	二五丁	深草町堀内村	横大路村下鳥羽村	向島村堀内村	竹田村深草町	

△民有地總反別

年次	有租地 公共團体有	社寺有	私人又ハ私法人有	計	免租地	合計
大正十年	五、四二一歩	〇、三五〇三	一八三、五六三	一九四、四六六	三五、二六九	三三九、七三〇五
昭和二年	二、七〇九	一〇、三五〇三	一七四、一七一八	一八四、八〇〇〇反	一〇一反	一九四、九反

△民有々租地

昭和二年

田	地價	筆數	反別	畑	地價	筆數	反別	宅地	地價	筆數	反別	池沼	地價	筆數

△其二

反別	地價	筆數
山林		
三	五八	二〇
反別	地價	筆數
原野		
一	二	五
反別	地價	筆數
雜種地		
三	六	二七
反別	地價	筆數
合計		
一、〇八八	四二、四四四	五〇三

△平均一反當り地價　昭和二年

田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雜種地
四八円六〇	三一、七四〇	三二、六六〇	三、六二〇	三、九〇	二、四二〇	九九〇〇

△免租地調　昭和二年

學校敷地	墓地	用惡水路	溜池	軌道用地	道路	堤塘井溝	其他	合計
四三反	二反	八反	一	三五反	五反	一	一	101反

△耕地面積　昭和二年

計畑	田	種別	
現在夫			
五六一	四五反	年內移動	建宅地物敷地並工場及
五五	一五反		川道及路水鉄道路敷軌道河
三四	四三反		
二〇	一	(潰廢)	荒地
七四	三反	年內移動	目地變類換及地
六三	五〇反		計
一	一	(其ノ他)	增
六	一反		減

△道路　昭和二年

種別	延長	坪數
國道	一、四三四	四、三三六九
府道	三、三六四、二	六、一四六九
町村道	四、九六、三	五、五〇、三
計	一六、七三、七	四、八四、一

△其ノ二（人口ノ累年比較）

世帶數	人口 總數	男	女	女百ニ付男	普通一世帶ニ付人員
六、六五	三〇、五四四	一五、八九	一四、七〇五	男 女 四八五 四八五	四人三八

△橋梁　昭和二年

鉄筋コンクリート橋	木橋	種別 延長	二間以下	幅員 2—4	4—6	6—8	計
九、〇	四七、〇		一〇	一四三	一	一	一四三

△土地及建物賣買ニ對スル移動

賣買件數	此登記價格	府稅不動產取得稅	同上附加稅
一二〇	七三〇、三二円五〇	八、七六円七	一四、五六円五

△公園

▽昭和二年三月ヨリ翌三年二月ニ至ル、京都區裁判所伏見出張所ニ於ケル伏見町地域ノ取扱件數ナリ、

名稱	所在地	開設年月日	敷地坪數	取締人員	園丁人員	管理者
附屬公園社 御香宮神	宇治御茶屋前	明治四十四年四月	八八四三	一	一	社司 木善三

△人口（大正十四年十月一日國勢調査ニ依ル）

△人口動體

昭和二年

年次	戸數	本籍人口 男	女	計	現住人口 男	女	計
大正十年	六〇〇八	二一、四六二	二一、四八〇	三、九四二	二六、六七七	二七、八二七	三四、四九四
大正十一年	六、三五五	二一、五三三	二二、五〇九	四〇、三四二	二六、七二二	二七、九四五	三四、六七七
大正十二年	六、四四六	二一、八二二	二二、三三二	四二、一五四	二七、二五八	二七、五八六	三四、七九六
大正十三年	六、七〇二	二二、四六六	二、九八二	四、二二八	二七、四三二	二六、四七七	三四、〇〇九
大正十四年	六、九六九	―	―	―	二五、八九九	二四、七〇五	三〇、五四四
昭和十五年	六、七九九	―	―	―	二五、三九九	二五、八四	三二、一九三
昭和二年	六、五四四	―	―	―	二六、二八二	二五、〇八六	三一、二五二

△現在ノ死亡

昭和二年

性別	男	女	計	本籍	寄留
一月	三〇	三二	六二	三〇九	五
二月	二七	三一	五八	三二	―
三月	二八	三一	五九	七四九	―
四月	二四	二三	四七	二一四	一
五月	三五	三〇	六五	七六	二九
六月	二八	二一	四九	二五三	一三三
七月	二九	二九	五八	一、七〇〇	三八
八月	三四	二九	六三		
九月	三四	三二	六六		
十月	二六	二九	五五		
十一月	二六	一九	四五		
十二月	二四	一七	四一		
全年	三四五	三二三	六六八		

△職業別人口

マ本表ハ埋火葬認可証下付臺帳、傳染病患者臺帳ニ依リ調査セルモノ、外、行旅死亡人ヲ算入セリ、

職業		計
本業者 男		四六一
本業者 女		五八
本業者 計		五九
從業者及家事使用人 男		四七
從業者及家事使用人 女		六五
從業者及家事使用人 計		五八
合計		四九
無職業		二三四
水産業		一
交通業		三
農業		―
公務自由業		四
商工業		六七
總數		二、九五三

△小學校教員數

マ最近ノ職業別人口ヲ知ル材料ナキニ依リ大正十三年末ノ現在ニ依ル

昭和二年末現在

第一校 正教員 男	代用 男	第二校 正教員 男	代用 男	第三校 正教員 男	代用 男	第四校 正教員 男	代用 男	計 正教員 男	代用 男
一五	一四	一	一	一二	一二	二	―	一二	七
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

△年内教員異動

昭和二年末調査

正教員	男	女	代用	男	女
新任	一四	四	新任	二	一
退職	三	三	退職	三	二
轉任	三	―	死亡	―	―
死亡	―	―	休職	四	―
休職	四	―			
代用	二	一			

△保姆其他

昭和二年現在

	男	女
幼稚園保姆	一	一
板橋南濱	一	一
專任女子手藝學校教員	一	一
囑託	―	―

△學齢兒童數　昭和二年度

第一校			第二校			第三校			第四校			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
二一七	一一七	三五七	一四〇	六〇	二〇〇	一〇三	一〇四	二〇六	二三三	二六六	四九九	一、四〇三	一、四〇七	三、〇一〇

△出席歩合　昭和二年度

第一校	第二校	第三校	第四校	總歩合
九五、六三	九五、二九	九五、九三	九五、七六	九六、三三	九六、七五	九九、二〇	九九、四四	九六、七九	九六、八一

△尋常科兒童就學調　昭和二年十二月末現在

第一尋常小學校			第二尋常小學校			第三尋常小學校			第四尋常小學校			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
二三六	二五五	四八一	四九三	九六一	一〇五	一〇四	二〇九	二二六	二六六	四八二	一、五〇一	一、五〇三	三、〇四二

△高等科兒童就學調　昭和二年十二月末現在

第一學年		第二學年		合計	
男	女	男	女	男	女
二一七	一一七	一四〇	六〇	三五七	一七七

△學齢兒童數　昭和二年度

第一校			第二校			第三校			第四校			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
二三七	二五五	四八二	四八〇	九三五	一〇三	一〇四	二〇六	二三三	二六六	五二九	一、四〇三	一、四〇七	三、〇一〇

△町立女子手藝學校生徒數

年次	第一學年	第二學年	第三學年	補習一、二學年	計
昭和二年度	三〇	四〇	二八	一〇	一〇八
昭和三年度	五〇	四〇	四〇	二〇	一五〇

マ就學歩合男九九、六二平均九九、七二前年ニ比シ平均〇、二五ヲ增ス
マ學齢兒童數女九九、八一ト就學兒童數ノ差アルハ本府女子師範學校附屬小學校ニ入學セルモノト前年尋常科卒業シタル者及高等科ニ入學セル者ト學齢滿期ニ達セザルモノアルトニヨル、

△幼稚園幼兒數　昭和二年十二月現在

性別	板橋幼稚園				南濱幼稚園			
	一ノ組	二ノ組	三ノ組	計	一ノ組	二ノ組	三ノ組	計
男	一九	二〇	一六	五五	二二	二四	二五	七一
女	二一	二〇	二三	六四	二〇	二〇	一六	五六
計	四〇	四〇	三九	一一九	四二	四四	四一	一二七

△學校幼稚園收入　昭和二年度

種別	授業(保育)料	寄附金	學校基本財産ヨリ生ズル收入	雜收入	府及國庫補助	計
小學校	四、六〇〇	一〇、七四四	八五六	五〇〇	九、六八八	三六、〇三八
幼稚園	三、三六六	—	三	—	—	三、三六八

△學校幼稚園支出

昭和二年度

種別	教員給	保姆給	校醫手當	旅費	雜費	給住宅料	圖書機械費 器具標本費	消耗品費	修繕費	其他	計
幼稚園	—	三、六〇〇	—	六〇	九六五	二六〇	五一〇	三八〇	二四〇	一九二	六、一六三
小學校	七三、四八四	—	二八〇	七〇〇	三、七〇一	三、三〇〇	六、四九八	三、七三四	一、九九八	一五、〇三三	一七、七二九

△青年訓練所生徒數

別	第一青年訓練所					第二青年訓練所					
年	第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	計	第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	計
昭和二年	二二	五二	四七	五八	一七九	二二	二六	三〇	二四	一〇二
昭和三年	三〇	二三	五〇	四七	一五〇	二〇	二三	二八	二二	九三
增減	八	▲二九	三	▲一一	▲二九	▲二	▲三	▲二	▲二	▲九

△伏見商業學校（私立）

學校名	創立年月	所在地	學校長	教員數	修業年限	創立者
伏見商業學校	大正十二年二月	伏見町字上南部	山岡光太郎	七	五箇年	公益社團法人伏見十六會

△伏見商業夜學校（私立）

學校名	創立年月	所在地	學校長	教員數	修業年限	創立者
伏見商業夜學校	大正十二年二月	伏見町字上南部	山岡光太郎	七	二箇年	公益社團法人伏見十六會

△伏見理髮學校

學校名	創立年月	校長	所在地	本科年限	專科年限	教員 技師	教員 講師
伏見桃山理髮學校	大正十五年六月	田中種次郎	伏見町字道阿彌	二箇年	一箇年	一〇	五

△京都女子高等技藝學校（私立）

學校名	創立年月日	所在地	修業年限 專科	修業年限 中等科	修業年限 高等科	教員	生徒數	卒業總數
京都女子高等技藝學校	大正十一年四月十六日	伏見町字上南部	二箇年	一箇年	一箇年	四	八〇	六〇〇

△看護婦養成所

昭和三年

設立者（所長）	所在地	創立年月日	修業年限	入學資格	定員	教員 男	教員 女
石戸龜之助	宇下南部	大正十二年九月六日	二箇年	高小卒程度	通學 三〇 寄宿 三〇	二	二

▽名稱ハ協同看護婦會伏見支部附屬看護婦養成所ト云フ

△町立病院附屬看護婦學校

昭和三年

創立年月日	修業年限	入學資格	定員	授業料	教員 講師	教員 有給專任技手	教員 校長（院長兼任）
昭和三年六月十一日	二箇年	高小卒程度	三〇	月一圓	六	一	安藤克巳

△京都府女子師範附屬小學校

昭和三年

職員	學校長	主事	訓導 男	訓導 女	訓導	訓導	訓導	訓導	訓導	訓導	訓導	訓導
兒童	高柳竹四郎	渡邊平三郎	一〇	三	五九	六四	六八	六七	七一	七四	二九	二八

△其二（付屬幼稚園）

幼兒數

管理者	保姆	一年保育	二年保育
高柳竹四郎	二	三〇	二九

△徵兵檢査成績

昭和二年度

檢査人員	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	海軍志願兵	仝上合格
二五五名	七九	四〇	五四	七二	一〇	五	二

▽徴兵終決處分未濟者二名アルモ未日之レガ所在不明

△在郷軍人會

（昭和二年）

種別	桃山分會	陵分會	南濱分會
創立年月	大正十年十二月十一日	大正十年一月三日	大正十年十二月十一日
所在地	伏見町第四小學校	伏見町第一小學校	伏見町第二小學校
分會長	森川惣治	雜喉桃次郎	岡山清一
副會長	池上三郎 北村了藏	和田勝太郎 金井治三郎	谷本良之助 辰巳爲次郎
役員數	將校相當官 三〇 準士官 一〇 會員相當官 三 下士相當官 四 兵卒 二一三	將校相當官 四〇 準士官 一五 會員相當官 四 下士相當官 二〇 兵卒 五四六	將校相當官 四〇 準士官 七 會員相當官 一 下士相當官 六 兵卒 一二七

△伏見町聯合青年團

（昭和二年末）

團長	副團長	創立年月日	團員 正團員	團員 其他	正員年齢	加盟團數	豫算總額
中野種一郎	野田與三郎 高井芳藏	大正十三年十一月一日	九〇二	四六	自十五歳 至四十歳	二〇	四七三円

△伏見町處女會

（昭和二年末）

團長	副團長	創立年月日	事務所々在地	會員數	正員年齢	豫算總額

寺町彦太郎	文珠ちよ 林なを	大正十一年九月廿三日	伏見町第二小學校	二八〇	自十三歳 至二十一歳	三九〇円

△伏見町婦人會

（昭和二年創立）

名譽會長	會長	副會長	役員 相談役	理事	幹事	名譽	特別	正	會員 計	一箇年經費
一	一	三	六	一三	六二	三九	二七三	七九五	一、一〇七	一、〇六〇円五〇〇

△伏見敬老會

（昭和二年）

會長	副會長	理事	會員數	創立年月日	事務所々在地
中野種一郎	間部忠雄		二〇名	七十歳以上 七〇五名 昭和二年十月二十五日	伏見町役場

△社團法入伏見慈善會

會員數	役員 會長	副會長	幹事	理事	評議員	基本財産 現金	証券	建物	土地
三〇〇	大倉恒吉	布浦タカ子	三	五	一三	一、五七円一〇五		三、八七〇円	一〇四坪四九

△伏見幼兒園

創立年月日	管理者	幼兒數	園長	保姆	使丁	經費
大正十一年五月一日	社團法人伏見慈善會	八〇名	布浦タカ子	二	一	三、六三三円

△伏見圖書館（公益社團法人伏見十六會事業）

昭和二年度

名稱	創立年月日	圖書總數	基本金	館長	創立者	場所
伏見圖書館	明治三十八年九月十六日	二、二〇〇冊	一五、〇〇〇円	山岡光太郎	公益社團法人伏見十六會	伏見町字上南部

△濟生園（公益社團法人伏見十六會事業）

昭和二年度

名稱	創立年月日	患者總人員	患者延人員	基本金	經費	職員	場所

濟生園	明治四十年四月	五〇六名
		二、〇二七名
		二五、〇〇〇円
		三、三二四
		十名
		伏見町字上南部

△伏見町公會堂（昭和二年）

創立年月		
大正十一年八月	敷地坪數	一五二坪
	建坪數	八二坪
	收容人員	五〇〇人
	基本金	三、五五五
	使用料收入	二、六四五円

△伏見町立病院（昭和二年）

創立年月日									
大正十五年十一月八日	敷地坪數	一、五四四坪	病室	一等	一三	二等	六	傳染病室	五
				計	二四	收容人員	一等	一四	二等
								三五	傳染病室
								五	計
									五四

△其ノ二（職員）

顧問	院長	副院長	醫員	調劑員	技手	事務長	事務員	事務囑托	雇員	看護婦	看護婦見習	傭人
一	一	一	四	二	一	一	二	二	五	七	八	五

△其ノ三（患者）

町内居住者		町外居住者		合計	町内居住者		町外居住者		合計
院患者（延）					外來患者（延）				
三、四六人		三、三五人		六、七二人	一〇、六八人		六、六二人		一七、四九人

△伏見町聯合公同組合

種別	組合長	副組合長	會計	幹事	昭和三年度豫算
第一部	山村清次郎	一	一	三	二四六円〇〇
第二部	野田與郎		一	二	三三、〇七四
第三部	高橋治三郎		一	五	四二、八四
第四部	形眞治郎		一	四	三七、三六
第五部	山良三郎	一	一		二六、二六
第六部	安太吉	一	一	四	五〇、〇七

△伏見町聯合衛生組合

種別	組合長	副組合長	會計	幹事	昭和三年度豫算
第一部	宮森		一	四	五三〇円二〇
第二部	山野		一		六六、四七
第三部	高田		一	二	九六、〇〇
第四部	形島	一	一	三	四三、六四
第五部	良眞		一	二	四五、四〇
第六部	太吉	一	一	二	四六、四四

△町衛生費

傳染病豫防費	結核豫防費	種痘費	トラホーム豫防費	汚泥物掃除費	塵芥地火葬場費	計
一、三六五	二六	六六	三	二、二五七	五	三、九二五

△病院、醫師、其他

公立病院	私立病院	醫師	軍醫	齒科醫	看護婦	産婆	獸醫	蹄鉄工	藥劑師
一	三	四三	五	七	七	三八	四	一	一六

△其ノ二

製藥者	藥種商	賣藥請賣商	鍼	灸	按摩	柔道整復術
二八	七	一一〇	一三	一〇	五六	一

△種痘成績

年次	期別	公種 善感	公種 不善感	公種 檢査未了	公種 計	私種 善感	私種 不善感	私種 計	未種痘人員
昭和元年	第一期	九〇〇	一一	四六	一、三九二	二九二	一七一	二一七	二九六
	第二期	六六	六二	四五	二、九八四	二五	三	二八	二四〇
昭和二年	第一期	九六〇	一一〇	六四	二、三六四	二九二	一七一	二一七	二六九
	第二期	六六	六四	五四	二、二六四	二五	三	二八	二四〇

△塵芥汚泥搬出量

年次	昭和大正十四年
一箇年塵芥搬出量	一、四一五、三〇〇貫
一箇年泥汚搬出量	一、三七〇、〇〇〇
	一、四一五、三〇〇

△染傳病患者及死亡

年次	昭和二元年	
赤痢	發生	九八
	死亡	一一
腸チフス	發生	三〇四四
	死亡	七五
パラチフス	發生	九四
	死亡	一一
猩紅熱	發生	八七
	死亡	一一
窒扶的里	發生	一九
	死亡	一一
疫痢	發生	三〇一一
	死亡	一七六
計	發生	七八七三
	死亡	二一六三

△埋火葬人員

年次	昭和大正二十年	
墳墓地數		二二
同上反別		八、一〇〇坪
		八、一〇〇
火葬場		一一
埋葬人員		二〇〇
		一四九
火葬人員		六三三
		四八〇
計		八三三
		六二九

△公私設市場 (昭和二年)

名稱	所在地	創立年月	所屬人員	主要販賣品種	一ヶ月販賣平均高	公私別
伏見町公設市場	宇新町十一丁目	大正八年十二月	一	日用品	六、五〇〇円	私設
納屋橋市場	宇東大文字	大正十三年九月	一	同	三、〇〇〇	私設
丹波町市場	宇帶刀	大正十二年三月	一	同	五、三六	私設

△町營家屋 (昭和二年)

マ尚ホ市場ノ名稱現存スルモノアルモ夫等ハ總テ休止ノ狀態ニアリ

住宅所在地	宇新町十四丁目		
別平家ノ數	同	同	宇菊屋
建物種別	一戸當建坪	一戸當建坪	二階建
階	上	下	計
一戸當建設費	甲	乙	丙
土地購入費	一	一	一四〇
建築建具	一、二〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇
一戸當月ヶ家賃	一、八五〇	一、〇五〇	一、八〇〇
常住家族數	一	一	一
室數	一	一	一

マ丙ハ階上階下ヲ區劃各別ニ貸付ケ家賃ハ階上一ヶ月四圓、階下同五圓トス

△職業紹介所成績 (昭和二年)

職業別	雜貨業	戸内使用人	通信運輸業	水産業	農業	土木建築業	工業及鑛業	合計
求人數 男	二四五	二四〇	二九	一	一八	二四	三六	六九
求人數 女	四四	三〇	三					四
求人數 計	二、二四五	二、二七〇	二、二	一	一八	二四	三六	六九
求職者數 男	二、二三一	二、二三一	二九一	一三一	一三一	二九二	三六	二、二三一
求職者數 女	四〇	四〇	一		六	一	三	四〇
求職者數 計	二、二七一	二、二七一	二九二	一三一	一三七	二九三	三六	二、二七一
就職者數 男	二四六	二四六	一	一	一	二四七	一	二四七
就職者數 女	九	九	四					一三
就職者數 計	二、二五五	二、二五五	二九五	一	一	二四七	一	二、二六〇

△其ノ二 (求職者學歷別)

門高等專同	卒業	退學	卒業中	退學	卒業同程度	退學	卒業高等小	退學	小學卒業	退學	解セル者	全ク解セル者	計	總計
男	一	四	四	四	三	三	二	二	四	一〇	三〇	六	一、二一	一、二一
女			一	一					三	三		二	三	三

△其ノ三 (求職者年齢別)

十八歳以下	十八歳以上二十歳以上	廿五歳以上三十歳以上	四十歳以上五十歳以上	計
男	三〇	二四	二六〇	一、二一
女	九	三	八	二五

△京都府方面委員（伏見町方面）

方面委員數	常務委員	常務委員會長	昭和三年度經費
六〇名	六	山村清次郎	一、五六四

△日本赤十字社伏見委員區

佩有功章	特別社員	終身社員	正社員
五	二四	九二七	五三一

△愛國婦人會伏見町委員區

佩有功章	特別會員	終身會員	普通會員
九	一四	一八四	一六五

△社格別神社、神職

昭和二年

府社		鄉社		村社		無格社		計	
社數	神職	社數	神職	社數	神職	社數	神職	社數	神職
一	三	一	一	二	二	一	一	四	六

氏子數 三、一五〇

△神佛道教會、講社

昭和二年

天理教		金光教		天成教		神宮奉齋會		本門佛立講	
教會	教師	信徒	教會	教師	信徒	教會	教師	信徒	教會	教師	信徒
五	二	二	一	四	一	一	一	一	一	一	一

△宗派別寺院、住職

昭和二年

日蓮宗	曹洞宗	淨土宗	眞宗	眞言宗	計	住職數
一〇	三	二七	一九	四	六三	六三

△公設消防組（人員配置）

組頭	小頭	常備消防手	常備運轉手	消防機關手	消防機關補助	消防手	計
二	四	一	一	一	一	一五三	一六〇

△其ノ二（器具配置）

自働ポンプ	手ガソリンポンプ	腕用ポンプ	高張提灯	階梯	鳶口	水汲桶	頭組提灯	小灯	消防手提灯	喇叭	消防旗
一		二	四	三	三〇	三〇	五		九〇	三	一

△私設消防組（人員ト器具）

名稱	組員	高張提灯	ガソリンポンプ	腕用ポンプ	階梯	鳶口	水汲桶	消防手提灯
消防隊	一一〇	三	一	二	二	一五	二〇	三〇
大倉消防組	五〇	三	二	一	一	一	二	二五
東洋紡績株式會社	四八	二	一	一	二	七	二	二五
工場常備消防隊	六〇	三	一	一	一	八	二四	三〇
陵分會消防班	七〇	一	一	一	一	一	一二	七三
中町消防組	二〇	二	一	一	一	一	二	七三

△電燈及電力（昭和二年末現在）

電柱	町內燈數	白熱燈使用戶數	電馬力數	電燈及電力料
一	定一一九、三六 從一一七、六九	定六、三九 從一、三〇	定六七八、五五 從五四、四五	定一五、六七、七一 從九〇、八四、五三

マ（定）ハ定額燈、（從）ハ從量燈ヲ示ス

△瓦斯

昭和二年末現在

瓦斯管延長	引用戸數	孔口數	消費瓦斯量	料金
七、〇六三	四、六〇八	一、四七七	七、二七、一〇〇	二一、〇九三円八八

△諸車

年次	自働車 乘用	自働車 荷積用	轎車 自働車	轎車 通常	馬車	牛車	荷車	人力車
昭和元年	二、三四三	三、五五三	六、八四四	二、四〇二、二五三	七、四四七	二、二五二	一、〇七三、〇八二	五、三七六
昭和二年	二、五五三	三、五五三	六、八四四	二、四〇二、二五三	七、四四七	二、二五二	一、〇七三、〇八二	五、三七六

△小船

昭和二年

三間未満	三間以上	四間以上	五間以上	六間以上	七間以上	計
五八	一八	三	八	三六	六	一二九

△京阪電鉄利用狀況

元年度

觀月橋	淀屋橋	丹波橋	伏見桃山	中書島	貨物（發）	貨物（着）
一四九、一四八人	三〇一、九六五人	七三、一六六人	一、一四〇、七〇三人	五四四、六七二人	七三、六七二〇	四四、九五〇

△汽車ニ依ル重要貨物集散狀況

（單位噸）　昭和元年度

種別	桃山驛	伏見驛
發酒和	二七、三三五	七、三六八
着酒和	一、〇九九	一〇五
發穀物	三〇一	—
着穀物	一八、九七	九、四九三
發木材	四三〇	三九二
着木材	一五、〇八〇	二、九三三
發石材	—	—
着石材	一、四四二	五四四
發木炭	二五二	—
着木炭	一、二六六	五、〇四四
發石炭	—	—
着石炭	三四六	—
發纜繞	三、六六四	七、三八〇
着纜繞	—	—
發酎味	九四八	三、五〇三
着酎味	—	—

△郵便其他取扱件數

年次	取集通常郵便	配達通常郵便	引受小包郵便	配達小包郵便	發信電信	着信電信
大正元年	二、五六〇、七三五	二、七〇六、六八六	一、三一、一四〇	二七、九一五	一、二一、三九五	一五五、五五三
大正九年	七、〇〇二、八六六	六、三二二、九四四	二五五、九六五	四二、七九九	二、五、一三六	三八六、六七一
大正十年	一〇、五四四、一〇二	九、一四五、八七五	三六六、八四四	五四、四三六	三、五六、六二五	四〇〇、九四七
大正十一年	一〇、四〇一、六七一	八、一九五、五四三	二一七、〇三一	六一、一七六	三〇、一五八	四一、六九四
大正十二年	七、一一一、〇四九	五、八六二、〇九七	二三五、五四七	五九、一四三	三三、二六三	四四、一二三三
大正十三年	四、六六六、九四四	五、三一七、五二一	二六六、五二八	六五、一三五	三二、九一一	四五〇、〇四四
大正十四年	五、二一九、二三二	五、九一、一二七	二六六、八三六	六九、二三〇	二九、五六〇	四二、〇五〇
昭和元年	四、六四〇、五四〇	五、一五六、七四	二九、一四〇	七四、四九六	二九、二六一	四一、五〇六
昭和二年	六、二五五、四四	六、四六、四四四	三一、三七三	七六、九四五	二六、六七四	四〇〇、四七

△電話

年次	電話加入者 人員	電話加入者 市内通話度數	加入者市外通話 使用料	加入者市外通話 度數	加入者市外通話 料金	電話所ヘ來リシモノ 市内度數	電話所ヘ來リシモノ 市外度數	電話所ヘ來リシモノ 計
大正元年	五〇三	一、九二二、七三五	三、四四四、〇三一	一一七、五六八	八、七五五、四六〇	五四七	四、八二九	四、八六六
大正九年	七七七	六、五六五、三二二	五四、五四四、〇〇〇	一、八九、二〇一	八、六六六、四〇	四七二	六、四四〇	六、九七二
大正十年	八六六	三、四九七、四一〇	五四、七三一、〇〇〇	三、八八、〇一六	一一、三六二、五五	一一、三二五	一三、九九〇	一四、八六五
大正十一年	八四三	二、五七九、四〇五	六六、一二六、〇〇〇	三、七七、九五五	三一、九二七、三三	二一、一五六	一八、五五〇	三〇、四四六
大正十二年	一、〇一三	二、四二一、八五〇	八四、〇六六、〇〇〇	四、七七、九七七	三七、五〇〇、九一	一四、八五五	三八、五五〇	五三、三五五
大正十三年	一、三一八	二、九六七、〇七三	一〇八、〇六六、〇〇〇	四、九八、〇三五	三六、九四九、六三	二七、五三〇	五四、四一六	七一、九六六
大正十四年	一、三四〇	三、九七、八五五	一〇九、八〇、〇〇〇	八四、一一一〇	三五一、五八、〇〇	二、五六三	五八、三三五	七九、八六六

△伏見信用組合

（昭和二年末現在）

創立年月日	組合員數	出資口數	出資總額	貯金高	貸付高	所在地
明治三十八年七月一日	一、九六六人	一三、一八八口	二六三、六〇〇円	八四、四〇〇円	五九、八六〇円	伏見町字上南部

△公益社團法人伏見十六會

（昭和二年末現在）

創立年月日	貯金部會員數	契約高	新貯金高	貸付高	所在地
明治二十八年二月十六日	一五、三〇八人	一四、三六、三七〇円	三、〇四八、五九九円	二、九三七、三九九円	伏見町字上南部

△諸會社

公稱資本	拂込資本金	主ナル營業	住所	法人名
三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	酒類、酒精含有飲料、酒粕製造販賣	本材木	株式會社大倉恒吉商店
五、〇〇〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	酒類酒精含有飲料清涼飲料製造販賣	竹中	寶酒造株式會社
七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	石油、油脂販賣、興行物投資	堀詰	株式會社永井商店
三〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	酒類釀造販賣	村上	吳竹酒造株式會社
六三五、〇〇〇	三一二、五〇〇	醬油味噌製造、不動產賣買	片原	丸竹醬油株式會社
一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	土木建築請負	京町北七丁目	株式會社 增田組
二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	自動車營業	京町四丁目	京阪自動車株式會社
三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	貨物運送、倉庫業	津知橋	伏見運送株式會社
一〇〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	清酒釀造販賣	東菱屋	伏見酒造株式會社
五〇〇、〇〇〇	二三五、〇〇〇	土木建築工事受負	京町大黑	小畑商工株式會社
六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	料理、旅館	豐後橋	株式會社澤文本店
一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	銀行業	紺屋	株式會社京都通商銀行
一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	酒類製造	片原	共同酒造株式會社
三七、〇〇〇	三七、〇〇〇	金物木工、新古品諸道具賣買	兩替町四丁目	合名會社淀野三吉商店
二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	木炭、石油販賣	南濱	津田尙合名會社
三、〇〇〇	三、〇〇〇	貨物運送	地方山崎	合名會社丸共運送店
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	石炭販賣	吳服	松吉合名會社
五、〇〇〇	五、〇〇〇	昆布加工販賣	京橋塩屋	合名會社桝定商店
三、〇〇〇	三、〇〇〇	遊船取次	南濱	伏見網船合名會社
二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	石炭、木炭販賣	土橋	伏見石炭合名會社
二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	飲食料品、酒類販賣製造	帶刀	合名會社柴政商店
四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	化粧品製造販賣	平野	合名會社昇英堂
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	砂糖雜穀卸小賣	紺屋	合名會社山治商店
三、〇〇〇	三、〇〇〇	鋸刃板金庫ゴム類製作販賣	七軒	合名會社山田製作所
三、〇〇〇	二、四〇〇	自轉車販賣修繕	京町二丁目	合名會社山本輪業社
五、〇〇〇	五、〇〇〇	礦油販賣貨物運送	銀座二丁目	合名會社丸三商會
一八四、五〇〇	一八四、五〇〇	酒類釀造	伯耆	伏見向陽酒造合名會社
一、五〇〇	一、五〇〇	繩莚製造販賣	奈良屋	伏見繩莚合名會社
一、七〇〇	一、七〇〇	活版印刷	上南部	合名會社伏見活版印刷所
三、五〇〇	三、五〇〇	吳服販賣	新町四丁目	合名會社伏見屋吳服店
六五、五〇〇	六五、五〇〇	綿毛糸製造販賣	肥後	藤本紡績合名會社
二、〇〇〇	二、〇〇〇	製材卸小賣	桝形	合名會社藤井材木店
三、〇〇〇	三、〇〇〇	洋鐵、諸機械付屬品販賣	車	尾谷合名會社
三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	酒類釀造販賣	伯耆	合名會社下村本家
一〇七、〇〇〇	一〇七、〇〇〇	吳服類販賣	備後	合名會社隅田屋吳服店
六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	酒類釀造販賣	銀座一丁目	井上酒造合資會社
二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	石鹼、油脂、染料類賣買仲立	三栖向	合資會社岩直商店
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	石木炭、生魚賣買	南新	合資會社畑宮組
一〇、〇〇〇	五、五〇〇	有價証券賣買交換	銀座一丁目	日本証券合資會社
三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	工事請負、付帶事業	南新	西村組合資會社
一、〇〇〇	一、〇〇〇	薪炭、酒醬油、氷、清飲水販賣	下大手	合資會社西澤彌三郎商店
一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	時計貴金屬賣買	帶刀	合資會社鳥井商店
五、〇〇〇	五、〇〇〇	酒類釀造販賣	地方山崎	岡本酒造合資會社
三、〇〇〇	三、〇〇〇	諸機械鑄物製造	三栖一丁目	合資會社吉田鑄造所
五、〇〇〇	五、〇〇〇	牛肉食料品販賣	大阪	合資會社立本商店
三、五〇〇	三、五〇〇	薪炭燃料販賣	丹波橋	合資會社竹仁商店
五、〇〇〇	五、〇〇〇	紙函製造販賣	平野	合資會社竹村紙函製造所
一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	米穀委託販賣	革屋	合資會社竹中商店
二、〇〇〇	一、五〇〇	醬油販賣	土橋	合資會社高橋商店
		砂糖菓子販賣	堀ノ上	合資會社上田商店

△其ノ四

種別	価格	価数量
糊糊		
大正十一年	二五、四六	四二、四六枚
大正十二年	四九、五三	元五、〇〇〇
大正十三年	五三、三三	四、七五〇
大正十四年	四九、二三	三六〇、〇〇〇枚
昭和元年	四八、五八	元、〇四〇
昭和二年	四九、〇九	八、八〇〇

△其ノ三

種別	価格	価数量
鋸		
箔類	二九、五〇〇	四、七五〇
瓦	六〇、〇〇〇枚	五六、〇四〇
紙	一五、六〇〇	八、八〇〇
製粉	二六、一〇〇〇〆	三、四〇〇
湯葉	一〇、一〇〇、〇〇〇	六七、一〇〇
醤油	六、四五〇	一五、七五〇
デキストリン	四一〇、〇〇〇	四一、〇〇〇
綿	六、〇〇〇〆	三〇、〇〇〇

△其ノ二

種別	価格	価数量
酒粕	七一一、六〇〇	二五、〇〇〇
蚊印	一五〇、〇〇〇	一四八、〇〇〇
香油	九五五石	四〇、〇〇〇
銅眞鍮板金	六四、五〇〇貫	三、〇〇〇
黄銅伸板	五五、二〇〇斤	四五、一六〇
銅眞鍮線	九七八、四八〇	八三、〇〇〇
銅板	九〇、〇〇〇	五九、一六〇
亞鉛板	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
銅粉	四、一一〇〇封度	二、〇〇〇

△其ノ一

種別	価格	価数量
絹糸		
硫酸曹達	八二五、〇〇〇ポンド	八、一二五
依的兒	一三〇、五〇〇	五九、一五〇
塩酸加里	一八、〇〇〇ポンド	五九、四〇〇
過酸化曹達	六、〇〇〇	三一、二七〇
織物	五三一、六〇〇碼	一一一、〇六〇
飲料水	二、〇〇〇石	六〇、〇〇〇
黑味	八四、〇〇〇	一一、〇五〇
黑鉛	七八、〇〇〇	三、〇〇〇

△主要工産物

▽事業上現存セザル會社アルモ未ダ解散ノ手續未了ナルニ付掲出シタリ

昭和二年

種別	価格	価数量
麻糸		
厦物販賣	一、〇〇〇	一、〇〇〇
白米薪炭酒販賣	二、〇〇〇	二、〇〇〇
金銀選用、土地証券賣買	三、〇〇〇	三、〇〇〇
鋼帶製造販賣	三、〇〇〇	三、〇〇〇
砂糖小麦粉菓子販賣	二、〇〇〇	二、〇〇〇
酒醬油空樽賣買	四、〇〇〇	四、〇〇〇
酒類販賣製造	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
清酒醸造販賣	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
北久米三栖牛		
京橋塩屋豊後橋麿匠		
大阪三鐘木三栖岡		
梅合資會社村式調帶合資會社櫻井清次郎商店		
北合資會社米由資會社		
東塩合資會社喜多川商店		
桃山濱飴屋酒樽合資會社		
造合資會社		

△其ノ五

種別	価格	価数量
帶地織物		
團扇	四〇〇、〇〇〇本	二八、五〇〇
扇骨	四八〇、〇〇〇	二、五〇〇
味噌	二八、六〇〇〆	五五、五〇
煉羊羹	三〇〇、〇〇〇本	九〇、〇〇〇
鑛物類	六二、六〇〇〆	四四、八〇
インキ	四三〇石	二六、二〇
絹糸		
染物	三一、七五〇〇〇碼	九三、三〇〇
組紐	五、〇〇〇ゴルマス	六、二四〇
カタン糸	四四、〇〇〇〆	二〇、〇〇〇
金糸	五二、三〇〇	二二、三八〇
桶樽類	二四〇、四〇〇個	四五二、〇〇〇
折箱	三六二、二〇〇	二、三四〇
竹籠	一〇三、六〇〇	二四、五五〇
籠	七二、二〇〇枚	八六、六〇〇

△主要農作物

▽別表中ニ掲出セルモノハ重復ヲ避ケテ省ク

昭和二年

種別	作付反別	収穫高	価格
米	四九六反	一二三五石	八七七〇円
麥	六	二二	一六二
大豆	五	六六	一六八
甘藷	一五	二、三〇〇	四六〇
小豆	二二	二二	六〇
馬鈴薯	四	一、六〇〇	一六〇
蘿蔔	一	三四五	
青芋	五九〇五	三五	
葱	五、三〇〇五	一三五	
豌豆	一五五	三三	
蠶豆	二二	一六	
胡瓜	10	五、〇〇〇	一、七五〇
南瓜	八	七四〇	三三
茄子	一五	九、〇〇〇	二、七〇〇

△肥料消費高（販賣肥料）

昭和一一年

種別		單價數量		一石價格	一反收穫高	一反收穫歩高	一收穫高
植物質肥料	菜種油粕	五、〇五〇貫	四一、七三〇円	七八、〇〇〇貫	糯粳	糯粳	一、六五五〇
	大豆油粕	三、八〇〇	一六、三四〇	四、三〇〇	二、三七	二、六一	
	米糠	四、四〇〇	七四八	一、七〇〇	三九、三六	二、二、九	九四五
動物質肥料	人糞尿	四、三五〇	一、七五〇	一五〇	四四、六三	二、六、八	一、四五
	人尿	一、七五〇	一五	一〇〇	二、三、六		
	牛馬著尿	一、五〇	一三	八〇	四三、七五	二、三、五	一、三七
	過燐酸石灰	一五〇	二六五	一九〇	三四、六五	二、二、三	一、三三
	草木灰	七八〇	一六、七〇	四〇			
	芥屑灰	一九〇		三六	四九、二五	二、二、四六	一、四二六

△其ノ二（自給肥料）

種別	單價數量	種別	單價數量
人糞尿	四、三五〇	堆肥	五、九〇〇
人尿	一、七五〇	推肥	一〇、五〇〇
牛馬糞尿	一、五三〇	糞	二、八八〇
		草木灰	一七〇
		塵芥灰	二〇〇
		計	六、四二五

△茶（昭和一一年末現在）

茶園反別		製茶産額及價格					製茶機械台數				業者	
煎茶園	覆下園	煎茶	玉露	碾茶	茶番茶		揉捻機	葉打器	精揉機	生葉篩	栽培製造	販賣商	製造販賣
七反三畝〇歩	九町一反二畝三歩	四九七貫	一、六〇〇	七六三	二六四三		三台	一	一	四	八	二〇	九
三七二八円		三、六〇〇	九、四三八										

マ茶園ハ伏見町地内ニナシ、從ッテ表示反別ハ業者ガ他町村ニ所有スル茶園反別ヲ示ス

△家畜

昭和一一年

種別		馬	牛
一頭		八	二四
二頭			三
三頭又ハ四頭			一
五頭以上			一
計			二八〇
牝頭數			四五
牡頭數			一二八
計			一五三
牝年齢			
牡年齢			七
計			七

△家禽

昭和一一年

種別		鷄
雌		八四
雄		三四
雛		七三
産卵數量		六、六五〇
同上價格		一六、六四五〇
十羽未滿飼育		三八〇
十羽以上飼育		三五
五十羽以上飼育		四
飼育合計		七六

△水産業者

昭和一一年

種別		計	製造業	殖業	計	製造業	殖業
本業	男	二九六	二五四	四二	二九六	二五四	四二
	女						
	計	二九六	二五四	四二	二九六	二五四	四二
副業	男						
	女						
	計						
計	男	二九六	二五四	四二	二九六	二五四	四二
	女						
	計	二九六	二五四	四二	二九六	二五四	四二

△水産製造物

種別		數量	價格	一貫目單價
チカ		一二、六五〇貫	三〇四、三五〇圓	二、五〇〇厘
マクボ				
ヨコ				

△漁獲物

昭和一一年

種別	數量	價格	一貫目ニ付價格

年次	種別		昭和元年	昭和二年
△畜犬及野犬（警察）	畜主	畜犬	九五二	九六七
	畜犬	斃死	—	—
		撲殺	—	—
		計	—	—
	狂犬	斃死	—	一
		撲殺	—	五
		計	—	六
	人ヲ咬傷セシ犬	溺死	二	六
		轢死	七	一
		倒死	一	—
		壓死	—	—
		傷死	三	一
		中毒死	三	三
		其他	五	五
		殺人未遂	四	四
		放火未遂	一	一
		强盜	五七八	五七八
		失火	一六	一六
		傷害及致死証	四	四
		其他	二八	二八

年次	種別		昭和元年	昭和二年
△火災及損害（警察）	失火	放火其他	二	二
			三	三
	全焼		一八	一八
	半焼		六	六
	即時消止		一二	一二
	損害見積高		三、四三円	三、四三円
	常備消防員		一〇六人	一〇六人

年次	種別		昭和元年	昭和二年
△檢視及檢證（警察）	檢視ニ檢證ニ	溺死	六	二
		轢死	七	七
		倒死	一	一
		壓死	—	—
		傷死	三	三
		中毒死	三	三
		其他	五	五
		殺人未遂	四	四
		放火未遂	一	一
		强盜	五七八	五七八
		失火	一六	一六
		傷害及致死証	四	四
		其他	二八	二八

年次	種別		昭和元年	昭和二年
△水産養殖（鯉）	鯉、鰻、其他ノ魚類合計		四五〇	二八七〇
	養殖場數	養殖面積	二三	二三五〇
	收獲高	數量	一七〇	一二一五
		價格	九六九	一、二二六
		單價		五、七〇〇

年次	種別		昭和元年	昭和二年
△貸座敷（警察）	遊廓	遊客	七、五七二	三、九一二、二四二
		消費金	七、九四五	五、七〇五
		遊客一人平均消費高	二、三七五	一、二七五
	貸座敷年末現在		一〇〇	一〇〇
	娼妓		三四一	七八

年次	種別		昭和元年	昭和二年
△興行場（警察）	劇場數		一	一
	興行日數		二四六	二四六
	觀客		四、七〇八	四、七〇八
	收入		一〇、九六円	一〇、九六円
	活動寫眞興行場數		三	三
	興行日數		九二三	九二三
	觀客		二、八四	二、八四
	收入		四、八五円	四、八五円

年次	種別		昭和元年	昭和二年
△接客業者（警察）	藝妓	舞妓	一	一
		仲居	六〇	六〇
		雇仲居	一	一
	遊藝師匠		一九	一九
	同稼人		九	九
	俳優		一	一
	娼妓		四一九	四一九
	計		五六	五六

年次	種別		昭和元年	昭和二年
△工場（警察）	工場數		一七五	一〇六
	工場建物坪數		九、五五〇	九、六〇七
	直接作業從事	男	四、九五一	四、九五一
		女	一、三七	一、三七
		計	五、二六八	五、二六八
	勞働人夫	男	三九八	三九八
		女	—	—
		計	三九八	三九八

年次	種別		昭和元年	昭和二年
計	特別工場		一七五	一〇六
	雜食物		一〇、七〇五	一、七〇五
	飲料		三五、六五〇	三五、六五〇
	化學		一、〇五〇	一、〇五〇
	機械		四、五〇	四、五〇
	織染		一三五	一三五

マッチ製造ハ工場法ヲ適用セル工場ノミニシテ、種別中、化學トアルモノニハ酸素、鑛具、護謨、煙火、製藥上ハ工場法ヲ適用セル

△宿屋及宿泊人員（警察）

昭和二年

宿屋	男	女	計
一一三	一二、一五二	三、〇五〇	一五、二〇二

△警察取締營業

昭和二年

印刷業	理髮	料理清涼飲食業	凍氷製造	全販賣人	獸肉營業	牛馬商	製藥	藥種商	賣藥商	魚鳥類	質商	古物商	器度量衡賣販
五	八八	六	一	二二	五五	一七	一四	一九	一五〇	二	三二	四一五	四

△其ノ二

火藥商	代書業	旅人宿	下宿屋	木賃宿	料理店	飲食店	人力車場	貸自動車營業	運送業	陸仲仕	湯屋	劇毒物營業	工場製造所並
二	一七	九六	八	九	六二	四七七	一二	七〇	二八	四二八	四七	二三	七六二

△其ノ三

遊技場	待合	席貸	貸座敷	新聞雜誌社	活版業	雇人紹介業	藝娼妓紹介	牛乳販賣
五九	三	四	一二二	一七	二二	七	五	八

△國税（直接國税）

税目＼年度	地租	營業所得税	營業税	賣藥營業税	資本利子税
大正十一年度	二一、四九四、八三〇	三八、三三一、三三〇	六一、六一九、六〇〇	四五〇〇	—
大正十二年度	二一、五七二、三〇	二七、五九、六六〇	五五、一六〇、九七〇	二一、五〇〇	—
大正十三年度	二一、五〇一、一九〇	三三、五三八、八〇	五一、六〇三、一〇〇	一、〇三〇	—
大正十四年度	三一、二六、七五〇	二六、四五、〇三〇	七九、八〇三、〇〇〇	一、一〇〇	—
昭和大正十五年度	二一、五三、一四〇	二七、一九、二二〇	五六、一五、三三〇	九九四〇、九三	—
昭和二年度	二一、六三、六二〇	一八、七〇、六二〇	收益税 四三、五〇、〇二〇		八、八四〇

△町税（決算）

特別地租	賣藥營業税付加税	所得税付加税	營業税付加税	家屋税	雜種税	營業税	地租	合計
—	一四三八〇	八、〇六八、〇九〇	五六、七九、三五〇	四九、五七、〇四〇	三五、八四、八七〇	五、二四九、二〇〇	八、〇九七、四三〇	一六四、三九七、二七〇
—	一、〇九〇	一〇、九七、一八〇	四三、九四八、九三〇	七三、一一〇、六六〇	四四、〇六〇、八八〇	四、一四〇、一〇〇	四、〇五一、五三〇	一六、六五、四五〇
—	一、一四〇	一一、八三、〇四〇	六一、五六、八四〇	五五、〇四一、三〇〇	六六、三〇一、四一〇	四、二五六、六一〇	七、一六〇、一九〇	二〇七、五七、〇七〇
—	—	九、八六〇、六三〇	七九、八四〇、二三〇	五五、九六、六四〇	六七、八四六、二九〇	四、〇七七、五四〇	七、八三、六三〇	二三五、五六八、八三〇
—	—	三、四六八、七一〇	三一、四六、三三〇	五一、四〇一、一三〇	四七、八〇五、〇〇〇	三、七五、四六、〇四〇	七、六四、九三〇	一一〇、九四、四五〇
—	七六、五一〇	四八、四九一、八三〇	四五、〇六〇、九一〇	三五、一五、九二〇	五九、九三一、九二〇	九、〇五一、一〇〇	七、七四、九四〇	二〇七、五七、〇七〇

△間接國税

税目＼年度	酒税	醬油税	其ノ他	計	通税	直税	計	相續税
大正十一年度	五、七三四、五八八〇	八、九四五、八五〇	三三、七三〇、〇三〇	五、七七、二七四、五〇	五、九九、九一四、二五〇	六、〇六六、五四〇、〇四〇	一一、六五九、五五〇	二一、六五九、五五〇
大正十二年度	五、八三、六四、八七〇	一一、一四四、四〇	一〇、三一七、四二〇	五、八四〇、三六、七八〇	六、〇六六、五四〇、〇四〇	六、〇〇一、三三一、一七〇	一二、〇六七、一七〇	四三、四七、二六〇
大正十三年度	六、七五、九四、六〇	一〇、三四四、三七〇	七、一四五、九二〇	六、八〇八、六四、九七〇	七、〇〇一、三三一、一七〇	一一、三三一、一七〇	一五、六七、一〇〇	一五、六七、一〇〇
大正十四年度	六、三八、九一、三三〇	八、八三一、九四〇	四六、三三、六六〇	六、五三、八四、八一〇	六、五〇、三一〇、四三〇	一〇六、四六一、六〇〇	一〇六、四六一、六〇〇	一〇六、四六一、六〇〇
昭和大正十五年度	六、五五三、一五二、三五〇	一、六一〇、五九〇	一九六、一九一、三六〇	六、七一一、九〇五、四五〇	七、一一一、九〇五、四五〇	五、八四〇、一四一、一〇〇	一、九九五、二〇〇	五五一、八四〇、一五〇
昭和二年度	七、一三八、一六五、一一〇		一一、一六六、〇四〇	七、一五〇、三五一、二一〇	七、一五九、一一五、二五〇	四、二〇三、六六〇	四、二〇三、六六〇	四、二〇三、六六〇

△町税課率（壹圓當）

税目	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度
府税地租付加税	円三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇
同營業税付加税	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
同種税付加税	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇
同所得税付加税	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
同家屋税付加税	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
同雜税付加税	一、六〇	一、一〇	一、六	一、六〇	一、五〇	一、〇〇〇

△町費歳入出豫算（歳入）

科目	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度
雜收入	一、二四九円	一、二四九円	一、二四九円	一、二四九円	一、二四九円	一、二四九円
財産ヨリ生ズル收入	一、二四九円	一、二四九円	一、二四九円	一、二四九円	一、二四九円	一、二四九円
使用料及手數料	二、四三八	二、四三八	二、四三八	二、四三八	二、四三八	二、四三八
國庫下渡金	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇
交付金	一、三四九六	一、三四九六	一、三四九六	一、三四九六	一、三四九六	一、三四九六
國庫補助金	八、九〇二五	八、七〇二五	五、七〇二五	七〇二五	三〇二五	三〇二五
報償金	一、七〇二五	一、七〇二五	一、七〇二五	一、七〇二五	一、七〇二五	一、七〇二五
繰越金	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇
雜收入	二、六〇〇〇	二、六〇〇〇	二、六〇〇〇	二、六〇〇〇	二、六〇〇〇	二、六〇〇〇
町物借代	一、二〇〇〇	一、二〇〇〇	一、二〇〇〇	一、二〇〇〇	一、二〇〇〇	一、二〇〇〇
雜收入合計	三、五七八円	三、五七八円	三、五七八円	三、五七八円	三、五七八円	三、五七八円
經常部金額	三、五一四一	三、〇九四円九三〇	三、〇八五	三、〇九四円九三〇	三、四二一	二四九五五
臨時部金額					七八一、七七六〇	一、四九五五
歳入出豫算合計	三、五一四一	三、〇九四円九三〇	三、〇八五	三、〇九四円九三〇	七八五、一九六〇	一、四九五五

△諸税負擔

税目	昭和三年度ニ於ケル自動車税課率ハ	昭和元年度決算
同直接國税	一、三〇〇	一、三〇〇
同同一戸當税額	一、一〇〇	一、一〇〇
同同同府税	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同	一、一〇〇	一、一〇〇
同同同同同同同同	一、三〇〇	一、三〇〇
同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	五〇〇	五〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同	五〇〇	五〇〇
同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同	五〇〇	五〇〇
同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同	五〇〇	五〇〇
同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同	五〇〇	五〇〇
同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同	五〇〇	五〇〇
同同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同同同	五〇〇	五〇〇
同同	一、六〇〇	一、六〇〇
同同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同

町税計		二〇九、三三三	
二九八、四五七			
歳入合計	四拾六萬八千七百五拾一圓		
△其ノ一	（歳出）		
經常部	科目	金額	
神社費	二、五九三		
會議費	五二、九八九		
役場費	一六、八一二		
土木費	一三四、〇九三		
教育費	四、〇九七		
青年訓練所費	六、二五三		
伏見景勝病院費	一、六一八		
傳染病豫防費			
トラホーム豫防費	一二		
結核豫防費	一五三		
汚物掃除費	一三、七八一		
墓地費	五		
公設市場費	一、三二九		
臨時部			
祝費	三、〇〇〇		
土木費	八、九一八		
教育費	二、七〇〇		
傳染病院費	五、八八一		
傳染病豫防費	二七五		
家畜傳染病豫防費	一		
汚物掃除費	一、九四〇		
積立金	二、九六八		
公債費	一三、三〇〇		
繰入金計	一七〇、二九四		
勸業費	七二二		
職業紹介所費	二、七四九		
公益質舗費	一、七四三		
地方改良費	四〇〇		
救助費	三一		
警備費	七、〇八五		
基本財産造成費	一、三三七		
財産擔保費	一、〇四二		
諸税	二〇		
公金取扱費	二五〇		
交付金	五〇一		
雜支出	六、五四九		
豫備費	五、一九二		
計	二七一、四五一		
積戻金	二、〇三六		
寄附金	四、五〇〇		
補助金	二、四〇〇		
市制施行調査費	三〇〇		
調査費	一〇〇		
教育費本年度支出額	一四八、九八一		
隔離所費			
職業紹介所費			
警備費			
計	一九七、三〇〇		

△町有財産

昭和三年一月現在

種別	有價証券	銀行預金	土地	建物	積立金
町基本財産	七、〇一〇、五〇〇	一、〇六四、四〇〇			
教育基本財産	一四、四二五、〇〇〇	三、二九四、三三〇			
幼稚園基本財産	三六五、〇〇〇	一四五、七七八			
救濟基本財産	一、六五〇、〇〇〇	二四八、五六〇			
社會事業基本財産		八、五八〇、一一〇			
町財産			二一〇坪一九	二六反九二二	
學校財産			三四、六二四	一九棟	三〇七、八七五
積立金				六七、〇〇	二、九三〇、二五
町營家屋財産		一八、〇七六、四五〇	六二坪七二	一〇棟	三三三坪四〇
町公會堂財産	二、二五〇、〇〇〇	一五二、三一〇	一五二、一七〇	四	八一、七五〇
伏見病院財産					
御下賜金財産		一六八、五一〇	五、〇〇〇	二五	五五三、七五〇

△町吏員俸給

昭和三年度

種別	人員	俸給年額	最多額	最寡額	平均額
名譽町長	一	一、二〇〇			
名譽助役	一				
有給助役	一	一、八〇〇			
收入役	一	一、三〇〇			
副收入役	一	一、一〇〇			
主事	一	一、七〇〇			
技手	二	一、七七六			
書記	二二	一六、四一六	一、二〇〇	五七六	八八八
掃除監視	二	一、二四八	一、一一六	五七六	七四六
職業紹介所書記	二	一、二二四	六八四	五六四	六二四
公設市場書記	一	五六四	四四四	八〇	六一二

書記補	六	三、一二〇	五四〇	四八〇	五一六
事務雇	一	四七四			

△役場文書件數

昭和二年

普通文書		令達	議案	願届						戸籍			其他	口頭受理	租税及收入ニ關スル徴收令書傳令書告知書等	經由文書	計
最初發送シタル事件	最初收受シタル事件																
二、二二四	五、六九〇	三三九	七〇	二、九三八	六、八八五	三、〇〇八	一、九二八	三、二二	二六、〇八三								

△戸籍關係ノ受件數

戸籍ニ關スル届書申請　同　受　發　件　數　寄留ニ關スル届書　同　受發件數　戸籍及寄留謄抄本交付件數

二、九三八件	二、五〇九件	二、八六八件	六、三〇六件	二、七四三件													

△同上ノ届書申請書内譯

昭和二年

出生	婚姻	死亡	入籍	離籍	養子	隱居	相續人氏名指定變更	養子縁組	親權	分家	廢絶	家再興	認知	離婚	家督相續	廢家絶家	其他
九七八	三一四	六七三	三三	二七六	二五	二〇	八一	一一七	七二	八五	三三	三二	一二五	二二	一三八		

△議員並選擧有權者

昭和二年

衆議員				府會議員				町會議員			
定員	有權者	定員	有權者	定員	有權者	定員	有權者	定員	有權者	定員	有權者
旧 一、四七八	旧 六、二七二	新 一	新 六、〇四六	旧 一	旧 三〇	新 一	新 六、〇四六	旧 一	旧 三〇	新 一	新 六、〇四六

△新聞及雜誌（有保証）

昭和二年

題號	發行別	發行所	發行人	電話
明治新聞	日刊	伏見町字三栖向	藤井音次郎	四九五
大正新聞	月三回	仝　字京町大黒	前田三郎	
十六新聞	月刊	仝　字上南部	河村德之助	
報德新聞	仝	堀内村字伊賀	倉橋四郎	七八〇
山城新聞	月三回	伏見町御香宮門前町	岩城逆	
京都陶磁器新聞	月刊	仝　両替町	藤井文作	
相互太陽新聞	日刊	仝　字上風呂屋	西川政次郎	五八三
公正時報	月刊	吉祥院村奥村工場内	奥村雄一	四、三〇〇
昇英堂商報	仝	伏見町字下南部	八島喜代三郎	四二三
大乘	仝	堀内村三夜荘	桂本瑞俊	一五七
使命	仝	伏見町字大阪	村田太平	
每夕新聞	日刊	仝　京町二丁目	小棚利一	一、〇〇四
社會衞生新聞	不定期	字粟樂二丁目	車戸喜太郎	
興之友	月二回	仝　字平野	大倉並藏	
關西小學生新聞	月三回	深草町直違橋七丁目	池田素雄	

伏見町職員

町長	伏見町字肥後	酒造業 勳七等	中野種一郎
助役	堀内村字毛利長門		間部忠雄

◎第一部

部長 兼庶務課長心得	伏見町字菊屋		主事 古川正義

庶務課

課長心得	伏見町字菊屋	第一部長	主事 古川正義
工務係長	伏見町字菊屋		技手 古川幾松
庶務係長 兼選擧係長	仝 字肥後		書記 澤正
兵事係長	仝 字肥後	勳七等	書記 上田義範
統計係長	仝 字村上		書記 西田四郎
學務係長	仝 字南裏		書記 櫛橋資
產業係長	仝 字菊屋		書記 池田一
庶務係	仝 字菱屋		書記 海保孝利
庶務、工務、學務、兵事係	仝 字聚樂二丁目		書記 岡島頼二
工務係	新神足村字友岡小字町浦		技手 鈴木藤一郎
庶務係	京都市上京區智惠光院通一條上ル		書記補 岡井伊作
仝	伏見町字板橋二丁目		書記補 加藤清辰
農業技手	大山崎村字円明寺		技手 小泉半六
學校改築工事監督	堀内村字福島太夫		技手 坂本卓枝

衞生課

課長 兼衞生係長心得	伏見町字肥後		書記 生野周旭

社會係長心得	伏見町字三栖向	職業紹介所書記	宇佐美定治
衞生、社會係	堀内字羽柴長吉	書記補	神路寛二
衞生、社會係	仝 字福島太夫	公設市場書記	尾崎秀雄

戸籍課

課長	京都市上京區下立賣七本松東入	書記	高木保秀
戸籍係長	伏見町字京町北八丁目	書記	田畑榮三
戸籍係	仝 字景勝	書記	新見六郎
仝	仝 字上中	書記	木村龜吉
仝	八幡町字八幡小字山柴	書記補	吉岡金吉

◎第二部

稅務課

部長	堀内村御香宮裏門前	助役	間部忠雄
課長	伏見町字新大黒	副收入役	淺田重次郎
國稅係長兼督稅係長心得	深草町大字大龜谷小字八島	書記	田中竹之助
府稅係長兼町稅係長心得	伏見町字新大黒	書記	北村善吉
督稅係	深草町字直違橋八丁目	勳八等 書記	淺田熊吉
仝	京都市上京區吉田中阿達町	正七位勳六等 書記	西村谷三郎
仝	伏見町字上南部	勳七等 書記	木本彌吉
町稅係兼府稅係	大久保村字廣野	書記	狩野巳三郎
町稅係	京都市下京區本町二十二丁目	書記	今西兵太郎
督稅係	伏見町字板橋二丁目	書記	野々口馬之助
府稅、國稅係		書補	寺林貞二

仝	大山崎村字下植野	書記補	本部眞一郎
督稅係	宇治町字森町	書記補	平井熊次郎
國稅、府稅、町稅係	向島村字又兵衛島	書記補	中村信治郎

會計

課長	伏見町字紙子屋	收入役	西田宗吉 伏電八七五番
會計係長	深草町字鳥居崎從七位勳五等功七級	書記	木原靜五
會計係	伏見町字兩替町十丁目	書記	出口吉次郎

職業紹介所

所長	兼 伏見町主事		古川正義
職員	兼 伏見町書記	(專)職業紹介所書記	生野周旭
仝		(專)職業紹介所書記	宇佐美定治
仝		(專)職業紹介所書記	薄田城之助

公設市場

職員	兼 伏見町主事		古川正義
仝	兼 伏見町書記		生野周旭
仝		(專)公設市場書記	尾崎秀雄

掃除監視吏員事務所

監督長	兼 町長		中野種一郎
監督	兼 伏見町主事		古川正義
吏員	伏見町字大和	巡視	和田覺治郎
仝	伏見町字南尼ケ崎	勳八等 巡視	杉山由太郎

町立伏見病院

顧問	京都市上京區丸太町下ル	醫學博士	小川瑳五郎 上電四〇五〇番
院長兼內科部長	堀內村字金森出雲	醫學博士	安藤克巳 伏電六〇一番
內科部醫員	堀內村字羽柴長吉	京都醫學士	速見保彥
仝	京都市上京區出町桝形西入相生町	醫學士	知原正三
副院長兼外科部長	堀內村字丹後	醫學博士	阿部四郎 伏電四八三番
外科部醫員	堀內村字供井掃部	京都醫學士	倉護
產婦人科部長	伏見町字上板橋	醫學博士	淺井四郎
產婦人科部醫員	京都市上京區下鴨上川原町	醫學士	一戶信一
耳鼻咽喉科部長	伏見町字伯耆	京都醫學士	服部富三郎
眼科部長	京都市上京區一條御前通西入上ル	京都醫學士	佐古博愛
レントゲン科	深草町字瓦町	技手	中鹿正義
マッサージ科囑託醫員	深草町字南蓮池		河村卯一郎
調劑部長	堀內村字立賣一丁目	藥劑師	佐藤喜久三
調劑部員	京都市上京區西寺町通仁王門上ル正住寺町	藥劑師	栗山善太郎
事務長心得		助役	間部忠雄
職員	堀內村字羽柴長吉	伏見町主事	古川正義
仝	京都市上京區河原町通	町立伏見病院書記	下村小三郎
仝	丸太町上ル桝屋町	町立伏見病院附屬救療所書記	芝田藤助
仝	伏見町字鍋島	町立伏見病院書記	村秀一
仝	橫大路村字長畑	町立伏見病院書記補	小泉八重子
仝		町立伏見病院事務囑託	水野定藏
仝		町立伏見病院宿直囑託	別府直三郎
看護婦長		看護婦	西山ハッエ
看護婦副長		看護婦	安田富枝

町立伏見病院附屬救療所

所長	町立伏見病院長	安藤克巳	看護婦
副所長	町立伏見病院副院長	阿部四郎	揑月チヨ
專任醫員	兼町立伏見病院醫員	知原正三	
仝調劑員	兼町立伏見病院調劑員	栗山善太郎	
仝書記	兼町立伏見病院書記	芝田藤助	

町立伏見病院附屬看護婦學校

校長	町立伏見病院長	安藤克巳	
專任職員	兼町立伏見病院醫員	速水保彥	

町會議員

衞生委員、區劃調査整理委員 水道調査委員	伏見町字南新錦製造業	山田藤造	伏電一、四五四番
學務委員	仝 字両替町十三丁目 醫師	下村昇	仝 四三番
土木委員、市制施行準備委員 出納檢査立會人	仝 字新町十一丁目 米穀商	山本藏之助	仝 一五五番
土木委員、出納檢査立會人	仝 字津知橋 用達運送業	吉川宇平次	仝 三二二番
衞生委員、出納檢査立會人	仝 字上板橋 簾製造業	野田與三郎	仝 六八二番
學務委員、市制施行準備委員	仝 字桝屋 米穀商	櫻井利三郎	仝 一二一番
勸業委員、市制施行準備委員	仝 字菊屋 新聞記者	宗形熊五郎	
稅務委員	仝 字朱雀四丁目 友仙業	芝村久次郎	仝 六〇七番
土木委員、治水委員	仝 字御駕籠 酒造業	辻喜代道	仝 五一番
衞生委員、水道調査委員 區劃整理調査委員	仝 字下南部 看護婦養成所長	石戸龜之助	仝 四二七番
稅務委員市制行準備委員	仝 字北尼ヶ崎 米麥商	池上嘉四郎	仝 四〇六番
稅務委員市制行準備委員	仝 字西塩屋 質業	松本喜之助	仝 一二〇番

勸業委員、治水委員	仝 字西堺 酒醬油販賣業	中村新太郎	
衞生委員、區劃整理調査委員 治水委員	伏見町字京町南七丁目 扇骨商	田中留吉	伏電一九四番
勸業委員	仝 字京町大黑 農業	星野市之助	
學務委員、區劃整理調査委員 水道調査委員	仝 字新町七丁目 會社員	越山元之助	仝 一五六番
稅務委員、水道調査委員	仝 字板橋二丁目 米穀商	山形治三郎	仝 四〇三番
衞生委員、區劃整理調査委員	仝 字佛後 吳服商	藤本定七	仝 四六三番
社會事業委員、區劃整理調査委員	仝 字両替町四丁目 洋鉄商	淀野三吉	仝 吾●七六番
社會事業委員、出納檢査立會人 水道調査委員	仝 字鍋島 會社員	今井恒吉	仝 九二七番
土木委員、市制施行準備委員 區劃調査整理委員	仝 字豐後橋 履物商	田村宇三郎	仝 一一四〇番
社會事業委員、水道調査委員	仝 字柿木濱 會社員	長谷川宗次郎	仝 五二一番
學務委員、市制施行準備委員 出納檢査立會人	仝 字讃岐 金融業	竹中實二	仝 二三四番
社會事業委員、治水委員	仝 字伯耆 乾物商	中村太三郎	仝 一二三番
社會事業委員、治水委員 水道調査委員	仝 字村上 倉庫業	岡田彌一郎	仝 一四五番
土木委員	仝 字村上 運送業	川本平四郎	仝 一一五番
勸業委員	仝 字山崎 村木商	千歲喜次郎	仝 三〇番
勸業委員、治水委員	仝 字三栖向 米穀商	金森幾藏	仝 九九八番

有功者

明治四十三年六月十日	有 櫻井又兵衞		
仝	章銀 櫻井利三郎	現町會議員	
仝	伏見町字桝屋 仝	山田常次郎	
仝	仝 字上神泉苑	山本源兵衞	